はじめに

1．最近の情勢の特徴

21世紀に入り、民主党政権の成立とその迷走のなか、わが国は東日本大震災という未曽有の危機に見舞われている。

2000年代中盤以降、小泉構造改革の負の遺産としての格差と貧困が顕在化した。小泉構造改革は、一部の高所得層を除く多くの国民に生活の悪化をもたらすとともに、都市と地方の格差を拡大させることとなった。それは現代における多様な貧困として出現した。

格差と貧困の解決を期待され成立した民主党政権は、これまでにその処方箋を明確にすることができていない。さらに残念なことに、その政権運営は現在では迷走状態に陥っており、問題解決にむけた政策実行は期待できないばかりか、小泉構造改革時代への逆流という状況さえ見られるに至っている。

そのようななか、2011年3月11日に日本社会は大震災に見舞われることとなった。東日本大震災と命名された今回の震災は、地震とそれにともなう津波により、県域を超えた広範囲な地域に甚大な被害をもたらした。またこれにともない、過去最大級の原発事故であったチェルノブイリ事故に次ぐ福島原発での原子炉建屋の水蒸気爆発、炉心のメルトスルーが発生し、1年超を経た現在でも復興に向けためどがたたないという状況にある。さらに現時点では、汚染された牛肉の全国流通にみられるように、放射能汚染被害の全国的規模での拡大が生じている。

日本社会は、格差と貧困の解消という課題とともに、原発事故の処理、震災被害からの復興というさらに大きな課題を背負うこととなった。日本の将来をさし示すには、これら複数の課題に同時進行で取り組み、日本のあり方を大きく見直すことが求められているようである。

2．労福協「調査・研究報告No.30」の到達点

以上のような情勢のなか、愛媛県労働者福祉協議会では、2010年秋、「愛媛における勤労者の生活不安の背景～リーマンショック後の家計と雇用・労働条件～」というアンケート調査を実施した。この調査は、これまで述べた日本社会の二つの課題のうち、その前者、すなわち格差と貧困にかかわる問題、特にリーマンショック以降の勤労者の不安意識の背景を探ろうとしたものである。この点で現時点からみれば、東日本大震災の勤労者に対する影響は含まれていない。

しかし、東日本大震災がこれからの日本に大きな不安を与えていることが事実であるにしても、その不安は、これまでの勤労者の生活不安の上にのしかかり、それと相互作用しながら拡大しているものである。この点で、この調査の分析の限界を意識しながらも、これまでの不安の背景を探ることは十分意味のあることだと考える。

3．今回調査「愛媛における勤労者の生活不安の背景」の課題

今回の調査では、2009年に実施した「県内勤労者の生活と働く環境についての意識」調査（『愛媛にお

ける勤労者の生活と働く環境について』(2010年7月)として公表)を前提としている。この調査は、「働く人々が現在、生活のどのようなところに不安を抱いているか、そのような不安に対して将来、どのような社会保障政策、福祉政策をもとめているのか、現代の社会保障制度、福祉制度についてどのような問題を感じているのか」、「労働組合が取り組むべき課題、民主党政権への期待」などを問題意識として取り組まれたものであった。

アンケートを分析した結果、愛媛県内で調査対象となった勤労者の約8割が、「現在および将来の家庭生活に“不安”を抱えている」と回答し、勤労者のなかでの不安の浸透が明確になった。

今回の調査では、09年調査で明らかになった「勤労者の不安」の背景にあるものについて、労働と生活の現場からより詳しく迫るために、以下の点を念頭に分析をした。すなわち第1に、労働組合に組織されている勤労者本人とその世帯はどのような「姿」をしているのか、ということである。そして第2に、「家計・消費」「賃金・雇用・労働条件」「職場での悩み・不安の相談相手」のそれぞれから見える不安の実相はどのようなものかということである。最後に、自らを守るために必要な、労働者としての「権利」について、勤労者のなかでどの程度認知されているのか、ということである。

以上のことを通じて、労働者の不安の背景を探ること、これが本調査の目的である。

本調査の実施にあたっては、2010年12月に愛媛県内の労働組合の協力を得て、組合員2500人を対象に実施した。ご協力いただいた各団体の方々には、この場を借りて厚く御礼申し上げる。

報告の執筆にあたっては、序章及び第4章を丹下晴喜、第1章を金井令子、第2章を川東英子、第3章を曲田志保子がそれぞれ担当し、とりまとめた。

働く者達の要求の集約とその政策化にとって、この調査が議論の素材となり、様々な方面に役立つことを期待する。

２０１２年3月

執筆者を代表して

愛媛大学法文学部准教授　丹下晴喜

目　　次

はじめに

序　章　調査要項とアンケートから見えてくる勤労者の姿
1　調査要項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2　アンケート対象者を見る視点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
3　アンケート対象者の勤労者としてのプロフィール ・・・・・・・・・・・ 4
4　勤労者世帯の家族の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
5　勤労者世帯の経済およびその担い手 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

第１章　家計について
1　世帯の家計状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
2　家計が苦しいと感じたことの有無 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
3　家計が苦しいと感じたとき ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
4　家計支出の切り詰め ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
5　どのような場合に消費を増やせるか ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39

第２章　賃金・雇用・労働条件について
1　５年後の賃金予想 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
2　賃金が高くなるとは思わない理由 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
3　リーマン・ショック以降の不況対策の実施 ・・・・・・・・・・・・・・ 47
4　不況対策の実施時期 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
5　実施された不況対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
6　リーマン・ショック以降の総労働時間の変化 ・・・・・・・・・・・・・ 56
7　リーマン・ショック以降の時間あたりの仕事量（密度）の変化 ・・・・・ 58

第３章　職場の悩み・不安の相談相手について
1　相談したい悩みや不安の有無 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61
2　悩みや不安についての相談相手 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62
3　相談をしなかった理由 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63

第４章　労働者の権利意識について
1　全体として認知度の高かった項目と低かった項目 ・・・・・・・・・・・ 66
2　年齢階層別にみた特徴 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67
3　男女別にみた特徴 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 69

調査結果集計表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 72
調査票 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 101

序　章　　調査要項とアンケートから見えてくる勤労者自身の姿

1 調査要項

(1)　調査目的

愛媛県内の勤労者を対象に「勤労者の不安意識の背景」についての意識調査を実施し、勤労者の生活問題と自主福祉運動との関わりと課題についてとりまとめ、勤労者福祉の推進を図るための基礎資料とする。

(2) 調査機関　社団法人愛媛県労働者福祉協議会　えひめ勤労者生活情報センター

(3) 調査対象

大王製紙労組	丸住製紙新労組	リンテック・フォレスト三島支部
ＪＡＭ川之江造機労組	住友重機械労組愛媛支部	別子労組
住友化学労組愛媛支部	住友共同電力労組	住友別子病院労組
住化ロジスティクス西日本労組	新居浜建築技能者労組	全国一般愛媛地方本部新居浜支部
エイアンドエル労組	ルネサステクノロジー労組西条支部	クラレ労組西条支部
パナソニックヘルスケア労組西条支部	富士紡績労組壬生川工場支部	ハリソン東芝ユニオン
ＪＥＣ連合太陽石油労組	今治造船労組今治支部	四国ガス労組
瀬戸内運輸労組	全国一般愛媛地方本部今治支部	倉敷紡績労組北条支部
愛媛新聞労組	全東レ労組連合会東レ労組愛媛支部	ダイソー労組松山支部
帝人労組松山支部	四国名鉄運輸労組	タケチ労組
アテックス労組	ＴＭＴマシナリー労組	ＪAM井関農機労組松山支部
ＪＡＭ井関邦栄労組	愛媛銀行従組	帝人化成労組松山支部
四国電力労組愛媛県連絡会	全労済労組	伊予鉄道労組
ＮＴＴ労組四国総支部	ＮＴＴ四国電話帳労組	パナソニックヘルスケア労組松山
伊予銀行従組	四国西濃運輸労組	フジユニオン
日本赤十字労組松山支部	四国労働金庫労組愛媛県支部	全自交労連愛媛地本松山支部
愛媛電算労組	愛媛県農協労組	ダイキユニオン
いよてつ高島屋労組	愛媛日産労組	全日通労組
全農林労組	愛媛県建設労組	愛媛県生協連
日放労四国支部松山放送分会	全国一般労組愛媛地本松山支部	ＪＰ労組四国地方本部
自治労愛媛県本部	愛媛県高等学校教職組	愛媛県勤労会館
宇和島自動車労組	全国一般愛媛地方本部八幡浜支部	全国一般愛媛統一労組宇和島支部
南予通運労組	全水道宇和島支部	四国計測伊方支部

以上の労働組合員２，５００名

(4) 調査事項

主な調査事項は次のとおりである。

① 愛媛の勤労者自身の姿

② 家計について

③ 賃金・雇用・労働条件について

④ 職場の悩み・不安の相談相手について

⑤ 労働者の権利意識について

(5) 調査期日

２０１０年１２月に実施

(6) 調査方法

自記入式アンケート方式

(7) 調査回答状況

調査票配布数	回収数	回収率	有効回答数	有効回答率
2,500 枚	1,838 枚	73.5%	1,829 枚	73.1%

2 アンケート対象者を見る視点

(1) ここでの分析対象

今回の調査においては、連合愛媛や各地域労福協の協力を得て、調査票2,500枚を県内８９の労働組合を通じて配布し、1,838枚を回収し、有効なもの1,829枚を単純集計して分析を行っている。したがってここで得られる結果は、愛媛県において労働組合に加盟する勤労者の姿であることをことわっておかなければならない。以下では、まず、今回調査対象となった勤労者の性格を、アンケートのフェイスシートから整理することから始めたいと思う。

なお、今回のアンケートについては、アンケートの本論に進む以前のフェイスシートにおいて勤労者に対して多数の項目の質問を行っている。これまでわれわれの行ってきた調査のフェイス部分は極めて限定されており、勤労者自身の現在の姿が捉えきれていない面もあった。そのため、今回の調査においては、愛媛において労働組合に組織されている勤労者がどのような姿をしているのか、という点について明らかにするということが課題の一つであった。フェイスシートにおける多数の質問はこのことの反映であり、その点でフェイスシートへの回答部分がそれ自身としてアンケート分析の対象となっている。

(2) どのような視点から分析するか

他方、フェイスシートのそれぞれの項目と本論にあたる部分をすべてクロス集計することは、集計と分

析を複雑にするばかりではなく、勤労者の姿を不明瞭にする。したがってここではまず、フェイスシートに基づく勤労者像を明らかにするうえで、以下の3つの視点を確認しておきたい。

第1に、ジェンダーから勤労者を見るという視点である。今回のアンケート対象者となった勤労者1,829名を性別に分けてみると、男性が1,525名に対して、女性が304名であった。全体に占める割合は男性が83.4%、女性が16.6%であり、今回の調査対象では男性の勤労者が圧倒的であった。これは労働組合に組織された勤労者が圧倒的には男性であることを表している。その意味で労働組合が男性偏重のジェンダーバイアスにあるものと予想できる。

他方で女性についても304名の回答が得られており、労働組合に属する女性勤労者のさまざまな状況、あるいは調査の課題である「不安」の背景分析は可能である。

さらに男女比較を通じて勤労者における性差も明らかにできると思う。この点で今回の分析は勤労者の男女別比較という視点を明確にしたいと思う。

第2に、年齢別に、言い換えれば世代毎に勤労者を見るという視点である。勤労者1,829名を年齢別に見てみると、29歳以下が359名。30～39歳が656名。40～49歳が552名。50歳以上が262名である。構成比で見るとそれぞれ14.3%、19.6%、30.2%、35.9%となっている。調査対象となった勤労者においては、働き盛りの30歳代、40歳代が約6割5分を占めており、比較的キャリアの短い20歳代の若者が2割弱、定年に近い50歳代が1割5分弱である。人数ではばらつきがあるが、20歳代で359名、50歳代で262名の回答を得ており、世代間の比較は可能であると思われる。この点で、労働組合の中心となっている働き盛り世代と若年世代、定年退職前世代の比較という視点から分析を進めたいと思う。

図F－1　回答者の男女別構成比

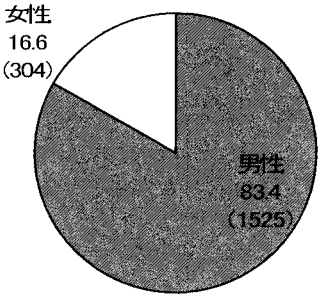

表F－1　男女別年齢別構成　（上段：人、下段：%）

	合計	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50歳以上
全体	1829	359	656	552	262
	100.0	19.6	35.9	30.2	14.3
男性	1525	291	574	448	212
	100.0	19.1	37.6	29.4	13.9
女性	304	68	82	104	50
	100.0	22.4	27.0	34.2	16.4

第3に、地域的視点である。愛媛県は地理的には東予・中予・南予に分けられており、産業構造上もそれらに対応した地域特性をもっている。労働組合は、そのような地域の在り方、特に産業構造の違いに影響を受けると思われる。したがって地域の特性とのかかわりで勤労者の姿を見ることは大切な視点である。

しかしながら、アンケート調査の結果、勤労者1,829名の地域別構成を見てみると、東予地域が812名、中予地域が860名であるのに対して、南予157名にとどまっている。地域別の構成比率は、それぞれ44.4%、47.0%、8.6%となっており、特に南予地域からの回答が極端に少ない。これはもともと南予地域が第1次産業中心の地域であり、雇用者が少ないという事情に加え、長期不況の影響が地域におよび、長く南予で立地していた企業が撤退し、それにともない労働組合員も減少しているということの結果である。

したがって今回の分析では東・中予の勤労者の分析・比較は可能であったとしても、そこに南予の勤労者の分析を含めることは、アンケートの回収数から困難である。

図F－2　回答者の居住地

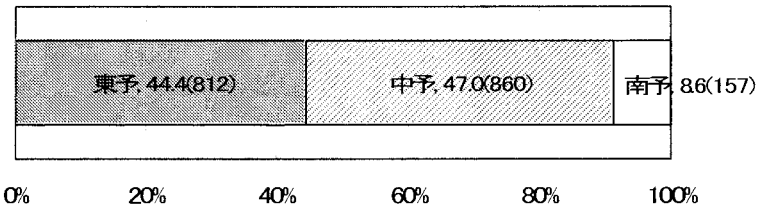

また東予と中予の比較検討は形式的には可能であるものの、その前提となる産業構造比較が十分できてないため、それらの実質的な比較は十分ではないと思われる。

以上のような理由から、今回は、勤労者の姿をより明確にするという点から、ジェンダー的な視点と世代的な視点という二つの視点をもとに、愛媛における労働組合に組織されている勤労者の姿を明らかにしていきたいと考える。より詳しく言えば、勤労者の男女別・年齢別、さらには男女年齢別にみた勤労者像、すなわち以下の構成のそれぞれの勤労者の姿について見ていくことになる。

すなわち、今回の調査対象となった1,829名勤労者のうち、男女別に見えてくる特徴、年齢別に見えてくる特徴を明らかにしたい。そしてさらに、調査対象となった勤労者1,529名の男女別にみた年齢毎の特徴、すなわち男性であれば、29歳以下の291名、30～39歳の574名、40～49歳の448名、50歳以上の212名のそれぞれのなかで見られる特徴について、女性であれば、29歳以下の68名、30～39歳の82名、40～49歳の104名、50歳以上の50名のそれぞれの特徴について、明らかにしていきたい。

第1節　アンケート対象者の勤労者としてのプロフィール

（1）勤労者の就業形態

はじめに、以上で確認したジェンダーと世代という二つの視点から、今回のアンケート回答者の勤労者としてのプロフィールを明らかにしたいと思う。まず勤労者の就業形態である。対象となった勤労者1,829名を就業形態別に分けてみると、正社員が1,720名、契約社員が57名、派遣が7名、その他が45名で、比率でみると94.0%、3.1%、0.4%、2.5%と、圧倒的に正社員が多かった。94%という数字は、このアンケートの対象となった勤労者がほぼ正社員であるとみていい数字である。

男女それぞれについて就業形態を見てみると、男性正社員は1,474名、男性契約社員は37名、男性派遣は4名、その他が10名で、比率でみると96.7%、2.4%、0.3%、0.7%であり、女性正社員は246名、女性契約社員は20名、女性派遣は3名、その他は35名で、比率でみると80.9%、6.6%、1.0%、11.5%であった。

表Ｆ－２　回答者の就業形態（男女別）　　（上段：人、下段%）

	合計	正社員	契約社員	派遣	その他
全体計	1,829	1,720	57	7	45
	100.0	94.0	3.1	0.4	2.5
男性	1,525	1,474	37	4	10
	100.0	96.7	2.4	0.3	0.7
女性	304	246	20	3	35
	100.0	80.9	6.6	1.0	11.5

男女では正社員の比率に若干の差があり、女性の正社員率は低くなっているが、それでも、今回アンケートに答えた勤労者は、男女とも圧倒的に正社員であるといえる。

女性304名について、さらに年齢別に見てみると、正社員の比率は29歳以下の68名で60名の88.2%、30～39歳の82名で73名の89.0%となっており、男性に比べれば低いものの圧倒的に正社員である。これに対して女性の40～49歳の104名では80名の79.6%、50歳以上の50名では33名の66.0%となっており、正社員比率に若干の低下傾向がみられる。母数が少ないため誤差を考えなければならないが、男性の場合とことなり女性の場合は、おそらくは定年退職以前に退職する社員が多いため、このような低下がみられるのではないだろうか。

表Ｆ－３　女性回答者の年齢別就業形態　　（上段：人、下段：%）

	合計	正社員	契約社員	派遣	その他
女性計	304	246	20	3	35
	100.0	80.9	6.6	1.0	11.5
29歳以下	68	60	4	1	3
	100.0	88.2	5.9	1.5	4.4
30～39歳	82	73	4	1	4
	100.0	89.0	4.9	1.2	4.9
40～49歳	104	80	9	0	15
	100.0	76.9	8.7	0.0	14.4
50歳以上	50	33	3	1	13
	100.0	66.0	6.0	2.0	26.0

（5）勤労者の職種

調査対象となった勤労者を職種別に分類してみると、最も多いのが専門職の510名で27.9%、続いて生産技能・建設作業・労務職が452名で24.7%、事務職が374名で20.4%であり、この3職種で全体の73.1%を占めている。これ以外のところで比較的多いのは、運輸・通信の138名、営業・販売の108名であるが、それぞれ7.5%、5.9%にとどまっている。

男女別に見てみると、男性で最も多いのは専門職の439名で28.8%であり、続いて生産技能・建設・労務の427名の28.0%、事務の253名の16.8%であり、この3職種で73.4%である。これに対して女性の

ついてみると、最も多いのが事務職の121名であり、女性全体の39.8%に上る。続いて多いのが専門職の71名で全体の23.4%、さらにこれに続くのが営業・販売の33名で全体の10.9%であり、男性で28%を占める生産技能・建設・労務については25名で8.2%にとどまっている。女性の場合は事務職、専門職および営業・販売職で全体の74.1%を占めている。勤労者の職種のトップは男性が専門職、女性は事務職であり、男性が生産技能・建設作用・労務職が多く、女性では営業・販売が多い点など、職種の性別分業の傾向が見られる。

職種別の勤労者構成を年齢別にみてみると、29歳以下の359名のなかで、最も多かったのは専門職の151名で42.1%であり、続いて生産技能・建設・労務の88名で24.5%、事務の66名で18.4%であった。これに対して30～39歳の656名で最も多かったのが専門職の189名で28.8%、続いて生産技能・建設・労務の179名で27.3%、事務職の137名で20.9%であった。40～49歳では552名では、最も多いのが事務職の129名で23.4%、生産技能・建設・労務の127名で23.0%、専門職の121名で21.9%であった。さらに50歳以上の262名では、一番多いのは生産技能・建設・労務の58名で22.1%、続いて専門職の49名で18.7%、事務職の42名で16.0%、運輸・通信の40名で15.3%となっている。

職種別の勤労者構成を年齢別にみた場合、すべての年齢階層において生産技能・建設・労務職がほぼ4分の1前後を占めているが、特に29歳以下では専門職が全体の4割を占めている点が他の年齢階層と比較して特徴的である。専門職とはなにか、という問題はあり、この点は今回のアンケートでは明確に規定してはいないが、若い層において自らを専門職と規定する傾向が強いのは、他の年齢階層に見られない世代的特徴といえる。

表F－4　回答者の年齢別の職種　（上段：人、下段：%）

	合計	管理	専門	事務	営業・販売	サービス	保安・警備	運輸・通信	生産技能・建設・労務	その他
全体計	1829	48	510	374	108	58	4	138	452	137
	100.0	2.6	27.9	20.4	5.9	3.2	0.2	7.5	24.7	7.5
29歳以下	359	1	151	66	16	8	2	8	88	19
	100.0	0.3	42.1	18.4	4.5	2.2	0.6	2.2	24.5	5.3
30～39歳	656	8	189	137	38	15	0	45	179	45
	100.0	1.2	28.8	20.9	5.8	2.3	0.0	6.9	27.3	6.9
40～49歳	552	24	121	129	37	19	1	45	127	49
	100.0	4.3	21.9	23.4	6.7	3.4	0.2	8.2	23.0	8.9
50歳以上	262	15	49	42	17	16	1	40	58	24
	100.0	5.7	18.7	16.0	6.5	6.1	0.4	15.3	22.1	9.2

さらに職種別の勤労者構成を男女それぞれの年齢別に見ると、まず男性についてであるが、特徴的なことは、29歳以下の男性291名のうち最も多いのは専門職の123名で42.3%を占めている。これはすでに述べたように他の年齢階層と全く異なった分布である。また生産技能・建設・労務については、50歳代以上を除いた年齢階層で25%から30%を占めている。年齢階層別にみた場合、どの階層でも2割から3割の生産技能・建設・労務職のものがいる点、29歳以下層では専門職への集中傾向が確認できる点が特徴であろう。

さらに女性についても以下のような特徴がみられる。すなわち29歳以下の年齢階層68名では、最も多いのが事務職の29名で42.6%、次が専門職の28名で41.2%である。この両方でほぼ8割となっている。これに対して30～39歳の82名のなかで最も多いは事務職の39名で52.4%、次が専門職の18名で22.0%、40～49歳の104名では最も多いのは事務職の39名で37.5%、次が専門職の15名で14.4%である。50歳以上の50名では専門職と事務職が最も多く、それぞれ20名、20%ずつである。

表F－5　回答者を男女別・年齢別にみた職種　（上段：人、下段%）

	合計	管理	専門	事務	営業・販売	サービス	保安・警備	運輸・通信	生産技能・建設・労務	その他
男性	1525	46	439	253	75	39	4	136	427	106
	100.0	3.0	28.8	16.6	4.9	2.6	0.3	8.9	28.0	7.0
29歳以下	291	1	123	37	11	7	2	8	86	16
	100.0	0.3	42.3	12.7	3.8	2.4	0.7	2.7	29.6	5.5
30～39歳	574	7	171	94	31	10	0	44	177	40
	100.0	1.2	29.8	16.4	5.4	1.7	0.0	7.7	30.8	7.0
40～49歳	448	24	106	90	25	9	1	44	114	35
	100.0	5.4	23.7	20.1	5.6	2.0	0.2	9.8	25.4	7.8
50歳以上	212	14	39	32	8	13	1	40	50	15
	100.0	6.6	18.4	15.1	3.8	6.1	0.5	18.9	23.6	7.1
女性	304	2	71	121	33	19	0	2	25	31
	100.0	0.7	23.4	39.8	10.9	6.3	0.0	0.7	8.2	10.2
29歳以下	68	0	28	29	5	1	0	0	2	3
	100.0	0.0	41.2	42.6	7.4	1.5	0.0	0.0	2.9	4.4
30～39歳	82	1	18	43	7	5	0	1	2	5
	100.0	1.2	22.0	52.4	8.5	6.1	0.0	1.2	2.4	6.1
40～49歳	104	0	15	39	12	10	0	1	13	14
	100.0	0.0	14.4	37.5	11.5	9.6	0.0	1.0	12.5	13.5
50歳以上	50	1	10	10	9	3	0	0	8	9
	100.0	2.0	20.0	20.0	18.0	6.0	0.0	0.0	16.0	18.0

このように見ると、女性の場合、どの年齢階層でも専門職と事務職が1位、2位であるが、年齢階層が若くなるにつれて職種全体への分散がわずかとなり、この二つの職種への集中が高まっている。さらにいえば専門職への集中が急激に高まっているといえる。

以上、母数の少なさを考慮するとこの数字からは断定できないが、29歳以下層においては、専門職と事務職への集中傾向、特に専門職への集中傾向が男女とも見られるのである。

（6）勤労者の勤続年数

調査対象となった勤労者を勤続年数別に見てみると、全勤労者1,829名のうち、5年未満のものは323名で17.7%、5～15年は527名で31.5%、15～25年は564名で30.8%、25年以上のものは366名で20.0%となっている。

男女別に見てみると、男性1,525名のうち、5年未満のものが250名で16.4%、5～15年は474名で31.1%、

15～25年は494名で32.4%、25年以上は307名で20.1%である。これに対して女性304名では、5年未満が73名で24.0%、5～15年は102名で33.6%、15～25年70名で23.0%、25年以上は59名で19.4%となっている。女性は全体の57.6%が15年まで勤続年数であり、男性の47.5%に比べて勤続年数が低いことが分かる。

図Ｆ－３　回答者の勤続年数（男女別）

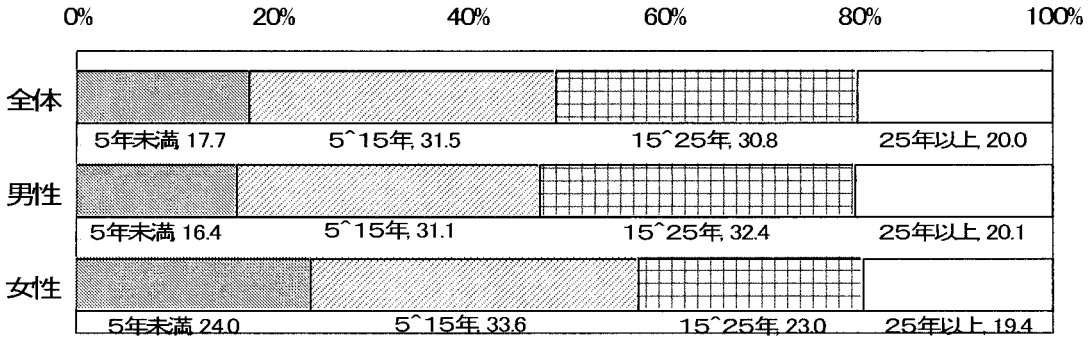

（7）勤労者の労働時間

対象となった勤労者の1週当たりの労働時間（残業を含む）を見てみると、勤労者1,829名のうち40～50時間未満のものが778名で全体の42.5%を占めている。続いて30～40時間未満の351名で19.2%、40時間の290名で15.9%と続いている。これらで全体の77.6%を占めている。

男女別にみると、男性1,525名のうち、最も多いのが40～50時間未満の686名で45.0%、続いて30～40時間未満の268名で17.6%、40時間の213名で14.0%である。これに対して女性304名をみると、最も多いのが40～50時間の92名で女性全体の30.3%、続いて30～40時間未満の83名で27.3%、40時間の77名で25.3%である。男女ともこの3つのグループで全体の76.6%を占めているが、男性の場合は40～50時間未満に45.0%が集中しているが、女性の場合はそれぞれにほぼ分散している。なお、長時間労働ということについて見てみると、50時間以上働く男性は17.5%、女性は6.2%存在している。

労働時間について、男女それぞれについて年齢階層別にみてみると、男性については29歳以上、30～39歳、40～49歳、50歳以上と年齢が上昇するにしたがって、30～40時間未満の比率が13.4%、15.5%、19.2%、25.5%と上昇している。これに対して40～50時間未満の比率については、51.2%、47.7%、43.1%、33.0%と低下している。女性については、どの年齢階層でも30ー40時間未満、40時間、40ー50時間未満にほぼ分散しているが、ただ、29歳以下のみ50時間以上が13.3%存在している点が特徴的である。

表Ｆ－６　回答者の男女別、年齢別の労働時間　（上段：人、下段：%）

	合計	20時間未満	20～30時間未満	30～40時間未満	40時間	40～50時間未満	50～60時間未満	60時間以上
全体計	1829	76	49	351	290	778	204	81
	100.0	4.2	2.7	19.2	15.9	42.5	11.2	4.4
29歳以下	359	15	11	59	52	170	43	9
	100.0	4.2	3.1	16.4	14.5	47.4	12.0	2.5
30～39歳	656	18	15	111	98	303	77	34
	100.0	2.7	2.3	16.9	14.9	46.2	11.7	5.2
40～49歳	552	28	11	109	90	224	65	25
	100.0	5.1	2.0	19.7	16.3	40.6	11.8	4.5
50歳以上	262	15	12	72	50	81	19	13
	100.0	5.7	4.6	27.5	19.1	30.9	7.3	5.0
男性計	1525	61	31	268	213	686	190	76
	100.0	4.0	2.0	17.6	14.0	45.0	12.5	5.0
29歳以下	291	11	9	39	40	149	35	8
	100.0	3.8	3.1	13.4	13.7	51.2	12.0	2.7
30～39歳	574	16	10	89	76	274	76	33
	100.0	2.8	1.7	15.5	13.2	47.7	13.2	5.7
40～49歳	448	22	5	86	60	193	60	22
	100.0	4.9	1.1	19.2	13.4	43.1	13.4	4.9
50歳以上	212	12	7	54	37	70	19	13
	100.0	5.7	3.3	25.5	17.5	33.0	9.0	6.1
女性計	304	15	18	83	77	92	14	5
	100.0	4.9	5.9	27.3	25.3	30.3	4.6	1.6
29歳以下	68	4	2	20	12	21	8	1
	100.0	5.9	2.9	29.4	17.6	30.9	11.8	1.5
30～39歳	82	2	5	22	22	29	1	1
	100.0	2.4	6.1	26.8	26.8	35.4	1.2	1.2
40～49歳	104	6	6	23	30	31	5	3
	100.0	5.8	5.8	22.1	28.8	29.8	4.8	2.9
50歳以上	50	3	5	18	13	11	0	0
	100.0	6.0	10.0	36.0	26.0	22.0	0.0	0.0

（8）勤労者の年収

勤労者の昨年の賃金収入についてみると、まず全体の1,829名のうち、最も多い年収幅は400～500万円未満の406名で22.2%である。これに続くのが300～400万円未満の373名で20.4%、600～800万円未満の358名で19.6%、500～600名未満の357名の19.5%、200～300万円未満の217名で11.9%となっている。これらで全体の93.6%を占めているが、200万円未満と答えたものの104名、5.7%存在している。

賃金収入について男女別にみてみると、男性1,525名のうち最も多いのが600～800万円未満の347名で22.8%、続いて400～500万円未満の346名で22.7%、500～600万円未満の341名で22.4%、300～400万円未満の288名で18.9%、200～300万円未満の144名で9.4%であった。

これに対して女性304名で見ると、最も多かったのは300～400万円未満の85名で28.0%、続いて200～300万円未満の73名で24.0%、400～500万円未満の60名で19.7%、100～200万円未満の41名で13.5%であった。男性では300～800万円未満のなかに86.8%が集中しているが、女性では100～500万円未満に85.2%が集中しており、所得の分布としてみると女性の方が男性よりも低いことが明らかである。

表F－7　回答者の年齢別の年収　（上段：人、下段：%）

	合計	収入無し	100万未満	100~200万円未満	200~300万円未満	300~400万円未満	400~500万円未満	500~600万円未満	600~800万円未満	800~1000万円未満	1000万以上
全体計	1829	10	23	71	217	373	406	357	358	7	7
	100.0	0.5	1.3	3.9	11.9	20.4	22.2	19.5	19.6	0.4	0.4
29歳以下	359	9	5	31	106	123	66	14	5	0	0
	100.0	2.5	1.4	8.6	29.5	34.3	18.4	3.9	1.4	0.0	0.0
30～39歳	656	1	6	12	54	147	209	150	76	0	1
	100.0	0.2	0.9	1.8	8.2	22.4	31.9	22.9	11.6	0.0	0.2
40～49歳	552	0	9	13	33	78	84	141	188	2	4
	100.0	0.0	1.6	2.4	6.0	14.1	15.2	25.5	34.1	0.4	0.7
50歳以上	262	0	3	15	24	25	47	52	89	5	2
	100.0	0.0	1.1	5.7	9.2	9.5	17.9	19.8	34.0	1.9	0.8

勤労者の昨年の賃金収入についてさらに男女それぞれを年齢別に見てみることにする。まず男性であるが、29歳以下の男性291人についてみると、最も多いのが300～400万円未満の102名で全体の35.1%を占めている。そのあと多いのが200～300万円未満の84名で28.9%、さらに400～500万円未満の58名で19.9%と続いている。これらの年収帯に83.9%を占めている。30～39歳未満の男性574名では、最も多いのが400～500万円未満の189名で32.9%、続いて500～600万円未満の149名で26.0%、300～400万円未満の115名で20.0%となっている。これらの年収帯で78.9%を占めている。40～49歳の448名では、最も多いのは600～800万円未満の183名で40.8%、続いて500～600万円未満129名で28.8%、400～500万円未満の63名で14.1%となっている。同じくこれらで83.7%である。50歳以上の212名では、最も多いのは600～800万円未満の84名で39.6%、500～600万円未満の49名で23.1%、400～500万円未満の36名で17.0%となっている。これらで79.7%である。

今回の調査対象者である勤労者男性においては、20歳代、30歳代、40歳代と年齢層が上昇するにつれて、年収の分布が300～400万円未満から400～500万円未満、そして600～800万円未満へと重心移動している。そしてその重心移動は40歳代で止まり、40歳代と50歳代ではほぼ同じ分布となっているようである。

次に女性の年齢別にみた賃金収入についてである。まず女性の29歳以下68名についてみると、最も多いのが200～300万円未満の22名で32.4%、続いて300～400万円未満の21人で30.9%、さらに100～200万円未満の14名で20.6%である。この3つの年収帯で全体の83.9%である。30～39歳の女性82名で最も多いのが300～400万円未満の32名で39.0%、続いて400～500万円未満の20名で24.4%、200～300万円未満の19名で23.2%であった。この3つの年収帯で全体の86.6%である。40～49歳の女性104名では最も多いのが300～400万円未満の26名で25.0%、続いて200～300万円未満の22名で21.2%、400～

500 万円未満の 21 名で 20.2%、さらにこれらに 500～600 万円未満の 12 名で 11.5%、100～200 万円未満の 11 名で 10.6%が続いている。これら 5 つの年収帯で 88.5%を占める。最後に 50 歳以上の女性 50 名も見ておくと、最も多かったのが 100～200 万円未満の 12 名で 24.0%、続いて 400～500 万円未満の 11 名で 22.0%、200～300 万円未満 10 名で 20.0%、300～400 万円未満の 6 名で 12%である。

女性の賃金収入を年齢階層別にみた場合、標本数の少なさという限界があるが、29 歳以下から 30～39 歳までは賃金収入の分布の上方への移動がみられるが、そこから 40～49 歳、50 歳以上については 100～200 万円未満から 600～800 万円未満までのあいだでの分散が見られ、年齢にしたがって賃金が上がった部分と上がらなかった部分とに分かれていることが分かる。

以上、再度まとめてみると、男性の場合は 40 歳代まで年功的に賃金が上昇し、40 歳代でその上昇がストップ、40 歳代と 50 歳代ではほぼ同じ賃金収入の分布である。これに対して女性については、29 歳以上から 30～39 歳までは年功的上昇がみられるが、そこからは年齢上昇にしたがって賃金が上がった部分と上がらなかった部分へ分化が見られるということである。

表Ｆ－８　回答者を男女別、年齢別にみた年収　（上段：人、下段：%）

	合計	収入無し	100 万未満	100~200 万円未満	200~300 万円未満	300~400 万円未満	400~500 万円未満	500~600 万円未満	600~800 万円未満	800~1000 万円未満	1000 万以上
男性計	1525	8	7	30	144	288	346	341	347	7	7
	100.0	0.5	0.5	2.0	9.4	18.9	22.7	22.4	22.8	0.5	0.5
29 歳以下	291	7	4	17	84	102	58	14	5	0	0
	100.0	2.4	1.4	5.8	28.9	35.1	19.9	4.8	1.7	0.0	0.0
30～39 歳	574	1	1	8	35	115	189	149	75	0	1
	100.0	0.2	0.2	1.4	6.1	20.0	32.9	26.0	13.1	0.0	0.2
40～49 歳	448	0	2	2	11	52	63	129	183	2	4
	100.0	0.0	0.4	0.4	2.5	11.6	14.1	28.8	40.8	0.4	0.9
50 歳以上	212	0	0	3	14	19	36	49	84	5	2
	100.0	0.0	0.0	1.4	6.6	9.0	17.0	23.1	39.6	2.4	0.9
女性計	304	2	16	41	73	85	60	16	11	0	0
	100.0	0.7	5.3	13.5	24.0	28.0	19.7	5.3	3.6	0.0	0.0
29 歳以下	68	2	1	14	22	21	8	0	0	0	0
	100.0	2.9	1.5	20.6	32.4	30.9	11.8	0.0	0.0	0.0	0.0
30～39 歳	82	0	5	4	19	32	20	1	1	0	0
	100.0	0.0	6.1	4.9	23.2	39.0	24.4	1.2	1.2	0.0	0.0
40～49 歳	104	0	7	11	22	26	21	12	5	0	0
	100.0	0.0	6.7	10.6	21.2	25.0	20.2	11.5	4.8	0.0	0.0
50 歳以上	50	0	3	12	10	6	11	3	5	0	0
	100.0	0.0	6.0	24.0	20.0	12.0	22.0	6.0	10.0	0.0	0.0

第 1 節では今回のアンケートの対象となった勤労者そのものについて見てきた。第 2 節では勤労者が形成している家族について見るとともに、特にその経済状況を明らかにすることとしたい。

第２節　勤労者世帯の家族の状況

（１）結婚の有無

まず勤労者の結婚の有無からはじめたい。アンケートの対象となった勤労者1,829名に結婚の有無について尋ねたところ、未婚と答えたものが541名で29.6%、既婚で配偶者がありと答えたものが1,218名で66.6%、既婚であるが配偶者なしとこと得たものが70名で3.8%であった。ほぼ3割が未婚、ほぼ7割が既婚・配偶者ということである。

結婚の有無を年齢別に見てみると、29歳以下の359名については、未婚が260名で72.4%、既婚で配偶者ありが96名で26.7%、既婚で配偶者なしが3名で0.8%であった。30～39歳の656名では、未婚が185名で28.2%、既婚で配偶者ありが455名で69.4%、既婚で配偶者なしが16名で2.4%であり、40～49歳では、未婚が58名で14.1%、既婚で配偶者ありが441名で79.9%、既婚で配偶者なしが18名で6.0%であった。50歳以上の262名では、未婚は18名で6.9%であるが、既婚で配偶者ありが226名で86.3%、既婚で配偶者なしが18名で6.9%であった。すなわち、年齢別に大まかにみると、20歳代では未婚が7割超、既婚が3割弱で、30歳代では未婚が3割、既婚が7割となり、40代では未婚が1割超、既婚が9割弱という割合であった。

結婚の有無についてさらに、男女それぞれを年齢階層ごとに見てみると、全体の83.4%を占める男性1,525名については全体と同じ傾向であるが、女性304名については若干異なった傾向がみられた。すなわち女性304名についてみてみると、未婚が125名で41.1%、既婚で配偶者ありが140名で46.1%、既婚で配偶者なしが39名で12.8%となっている。女性全体では4割が未婚、4割5分が既婚配偶者ありとなっている。

さらに女性を年齢階層別にみると、29歳以下の68名では、未婚が59名で86.8%、既婚で配偶者ありが7名で10.3%、既婚で配偶者なしが2名で2.2%であるのに対して、30～39歳の82名では、未婚が37名で45.1%、既婚で配偶者ありが40名で48.8%、既婚で配偶者なしが5名で6.1%であり、40～49歳の104名では、未婚が25名で24.0%、既婚で配偶者ありが57名で54.8%、既婚で配偶者なしが10名で21.2%、50歳以上の50名では、未婚が4名で8.0%、既

表Ｆ－９　回答者の男女別、年齢別の結婚の有無

（上段:人、下段:%）

	合計	未婚	既婚（配偶者あり）	既婚（配偶者無し）
全体計	1829	541	1218	70
	100.0	29.6	66.6	3.8
男性計	1525	416	1078	31
	100.0	27.3	70.7	2.0
29歳以下	291	201	89	1
	100.0	69.1	30.6	0.3
30～39歳	574	148	415	11
	100.0	25.8	72.3	1.9
40～49歳	448	53	384	11
	100.0	11.8	85.7	2.5
50歳以上	212	14	190	8
	100.0	6.6	89.6	3.8
女性計	304	125	140	39
	100.0	41.1	46.1	12.8
29歳以下	68	59	7	2
	100.0	86.8	10.3	2.9
30～39歳	82	37	40	5
	100.0	45.1	48.8	6.1
40～49歳	104	25	57	22
	100.0	24.0	54.8	21.2
50歳以上	50	4	36	10
	100.0	8.0	72.0	20.0

婚で配偶者ありが36名で72.0%、既婚で配偶者なしが10名で20.0%であった。すなわち、年齢別におおまかにみると、20歳代では未婚は9割弱、既婚で配偶者ありは1割であり、30歳代になると未婚は4割5分、既婚で配偶者ありは5割弱となり、40歳代でも未婚は2割5部、既婚で配偶者ありが5割5分、50歳代で未婚は1割弱、既婚で配偶者ありが7割であった。

女性の場合は、男性と比べて、30歳代でも4割5分、40歳代でも2割5分が未婚であり、さらに40歳代、50歳代で2割が既婚で配偶者なしとなっている点が特徴的である。勤労者のなかでも男女によって結婚の有無に差がみられるようである。

（2）生計をともにする子どもの有無

アンケート対象となった勤労者に生計をともにする子どもの有無を聞いたところ、勤労者1,829名のうち生計をともにする子どもがいると答えたものは1,003名で54.8%であった。男女別に生計をともにする子どもの有無を聞いたところ、男性1,525名のうちいると答えたものは867名で56.9%、女性304名のうちいると答えたものは136名で44.7%であった。

年齢別にみると、29歳以下359名では66名の18.4%、30～39歳656名では384名で58.5%、40～49歳552名では410名で74.3%、50歳以上262名では143名で54.6%であった。生計をともにする子どもがいる勤労者は、40歳代で約7割5分に至るが、50歳以上では5割5分まで低下している。

男女それぞれについて、年齢階層別に生計をともにする子どもの有無を見てみると、男性の場合、生計をともにする子どもありとするものは、29歳以下291名のうち62名で21.3%、30～39歳574名のうち349名で60.8%、40～49歳448名のうち327名で76.3%、50歳以上212名のうち114名で53.8%であった。

女性について見ると、生計をともにする子どもありとするものは、29歳以下68名のうち4名で5.9%、30ー39歳82名のうち35名で42.7%、40ー49歳104名のうち68名で65.4%、50歳以上50名のうち29名で58.0%であった。29歳以下の勤労者女性については未婚の比率が高く、そのことが生計をともにする子ども有りとする比率の低さに反映しているのではないだろうか。

表Ｆ－１０　回答者世帯の子どもの有無

（上段:人、下段:%）

	合計	子ども（いる）	子ども（いない）
全体計	1829	1003	826
	100.0	54.8	45.2
男性計	1525	867	658
	100.0	56.9	43.1
29歳以下	291	62	229
	100.0	21.3	78.7
30～39歳	574	349	225
	100.0	60.8	39.2
40～49歳	448	342	106
	100.0	76.3	23.7
50歳以上	212	114	98
	100.0	53.8	46.2
女性計	304	136	168
	100.0	44.7	55.3
29歳以下	68	4	64
	100.0	5.9	94.1
30～39歳	82	35	47
	100.0	42.7	57.3
40～49歳	104	68	36
	100.0	65.4	34.6
50歳以上	50	29	21
	100.0	58.0	42.0

（3）生計をともにする子どもの修学状況

生計をともにする子どもがいると答えた勤労者1,003名に対して、その子どもの修学状況を聞いたところ、小中学生子どもがいると答えたのが516名で51.4%、未就学時がいると答えたのが388名で38.7%であった。

男女別にその子どもの修学状況を聞くと、子どものいる男性867名のうち、小中学生を持つものは467名で53.9%、未就学児を持つものは362名で41.8%、高校生を持つのは145名で16.7%となっていた。子どものいる女性136名のうち、小中学生をもつものは49名で36.0%、その他が39名で28.7%、高校生が31名で22.8%、大学生が22名で16.2%であった。勤労者のうち男性は比較的低年齢の子どもをもつものが多いが、女性は比較的高年齢の子どもを持っている場合がある。

子どもの修学状況について年齢別にみると、29歳以下で生計をともにする子どもがいると答えた66名のうち、未就学児童がいると答えたのが59名で89.4%であった。30～39歳の384名では未就学児童がいると答えたのが257名で66.8%、続いて小中学生とが209名で54.3%であった。40～49歳の410名では小中学生が283名で69.0%、高校生が134名で32.7%であった。50歳代以上の143名では、その他が87名で60.8%、大学が39名で27.3%であった。

表F－11　子どものいる回答者世帯の子どもの就学状況　　（上段：人、下段：%）

	実人数	未就学児	小中学生	高校	大学	その他	N･A
全体計	1003	388	516	176	88	124	1
	100.0	38.7	51.4	17.5	8.8	12.4	0.1
男性計	867	362	467	145	66	85	1
	100.0	41.8	53.9	16.7	7.6	9.8	0.1
29歳以下	62	55	7	0	0	1	0
	100.0	88.7	11.3	0.0	0.0	1.6	0.0
30～39歳	349	242	183	12	1	2	1
	100.0	69.3	52.4	3.4	0.3	0.6	0.3
40～49歳	342	63	261	107	34	16	0
	100.0	18.4	76.3	31.3	9.9	4.7	0.0
50歳以上	114	2	16	26	31	66	0
	100.0	1.8	14.0	22.8	27.2	57.9	0.0
女性計	136	26	49	31	22	39	0
	100.0	19.1	36.0	22.8	16.2	28.7	0.0
29歳以下	4	4	1	0	0	0	0
	100.0	100.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0
30～39歳	35	15	26	0	1	0	0
	100.0	42.9	74.3	0.0	2.9	0.0	0.0
40～49歳	68	7	22	27	13	18	0
	100.0	10.3	32.4	39.7	19.1	26.5	0.0
50歳以上	29	0	0	4	8	21	0
	100.0	0.0	0.0	13.8	27.6	72.4	0.0

男女それぞれで年齢階層別にみた場合、男性29歳以下で子どもがいるとした62名のうち、未就学児がいるとしたのが55名で88.7%、30～39歳で子どもがいるとした349名のうち、未就学児がいるとしたのが242名で69.3%、小中学生がいるとしたのが183名で52.4%、40～49歳で子どもがいるとした342名のうち、小中学生がいるとしたのが261名で76.3%であった。50歳以上をのぞけば、働きざかりの30歳代から40歳代の男性で子どもがいる家庭の7～8割は未就学児か義務教育課程の子どもを抱えていることになる。また50歳以上で子どもがいる114名のうち、その他が66名で57.9%、大学生が31名で27.2%となっているが、このその他とは高校や大学などを卒業後に親元で暮らし生計をともにしているものと考えられ、男性の50歳以上の6割弱がこのような学卒後の子どもを抱えているのである。

次に女性についてであるが、生計をともにする子どもがいるとした女性136名を年齢階層別にみていると30～39歳女性35名のうち、小中学生がいるとしたのが26名で74.3%、未就学児童が15名で42.9%、40～49歳の68名では高校生が27名で39.7%、小中学生が22名で32.4%、その他が18名で26.5%、大学生が13名で19.1%であった。生計をともにする子どもをもっている女性については、その子どもの年齢は分散傾向にある。なお、50歳以上の女性で子どものいるもののうち、その他と答えたものは21名で72.4%にのぼり、子どものいる50歳以上の女性の7割は卒後の子どもと同居しているのも特徴的である。

第3節　勤労者世帯の経済およびその担い手

第3節においては、勤労者が生活する世帯の構造について、まず世帯全体の年収を見ることでその生活の姿を明らかにする。さらに世帯のなかでの主たる生計支持者、それ以外の稼ぎ手を明らかにし、最後に世帯における貯蓄を負債というストックの面からの経済状況にも目を向けることとしたい。

（1）世帯全体の昨年の年収について

対象となった勤労者1,829名に世帯全体（配偶者等の収入を含む）の昨年の収入（税金込）を聞いた。まず全体で見ると最も多かったのが600～800万円未満の412名で22.5%、これに500～600万円未満の313名で17.1%、400～500万円未満の283名で15.5%、300～400万円未満の233名で12.7%と続いた。

次に年齢階層別にできうる限りの特徴をあげてみると、まず29歳以下の359名では、自らの世帯の昨年の年収についてよく把握していないとしたものが77名で21.4%おり、他の年齢階層と極めて異なった傾向である。これは自らの収入は把握しているが、自らの世帯にたとえば親などの主たる生計支持者がおり、その収入を把握していないものが多ためと思われる。他方で、300～400万円未満79名で22.0%、300万円未満と400～500万円未満がそれぞれ63名で17.5%である。29歳未満においては、以上の二つのこと、またすでにみたように未婚率が7割強ということから、他の年齢階層に比べて単身世帯として世帯の年収が低い部分と親などと同居しているが世帯の年収を知らず、よく把握していないと答えた部分が多いものと思われる。

30～39歳の656名について見ると、600～800万円未満が146名で22.3%、500～600万円未満が133名で20.3%、400～500万円未満が130名で19.8%となり、この3つの年収階層で全体の62.4%を占めている。さらに40～49歳未満の552名では、600～800万円未満が167名で30.3%、500～600万円未満が110

名で19.9%、800～1000万円未満が78名で14.1%となっている。これらの収入階層で64.3%である。50歳以上の262名では、600～800万円未満が75名で28.6%、500～600万円未満と800～1000万円未満のそれぞれが36名で13.7%、加えて1000～1500万円未満が29名で11.1%であり、これらの年収階層で67.0%を占めている。

年齢階層別の傾向を見ると、年齢が30歳代から40歳代へ、さらに50歳以上へと上昇するごとに世帯の収入分布も上方へ移動している。そしてこの傾向は男性1,525名について年齢階層別に見てみると、より鮮明になってあらわれている。

表F－１２　回答者の世帯の年収　（上段：人、下段：%）

	合計	300万未満	300^400万円未満	400^500万円未満	500^600万円未満	600^800万円未満	800^1000万円未満	1000^1500万円未満	1500万円以上	よく把握していない
全体計	1829	149	233	283	313	412	173	81	6	179
	100.0	8.1	12.7	15.5	17.1	22.5	9.5	4.4	0.3	9.8
男性計	1525	111	189	248	279	365	134	66	5	128
	100.0	7.3	12.4	16.3	18.3	23.9	8.8	4.3	0.3	8.4
29歳以下	291	52	64	53	30	22	6	4	2	58
	100.0	17.9	22.0	18.2	10.3	7.6	2.1	1.4	0.7	19.9
30～39歳	574	31	81	125	125	127	37	9	1	38
	100.0	5.4	14.1	21.8	21.8	22.1	6.4	1.6	0.2	6.6
40～49歳	448	17	25	49	95	149	64	28	1	20
	100.0	3.8	5.6	10.9	21.2	33.3	14.3	6.3	0.2	4.5
50歳以上	212	11	19	21	29	67	27	25	1	12
	100.0	5.2	9.0	9.9	13.7	31.6	12.7	11.8	0.5	5.7
女性計	304	38	44	35	34	47	39	15	1	51
	100.0	12.5	14.5	11.5	11.2	15.5	12.8	4.9	0.3	16.8
29歳以下	68	11	15	10	4	2	5	2	0	19
	100.0	16.2	22.1	14.7	5.9	2.9	7.4	2.9	0.0	27.9
30～39歳	82	13	11	5	8	19	11	3	1	11
	100.0	15.9	13.4	6.1	9.8	23.2	13.4	3.7	1.2	13.4
40～49歳	104	12	11	13	15	18	14	6	0	15
	100.0	11.5	10.6	12.5	14.4	17.3	13.5	5.8	0.0	14.4
50歳以上	50	2	7	7	7	8	9	4	0	6
	100.0	4.0	14.0	14.0	14.0	16.0	18.0	8.0	0.0	12.0

これに対して、女性304名について年齢階層別にみた場合、男性の場合のように年齢の上昇にしたがって世帯の収入が上方移動する傾向は明確には確認できない。29歳以下の余勢68名についてみると、まず最も多いのはよく把握していないもの19名で27.9%、であるが把握しているもののうち53.0%に当たる36名が500万円未満の年収階層に属している。これに対して30～39歳の82名について見ると、よく把握していないが11名で13.4%に低下するが、29.3%の24名が400万円以下の世帯収入である一方、36.6%の30名が600～1000万円未満の世帯年収となっている。さらに40～49歳の104名で見ると、よく把握していないが15名で依然として13.4%いるが、世帯年収の分散傾向が強まり、22.1%が400万円未満にとどまる一方で、500～1000万円未満の年収階層に47名の45.2%が属することとなっている。50歳以上で

は300～100万円未満のそれぞれの年収階層にほぼ散らばっているようである。

以上、女性が属する世帯年収について年齢階層別にみてみると、29歳以下では比較的低い世帯年収に集中しているが、30～39歳では低い年収階層と高い年収階層への分化がみられる。さらに40～49歳、50歳以上については世帯年収の低いもの高いものへの分散傾向がみられる。これは男性とは異なった傾向である。

（2）世帯は主に誰の収入によって支えられているか

世帯の収入は主に誰によって支えられているのだろうか。勤労者1,829名について見ると、勤労者本人と答えたものが1,510名で82.6%であった。配偶者は139名で7.6%、親は167名で9.1%、その他は13名で0.7%にとどまっている。

さて世帯の主たる生計支持者について、年齢別に見てみるとどのような特徴があるであろうか。まず29歳以下359名であるが、勤労者本人と答えたものは252名で70.2%であった。また親と答えたものは91名で26.5%であった。配偶者は8名の2.2%、その他は4名の1.1%であった。29歳以下の場合、親が世帯の主たる生計支持者であるものが全体の4分の1を占めている点は、他の年齢階層にない特徴である。

次に男女それぞれについて、世帯の主たる生計支持者は誰かを見てみると、男性1,525名のうち、勤労者本人と答えたものは138名で90.6%である。親と答えたものは109名で7.1%、配偶者が26名で1.7%、その他が8名で0.5%となっている。男性ではほぼ9割が世帯の主たる生計支持者である。次に女性304人についてであるが、これは男性とは全く異なり、勤労者本人が世帯の主たる生計支持者であるとしたものは128名で42.1%にとどまっている。また配偶者が世帯の主たる生計支持者としたものは113名で37.2%、親としたものは58名で19.1%、その他は5名で1.6%であった。

さらに男女それぞれについて年齢階層別の特徴について見ておく。男性29歳以下の291名についてもいると、勤労者本人が世帯の主たる生計支持者としたものは218名で74.9%となっている。また親としたものは66名で26.5%である。29歳以下の男性の場合、7割が自らを主たる生計支持者として単身あるいは家族をもちながら生活しており、2割5分強が親を世帯の主たる生計支持者として、いわば親元で暮らしている。そして30～39歳、40～49歳、50歳以上のそれぞれの年齢階層では、9割以上が勤労者本人が世帯の主たる生計支持者となっている。

これに対して女性について年齢階層別に見てみると、29歳以下の68名では勤労者本人と答えたものが34名で50.0%、親と答えたものが29名で42.6%、配偶者と答えたのが5名で7.4%であった。29歳以下女性では半数が自らを主たる生計支持者とする独立単身世帯の世帯主で、4割が親を世帯の主たる生計支持者とする世帯に属していると考えられる。30～39歳の女性82名では、配偶者とするものが33名で40.2%と最も多く、ついで本人と答えたのが28名で34.1%、親としたものが19名で23.2%であった。この年齢階層では、29歳以下の年齢階層と比較して、配偶者を主たる生計支持者とするものが多くなっており、本人および親とするものが減少している。しかしながらこの年齢階層においても単身者女性は3割強、親同居女性も2割強存在している。40～49歳の女性104名について見ると、世帯生計を主に支えているのは勤労者本人が48名で46.2%と最も多く、ついで配偶者46名で44.2%、親は8名で7.7%となっている。もはや親が世帯の主たる生計支持者であるとするものは少なくなり、本人あるいは配偶者が主たる生計支持者であるとするものが、全体の90.4%となっている。このような傾向は50歳代以上の女性50名でも同じ

であり、本人が世帯の主たる生計支持者とするものが18名で36.0%、配偶者とするものが929名で58.0%、合わせて94.0%であった。

表F－１５　世帯の主たる生計支持者　（上段：人、下段：%）

	合計	あなた	配偶者	親	その他
全体計	1829	1510	139	167	13
	100.0	82.6	7.6	9.1	0.7
男性計	1525	1382	26	109	8
	100.0	90.6	1.7	7.1	0.5
29歳以下	291	218	3	66	4
	100.0	74.9	1.0	22.7	1.4
30～39歳	574	524	13	35	2
	100.0	91.3	2.3	6.1	0.3
40～49歳	448	434	6	7	1
	100.0	96.9	1.3	1.6	0.2
50歳以上	212	206	4	1	1
	100.0	97.2	1.9	0.5	0.5
女性計	304	128	113	58	5
	100.0	42.1	37.2	19.1	1.6
29歳以下	68	34	5	29	0
	100.0	50.0	7.4	42.6	0.0
30～39歳	82	28	33	19	2
	100.0	34.1	40.2	23.2	2.4
40～49歳	104	48	46	8	2
	100.0	46.2	44.2	7.7	1.9
50歳以上	50	18	29	2	1
	100.0	36.0	58.0	4.0	2.0

今回アンケートに回答した勤労者では、29歳以下を除いて、男性のほぼ9割が自らが世帯の主要な生計支持者としているが、女性は本人が主たる生計支持者であるとするものと配偶者が主たる生計支持者とするものに分かれるようである。

なお、この質問についてはさらに突っ込んで、男女別、未婚・既婚（配偶者あり）別に回答を整理しておきたい。まず男性について未婚・既婚〈配偶者あり〉別であるが、未婚者416名のうち、主たる生計支持者をあなた自身としたものは301名で72.4%であり、親としたものは109名で26.2%であった。また、既婚者（配偶者あり）1,078名のうち、あなた自身としたのは1,050名で97.4%であった。これに対して女性の場合、未婚者125名のうち、あなた自身としたのが64名で51.2%、親としたものが58名の46.4%であった。また既婚者（配偶者あり）140名では、あなた自身としたものが28名で20.0%と、配偶者としたものが11名で79.3%であった。

男女別・既婚未婚別にみると、男性の未婚者は7割強が主たる生計支持者であり、2割5分強のものが親を主たる生計支持者としているにとどまる。これに対して女性の未婚者の場合は5割強が自らを主たる生計支持者としているものの、4割5分強が親を主たる生計支持者としている。未婚者で見た場合、男女で親への依存の割合が異なっている。さらに男性の既婚者（配偶者あり）では、9割5分が自らを主たる生計支持者としているが、女性の既婚者（配偶者あり）では、自らを主たる生計支持者とするのは2割にとどまり、配偶者を主たる生計支持者とするものが8割弱になっている。

表Ｆ－１６　男女別、既婚未婚別にみる世帯の主たる生計支持者

（上段：人、下段：%）

	合計	あなた	配偶者	親	その他
男性計	1525	1382	26	109	8
	100.0	90.6	1.7	7.1	0.5
未婚	416	301	1	109	5
	100.0	72.4	0.2	26.2	1.2
既婚(配)	1078	1050	25	0	3
	100.0	97.4	2.3	0.0	0.3
既婚(別)	31	31	0	0	0
	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
女性計	304	128	113	58	5
	100.0	42.1	37.2	19.1	1.6
未婚	125	64	0	58	3
	100.0	51.2	0.0	46.4	2.4
既婚(配)	140	28	111	0	1
	100.0	20.0	79.3	0.0	0.7
既婚(別)	39	36	2	0	1
	100.0	92.3	5.1	0.0	2.6

（3）世帯における本人以外の収入の稼ぎ手の有無

対象となった勤労者に、あなた以外に賃金収入を得ている人がいるかどうかを聞いたところ、全体では910名、49.8%がいると答え、919名、50.2%がいないと答えた。ほぼ半数の世帯は本人のほかに賃金収入を得ているものがいるようである。

男女別にみた場合、男性1,525名のうち、いると答えたものが721名で47.3%、いないと答えたものが804名で52.7%であった。これに対して女性の場合、いると答えたのは189名で62.2%、いないと答えたのは115名で37.8%であった。男性に比べて女性のほうが、若干ではあるが本人以外に世帯の収入者がいる割合が高いようである。

さらに男女それぞれについて年齢別に見てみると、男女とも29歳以下においては他の年齢階層に比べていると答えたものの割合が低く、29歳以下の男性219名のうちいると答えたのが106名で36.4%、29歳以下女性68名でいると答えたのが33名で48.5%となっている。若年では本人のみが世帯の収入者であることが多いようである。これに対して他の年齢階層でいると答えたものは、男性30～39歳の574名で

252名の43.9%、男性40～49歳448名で232名の51.8%、男性50歳以上212名で131名の61.8%であり、女性30～39歳の82名で56名の68.3%、女性40～49歳の104名で66名の63.5%、女性50歳以上の50名で34名の68.0%となっている。

おおまかにいえば、男性では、年齢階層が20歳代から30歳代、40歳代、50歳代と上昇していくのに対して世帯に他の賃金収入を得るものがいると答えた割合が3割中盤、4割強、5割強、6割強と増加している。これに対して女性の場合は、いると答えたものは20歳代で5割弱であるが、30歳代で7割弱、40歳代で6割強、50歳代で7割弱となっている。男性に比べて女性の場合、世帯の中に本人以外の収入者がいる割合が高いようである。

表F－17　世帯における本人以外の稼ぎ手の有無

（上段：人、下段：%）

	合計	いる	いない
全体計	1829	910	919
	100.0	49.8	50.2
男性計	1525	721	804
	100.0	47.3	52.7
29歳以下	291	106	185
	100.0	36.4	63.6
30～39歳	574	252	322
	100.0	43.9	56.1
40～49歳	448	232	216
	100.0	51.8	48.2
50歳以上	212	131	81
	100.0	61.8	38.2
女性計	304	189	115
	100.0	62.2	37.8
29歳以下	68	33	35
	100.0	48.5	51.5
30～39歳	82	56	26
	100.0	68.3	31.7
40～49歳	104	66	38
	100.0	63.5	36.5
50歳以上	50	34	16
	100.0	68.0	32.0

（4）世帯における本人以外の収入の稼ぎ手はだれか

世帯における勤労者本人以外の稼ぎ手がいると答えたもの910名に、それは誰であるかをたずねてみると、配偶者と答えたものが667名で73.3%、親と答えたものが199名で21.9%であった。

年齢階層別にみると、29歳以下の139名では、親と答えた子もが100名で71.9%、配偶者と答えたものが37名で26.6%、その他と答えたのが21名で15.1%であった。これに対して30～39歳の308名では配偶者とこたえたものが233名で75.6%に急増するが、親と答えたものも73名で23.7%と比較的高い比率になっている。ところが40～49歳の298名では、配偶者が131名で89.3%と非常に高くある一方、親と答えたものは16名で5.4%激減し、さらに子どもと答えたものが31名で10.4%と増加している。50歳以上の165名ではこの傾向は明確となり、配偶者と答えたのが131名で79.4%で若干低くなるがそれでも圧倒的であるが、子どもと答えたものが54名で31.3%に増加している。本人以外の世帯の収入者として若い時には親と回答するもの7割以上であったが、30歳代で配偶者と答えるものが7割以上になる一方で、親とするものが2割強に激減し、40歳代と50歳代では配偶者は9割、8割となり、また特に50歳代では子どもとするものが3割以上になっている。

次に男女それぞれについて年齢階層別に特徴を見てみる。男性721名についての傾向は全体で示した傾向と同じであり、女性189名についてもほぼ同じといえるが、女性の40～49歳66名と50歳以上の34名では、それぞれ1割強のものが本人以外の世帯収入者として親をあげている点が特徴的である。また子ど

もをあげる比率は40～49歳ですでに2割弱に達しており、50歳以上では4割弱にのぼっている。女性が属する世帯のなかには、年齢階層が上昇しても親を本人以外の世帯の収入者としてあげるものが約1割存在し、また40歳代という比較的若い年齢階層から本人以外の世帯の収入者として子どもをあげる率が2割弱みられるようである。

表Ｆ－１８　本人以外の世帯の収入者　　（上段：人、下段：%）

	実人数	配偶者	親	子ども	その他
全体計	910	667	199	86	48
	100.0	73.3	21.9	9.5	5.3
男性計	721	545	146	60	29
	100.0	75.6	20.2	8.3	4.0
29歳以下	106	31	74	1	14
	100.0	29.2	69.8	0.9	13.2
30～39歳	252	196	57	0	9
	100.0	77.8	22.6	0.0	3.6
40～49歳	232	213	9	18	5
	100.0	91.8	3.9	7.8	2.2
50歳以上	131	105	6	41	1
	100.0	80.2	4.6	31.3	0.8
女性計	189	122	53	26	19
	100.0	64.6	28.0	13.8	10.1
29歳以下	33	6	26	0	7
	100.0	18.2	78.8	0.0	21.2
30～39歳	56	37	16	0	6
	100.0	66.1	28.6	0.0	10.7
40～49歳	66	53	7	13	4
	100.0	80.3	10.6	19.7	6.1
50歳以上	34	26	4	13	2
	100.0	76.5	11.8	38.2	5.9

（5）収入を得ている配偶者の就業形態

勤労者の配偶者で収入があるものはどのような働き方をしているのであろうか。あなた以外の世帯収入者として配偶者をあげた勤労者に対して、その配偶者の就業形態を聞いて見た。配偶者が収入を得ているとした667名のうち、配偶者の就業形態が正社員であるとしたものは310名で全体の46.5%であった。その次に多かったのがパートの240名であり、全体の36.0%であった。その次に多かったのは契約社員であるが、これは48名にとどまり全体の7.2%であった。

勤労者の男女それぞれについて配偶者の就業形態を見てみると、まず男性の勤労者で配偶者（妻）が収入を得ているとした545名に対して、その就業形態を聞いたところ、最も多いのがパートの239名で全体の43.9%であり、続いて正社員の212名で全体の38.9%であった。男性勤労者1,525名のうち、配偶者（妻）が収入を得ているとしたものは545名、そのなかで妻が正社員として働いているものは212名であった。全体からみた比率は13.9%であった。

他方、女性の勤労者で配偶者が収入を得ている配偶者（夫）が収入を得ているとした 122 名に対して、その就業形態を聞いたところ、最も多かったのが正社員の 98 名で全体の 80.3%であった。目立ったのはこれのみであり、次点は自営・内職の 10 名で 8.2%であった。男性勤労者の場合、収入を得ている妻の就業形態は 4 割強がパート、4 割弱が正社員であるのに対して、女性勤労者の場合、収入を得ている夫の就業形態は 8 割が正社員であった。女性勤労者全体の 304 名のうち、配偶者（夫）が収入をえているものが 122 名、そのうち正社員という就業形態にあるものは 98 名であり、女性勤労者全体のなかでの比率は 32.2%であった。男性勤労者の 14%弱、女性勤労者の 32%強が正社員の配偶者と共働きしていることになる。

さらに男女それぞれについて年齢別の特徴について、サンプル数の少なさという問題はあるが、おおまかな特徴について見てみよう。まず男性勤労者で配偶者（妻）に収入があるとしたものについてであるが、特徴的なのは、妻の就業形態のうちパートとした比率が年齢の上昇にしたがってほぼ上昇していることである。すなわち、29 歳以下の男性勤労者 31 名で妻の就業形態をパートとしたものは 7 名の 22.6%であるのに対して、30～39 歳では 196 名のうち 73 名で 37.2%、40～49 歳では 213 名のうち 113 名で 53.1%、50 歳以上の 105 名では 46 名の 43.8%となっているのである。これに対して女性勤労者の場合、30～39 歳の 37 名のうち 35 名、94.6%が、40～49 歳の 53 名のうち 44 名、83.0%が配偶者の就業形態を正社員と答えている。

表Ｆ－１９　収入を得ている配偶者の就業形態　　（上段：人、下段：%）

	実人数	正社員	契約社員	派遣労働者	パート	アルバイト	自営・内職	その他	NA
全体計	667	310	48	16	240	26	21	4	2
	100.0	46.5	7.2	2.4	36.0	3.9	3.1	0.6	0.3
男性計	545	212	42	15	239	23	11	2	1
	100.0	38.9	7.7	2.8	43.9	4.2	2.0	0.4	0.2
29 歳以下	31	13	5	3	7	2	1	0	0
	100.0	41.9	16.1	9.7	22.6	6.5	3.2	0.0	0.0
30～39 歳	196	90	11	7	73	12	3	0	0
	100.0	45.9	5.6	3.6	37.2	6.1	1.5	0.0	0.0
40～49 歳	213	71	14	5	113	6	4	0	0
	100.0	33.3	6.6	2.3	53.1	2.8	1.9	0.0	0.0
50 歳以上	105	38	12	0	46	3	3	2	1
	100.0	36.2	11.4	0.0	43.8	2.9	2.9	1.9	1.0
女性計	122	98	6	1	1	3	10	2	1
	100.0	80.3	4.9	0.8	0.8	2.5	8.2	1.6	0.8
29 歳以下	6	4	1	0	0	0	0	1	0
	100.0	66.7	16.7	0.0	0.0	0.0	0.0	16.7	0.0
30～39 歳	37	35	0	0	0	2	0	0	0
	100.0	94.6	0.0	0.0	0.0	5.4	0.0	0.0	0.0
40～49 歳	53	44	2	0	1	0	6	0	0
	100.0	83.0	3.8	0.0	1.9	0.0	11.3	0.0	0.0
50 歳以上	26	15	3	1	0	1	4	1	1
	100.0	57.7	11.5	3.8	0.0	3.8	15.4	3.8	3.8

（6）配偶者の労働時間

収入のある配偶者をもつ勤労者667名のうち、配偶者の労働時間をたずねると、40～50時間未満の177名で26.5%、次が20～30時間未満の135名で20.2%、30～40時間未満の116名で17.4%、40時間の11.8%であった。30～50時間未満の範囲に55.7%が集中している。

男女別にみた配偶者の労働時間についてみると、男性勤労者545名のうち妻の労働時間で多い野は20～30時間未満の129名で23.7%、40～50時間未満の119名で21.8%、30～40時間未満の19.4%、20時間未満の101名で18.5%などである。男性勤労者の妻の労働時間は20時間未満から40～50時間未満の時間帯にほぼ分散している。

これに対して、配偶者が働いている女性勤労者122名について、夫の労働時間を見てみると異なった傾向がみられる。すなわち女性勤労者の夫の労働時間で最も多いのは40～50時間未満の58名で47.5%がここに集中している。続いて40時間の16名で13.1%、50～60時間の未満の15名で12.3%、60時間以上の12名で9.8%である。男性勤労者の妻と異なり女性勤労者の夫は比較的長い労働時間帯に分布が集中しているといえる。

表Ｆ－２０　収入のある配偶者の労働時間　（上段：人、下段：%）

	実人数	20時間未満	20^30時間未満	30^40時間未満	40時間	40^50時間未満	50^60時間未満	60時間以上	NA
全体計	667	105	135	116	79	177	38	15	2
	100.0	15.7	20.2	17.4	11.8	26.5	5.7	2.2	0.3
男性計	545	101	129	106	63	119	23	3	1
	100.0	18.5	23.7	19.4	11.6	21.8	4.2	0.6	0.2
女性計	122	4	6	10	16	58	15	12	1
	100.0	3.3	4.9	8.2	13.1	47.5	12.3	9.8	0.8

（7）配偶者の年収

収入のある配偶者をもつ勤労者667名に対して配偶者の年収をたずねたところ、103万円未満のものが233名で34.9%にのぼった。配偶者が仕事をしているとしても、そのほぼ3分の1が年収103万円以下となっている。次が400～600万円未満の108人で16.2%、それに300～400万円未満の80人で12.0%、200～300万円未満の79人で11.8%となっている。

次に男性勤労者545名について配偶者の年収を見てみると、最も多いのが103万円未満の231名で42.4%である。それ以外は103～130万円未満が54名で9.9%、130～200万円が9.1%で51名、200～300万円未満が11.4%で62名、300～400万円未満が9.5%で52名、400～600万円未満が61名で11.2%と、それぞれの年収階層に10%前後分布している。

男性勤労者545名について、年齢階層別に配偶者の年収を見てみる。29歳以下は母数31名と少ないため明確には言えないが103万円以下の割合が22.6%で低く130～200万円未満、200～300万円未満にそれぞれ22.6%、29.0%が集中している。これに対して40～49歳の213名では、配偶者の年収は103万円以下に48.8%の104名が集中しており、この年齢階層では、男性＝主たる働き手、女性＝家計補充的なパー

トタイムというモデルが約半数に達している。また、母数が少ないためはっきりとはいえないが29歳以下ではこのモデルが変化している可能性がある。

なお、女性122名について配偶者の年収を訪ねたところ、最も多いのが400～600万円未満の38.5%で47名、次が300～400万円未満の23.0%で28名、200～300万円未満の13.9%で17名であった。男女の勤労者ではその配偶者の年収の分布すなわち働き方に大きな違いがあった。

表Ｆ－２１　収入のある配偶者の年収の分布　（上段：人、下段：%）

	実人数	103万未満	103~130万円未満	130~200万円未満	200~300万円未満	300~400万円未満	400~600万円未満	600~800万円未満	800~1000万円未満	1000万以上	よく把握していない
全体計	667	233	55	54	79	80	108	23	3	0	32
	100.0	34.9	8.2	8.1	11.8	12.0	16.2	3.4	0.4	0.0	4.8
男性計	545	231	54	51	62	52	61	11	0	0	23
	100.0	42.4	9.9	9.4	11.4	9.5	11.2	2.0	0.0	0.0	4.2
29歳以下	31	7	3	7	9	2	1	0	0	0	2
	100.0	22.6	9.7	22.6	29.0	6.5	3.2	0.0	0.0	0.0	6.5
30～39歳	196	79	15	14	19	30	27	3	0	0	9
	100.0	40.3	7.7	7.1	9.7	15.3	13.8	1.5	0.0	0.0	4.6
40～49歳	213	104	21	18	20	14	21	7	0	0	8
	100.0	48.8	9.9	8.5	9.4	6.6	9.9	3.3	0.0	0.0	3.8
50歳以上	105	41	15	12	14	6	12	1	0	0	4
	100.0	39.0	14.3	11.4	13.3	5.7	11.4	1.0	0.0	0.0	3.8
女性計	122	2	1	3	17	28	47	12	3	0	9
	100.0	1.6	0.8	2.5	13.9	23.0	38.5	9.8	2.5	0.0	7.4
29歳以下	6	0	0	1	1	2	2	0	0	0	0
	100.0	0.0	0.0	16.7	16.7	33.3	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0
30～39歳	37	1	1	0	4	10	16	2	0	0	3
	100.0	2.7	2.7	0.0	10.8	27.0	43.2	5.4	0.0	0.0	8.1
40～49歳	53	0	0	1	8	9	22	7	1	0	5
	100.0	0.0	0.0	1.9	15.1	17.0	41.5	13.2	1.9	0.0	9.4
50歳以上	26	1	0	1	4	7	7	3	2	0	1
	100.0	3.8	0.0	3.8	15.4	26.9	26.9	11.5	7.7	0.0	3.8

（8）世帯における貯蓄

勤労者1,829名に世帯の貯蓄をたずねたところ、100～300万円未満が27.8%の509名、100万円未満が19.1%の350名、300～500万円未満が12.6%の231名であった。これらの下位の3つの貯蓄層で全体の59.4%を占めていた。なお、よく把握していないとしたものも21.2%の387名存在していた。

年齢階層別に見てみると、29歳以下359名では300万円未満とするものが全体の62.1%で223名、30～39歳656名で500万円未満とするものが60.2%で395名、40～49歳552名で500万円未満とするものが58.0%で320名、50歳以上262名で500万円未満とするものが47.3%で124名であった。年齢階層が上昇するごとに貯蓄額が上がるということではなく、貯蓄500万円以下が50～60%ということになっている。

表Ｆ－２２　世帯における貯蓄　　（上段：人、下段：%）

	合計	100 万未満	100^300 万円未満	300^500 万円未満	500^700 万円未満	700^1000 万円未満	1000^1500 万円未満	1500^2000 万円未満	2000 万円以上	よく把握していない
全体計	1829	350	509	231	127	84	80	24	37	387
	100.0	19.1	27.8	12.6	6.9	4.6	4.4	1.3	2.0	21.2
男性計	1525	314	427	190	114	72	65	18	27	298
	100.0	20.6	28.0	12.5	7.5	4.7	4.3	1.2	1.8	19.5
29 歳以下	291	93	95	21	5	7	1	0	2	67
	100.0	32.0	32.6	7.2	1.7	2.4	0.3	0.0	0.7	23.0
30～39 歳	574	113	170	72	50	28	31	6	5	99
	100.0	19.7	29.6	12.5	8.7	4.9	5.4	1.0	0.9	17.2
40～49 歳	448	70	124	69	43	22	19	4	12	85
	100.0	15.6	27.7	15.4	9.6	4.9	4.2	0.9	2.7	19.0
50 歳以上	212	38	38	28	16	15	14	8	8	47
	100.0	17.9	17.9	13.2	7.5	7.1	6.6	3.8	3.8	22.2
女性計	304	36	82	41	13	12	15	6	10	89
	100.0	11.8	27.0	13.5	4.3	3.9	4.9	2.0	3.3	29.3
29 歳以下	68	11	24	7	0	0	0	2	1	23
	100.0	16.2	35.3	10.3	0.0	0.0	0.0	2.9	1.5	33.8
30～39 歳	82	7	25	8	7	3	6	0	2	24
	100.0	8.5	30.5	9.8	8.5	3.7	7.3	0.0	2.4	29.3
40～49 歳	104	14	26	17	4	6	5	1	4	27
	100.0	13.5	25.0	16.3	3.8	5.8	4.8	1.0	3.8	26.0
50 歳以上	50	4	7	9	2	3	4	3	3	15
	100.0	8.0	14.0	18.0	4.0	6.0	8.0	6.0	6.0	30.0

（9）世帯における負債

最後に世帯における負債である。勤労者 1,829 名全体について見ると、もっとも多かったのは負債がないとしたもので 33.2%、608 名であった。その次に多かったのは、2000 万円以上あるとしたもので、12.5%の 229 名であった。

年齢別にみると負債がないとするものの割合は、29 歳以下 359 名で 42.3%の 152 名、30～39 歳 656 名で 35.7%の 234 名、40～49 歳 552 名で 23.9%の 132 名と低下しているが、50 歳以上 212 名では 22.1%の 64 名と若干上昇している。また 40～49 歳 552 名では、負債が 1000～1500 万円未満とするものが 15.0%で 83 名、1500～2000 万円未満が 12.7%で 70 名、2000 万円以上が 13.0%で 72 名であり、この年齢階層の 4 割は 1000 万円以上の負債を抱えていることになる。

この年齢階層については、前項目の貯蓄と併せて考えると、住宅購入に伴う負債が増加する一方で、住宅ローンの負担や教育費支出の増加や賃金の伸び悩みなどにともない、貯蓄がそれほど伸びないという姿が明確である。現在はなんとかやっているが、老後に対する不安が強いという労働者の意識は、このような姿に根拠があると思われる。

表Ｆ－２３　世帯における負債　　（上段：人、下段：%）

	合計	負債はない	100万未満	100~300万円未満	300~500万円未満	500~700万円未満	700~1000万円未満	1000~1500万円未満	1500~2000万円未満	2000万円以上	よく把握していない
全体計	1829	608	181	180	60	46	85	155	134	229	151
	100.0	33.2	9.9	9.8	3.3	2.5	4.6	8.5	7.3	12.5	8.3
男性計	1525	475	154	152	58	39	71	134	118	205	119
	100.0	31.1	10.1	10.0	3.8	2.6	4.7	8.8	7.7	13.4	7.8
29歳以下	291	117	47	45	8	2	2	3	3	16	48
	100.0	40.2	16.2	15.5	2.7	0.7	0.7	1.0	1.0	5.5	16.5
30～39歳	574	195	60	39	17	7	24	44	44	109	35
	100.0	34.0	10.5	6.8	3.0	1.2	4.2	7.7	7.7	19.0	6.1
40～49歳	448	99	37	30	15	19	27	68	60	67	26
	100.0	22.1	8.3	6.7	3.3	4.2	6.0	15.2	13.4	15.0	5.8
50歳以上	212	64	10	38	18	11	18	19	11	13	10
	100.0	30.2	4.7	17.9	8.5	5.2	8.5	9.0	5.2	6.1	4.7
女性計	304	133	27	28	2	7	14	21	16	24	32
	100.0	43.8	8.9	9.2	0.7	2.3	4.6	6.9	5.3	7.9	10.5
29歳以下	68	35	11	6	1	0	1	0	0	2	12
	100.0	51.5	16.2	8.8	1.5	0.0	1.5	0.0	0.0	2.9	17.6
30～39歳	82	39	5	4	0	0	1	3	4	16	10
	100.0	47.6	6.1	4.9	0.0	0.0	1.2	3.7	4.9	19.5	12.2
40～49歳	104	33	8	9	0	5	10	15	10	5	9
	100.0	31.7	7.7	8.7	0.0	4.8	9.6	14.4	9.6	4.8	8.7
50歳以上	50	26	3	9	1	2	2	3	2	1	1
	100.0	52.0	6.0	18.0	2.0	4.0	4.0	6.0	4.0	2.0	2.0

第１章　家計について

市場にはたくさんの商品があふれるほどに出回っているが、私たちの多くは欲しいものが買えない。ときには、必要なものを買うにも工夫して工面しなければならない。雇用状況が厳しく、賃金が伸び悩んでいる中で日々の基本的な生活必需品が気象やその他の諸事情の影響を受けて上昇気味である。市場社会の必然とは言え「豊富の中の貧困」がまさに現実の大きな問題として私たちは日々実感している。

愛媛県労働者福祉協議会が実施した家計調査結果によると、愛媛に在住するモニターさん200名余りの人たちは家計が厳しいという感じを常に持っており、限られた収入の中で子たちの教育費・老後の備えに努力し、お互いが学びあい賢い家計を実践している実態が判明した。

当調査ではさらに調査対象を広げ、2,500人に調査票を配布し1,829件の有効回答を得た。第１章では、家計、特に消費について愛媛で働いている人たちはどのように感じているかをお聞きし、統計的にまとめた。

Ⅰ　世帯の家計状況

まず、過去１年間の世帯全体の家計状況（家計収支）についてお聞きした。回答していただく選択肢を「かなり黒字（収入が支出をかなり上回った）」「やや黒字（収入が支出をやや上回った）」「収支トントン（収支がほぼ同じ）」「やや赤字（支出が収入をやや上回った）」「かなり赤字（支出が収入をかなり上回った）」「わからない」の６段階にした。

回答を割合で示すと、

1　かなり黒字（収入が支出をかなり上回った）　5.1%
2　やや黒字（収入が支出をやや上回った）　28.7%
3　収支トントン（収支がほぼ同じ）　34.7%
4　やや赤字（支出が収入をやや上回った）　15.2%
5　かなり赤字（支出が収入をかなり上回った）　8.7%
6　わからない　7.5%

図１－１　家計状況

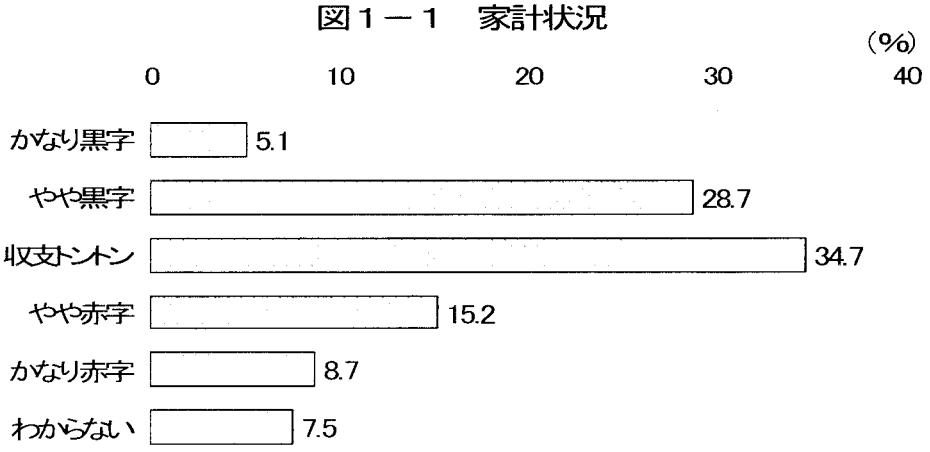

回答結果は、黒字（「かなり黒字」＋「やや黒字」）と答えたのが全体の 33.8%であり、赤字（「やや赤字」＋「かなり赤字」）と答えたのが 23.9%である。故に、9.9 ポイント黒字の割合が大きい。しかも、35%近くが収支トントンと答えており、家計についてはそれほど逼迫感はないように見える。

「子どもがいる」家庭と「子どもがいない」家庭とを比較してみると、「子どもがいる」家庭は黒字（27.2%）と答えた回答に比べて赤字（30.4%）と答えた回答の割合が大きく、3.2 ポイントの差である。それに対して「子どもがいない」家庭は黒字（41.8%）と答えた回答に比べて赤字（16.1%）と答えた回答の割合が小さく、その差は 25.7 ポイントである。したがって、「子どもがいない」家庭では赤字であると答えたのが 16.1%であるのに対して「子どもがいる」家庭では赤字であると答えたのが 30.4%もおり、しかも、かなり赤字というのが前者と後者とでは倍半分の格差がある。

表１－１　子どもの有無別家計状況　　上段は実数値、下段は%

	全 体	かなり黒字	やや黒字	収支トントン	やや赤字	かなり赤字	わからない
全 体	1,829	93	525	635	278	160	138
	100.0	5.1	28.7	34.7	15.2	8.7	7.5
子どもがいる	1,003	31	242	374	195	110	51
	100.0	3.1	24.1	37.3	19.4	11.0	5.1
子どもがいない	826	62	283	261	83	50	87
	100.0	7.5	34.3	31.6	10.0	6.1	10.5

高校生を持っている家庭では黒字（18.8%）と答えた回答に比べて赤字（40.9%）と答えた回答の割合が大きく、22.1 ポイントの差である。大学生を持っている家庭では黒字（13.7%）と答えた回答の割合に比べて赤字（44.3%）と答えた回答の割合がさらに大きく、30.6 ポイントの差である。したがて、高校生を持つ家庭の家計は厳しく、さらに大学生を持つ家庭は大変な厳しい状況にあることが判明した。

表１－２　高校生を持つ世帯と大学生を持つ世帯の家計状況　　上段は実数値、下段は%

	合計	かなり黒字	やや黒字	収支トントン	やや赤字	かなり赤字	わからない
高校生を持っている	176	4	29	62	41	31	9
	100.0	2.3	16.5	35.2	23.3	17.6	5.1
大学生を持っている	88	2	10	36	19	20	1
	100.0	2.3	11.4	40.9	21.6	22.7	1.1

世帯の年収別に「子どもがいる世帯」の家計状況をみると、「黒字」と答えた割合より「赤字」と答えた割合の方が大きいのは年収 400 万円未満である。年収が低いほど「赤字」感が大きい。「子どもがいない世帯」では総じて赤字より黒字の方が大きい。したがって、「子どもがいる世帯」と「子どもがいない世帯」とでは家計状況は大きく違い、「子どもがいる世帯」の方が「子どもがいない世帯」よりかなり厳しい家計状況にあるようである。

表1－3　世帯年収と子どもの有無別家計状況

下段は構成比

子どもがいる	合計	黒字	収支トントン	赤字	わからない
全体	1003	273	374	305	51
	100.0	27.2	37.3	30.4	5.1
収入無し	2	0	0	2	0
	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0
100万円未満	13	1	5	7	0
	100.0	7.7	38.5	53.8	0.0
100～200	26	2	9	14	1
	100.0	7.7	34.6	53.8	3.8
200～300	62	11	20	28	3
	100.0	17.7	32.3	45.2	4.8
300～400	167	28	59	69	11
	100.0	16.8	35.3	41.3	6.6
400～500	214	57	92	57	8
	100.0	26.6	43.0	26.6	3.7
500～600	245	70	95	66	14
	100.0	28.6	38.8	26.9	5.7
600～800	263	100	92	58	13
	100.0	38.0	35.0	22.1	4.9
800～1000	5	2	1	2	0
	100.0	40.0	20.0	40.0	0.0
1000万円以上	6	2	1	2	1
	100.0	33.3	16.7	33.3	16.7

子どもがいない	合計	黒字	収支トントン	赤字	わからない
全体	826	345	261	133	87
	100.0	41.8	31.6	16.1	10.5
収入無し	8	2	1	1	4
	100.0	25.0	12.5	12.5	50.0
100万円未満	10	2	4	1	3
	100.0	20.0	40.0	10.0	30.0
100～200	45	12	13	12	8
	100.0	26.7	28.9	26.7	17.8
200～300	155	41	56	31	27
	100.0	26.5	36.1	20.0	17.4
300～400	206	87	56	39	24
	100.0	42.2	27.2	18.9	11.7
400～500	192	99	57	21	15
	100.0	51.6	29.7	10.9	7.8
500～600	112	48	45	16	3
	100.0	42.9	40.2	14.3	2.7
600～800	95	51	29	12	3
	100.0	53.7	30.5	12.6	3.2
800～1000	2	2	0	0	0
	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
1000万円以上	1	1	0	0	0
	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0

II　家計が苦しいと感じた事がありますか

「過去 1 年間に、あなたは家計が苦しいと感じたことがありますか」の問いに、「感じたことがある」と答えたのが 50.1%、「感じたことはない」と答えたのは 32.7%、「わからない」と答えたのは 17.2%である。したがって、全体の半分の人が過去 1 年間に家計が苦しいと感じたことがある、ということが判明した。

表１－４　過去１年間に家計が苦しいと感じたことはありますか

上段は実数値、下段は%

		合 計	感じたことがある	感じたことがない	わからない
全体	合計	1829	917	598	314
		100.0	50.1	32.7	17.2
	29 歳以下	359	131	151	77
		100.0	36.5	42.1	21.4
	30～39 歳	656	320	234	102
		100.0	48.8	35.7	15.5
	40～49 歳	552	307	152	93
		100.0	55.6	27.5	16.8
	50 歳以上	262	159	61	42
		100.0	60.7	23.3	16.0
男性	合計	1525	753	505	267
		100.0	49.4	33.1	17.5
	29 歳以下	291	108	125	58
		100.0	37.1	43.0	19.9
	30～39 歳	574	274	208	92
		100.0	47.7	36.2	16.0
	40～49 歳	448	243	124	81
		100.0	54.2	27.7	18.1
	50 歳以上	212	128	48	36
		100.0	60.4	22.6	17.0
女性	合計	304	164	93	47
		100.0	53.9	30.6	15.5
	29 歳以下	68	23	26	19
		100.0	33.8	38.2	27.9
	30～39 歳	82	46	26	10
		100.0	56.1	31.7	12.2
	40～49 歳	104	64	28	12
		100.0	61.5	26.9	11.5
	50 歳以上	50	31	13	6
		100.0	62.0	26.0	12.0

以上の設問を年齢別に見てみると、過去1年間に苦しいと感じたことがあるのは年齢が高いほど割合が高くなっている。「29歳以下」は36.5%、「30～39歳」は48.8%、「40～49歳」は55.6%、「50歳以上」は60.7%となっており、最も若年層の「29歳以下」に比べて高齢層の「50歳以上」は24.2ポイントの差がある。この傾向は女性の方が男性より顕著である。

男女間格差を年齢別にみると、「29歳以下」では、男性が37.1%に対して女性は33.8%で女性は男性に比べて3.3ポイント小さい。「30～39歳」では、男性が47.7%に対して女性は56.1%で女性は男性に比べて8.4ポイント大きい。「40～49歳」では、男性が54.2%に対して女性は61.5%で女性は男性に比べて7.3ポイント大きい。「50歳以上」では、男性が60.4%に対して女性は62.0%で女性は男性に比べて1.6ポイント大きい。したがって年齢に比例して高くなる傾向は男女とも同じであるが、中高年になるとその傾向は女性の場合の方が強く感じているようである。家計を一手に引き受けている女性には小遣いを貰って日々を暮らしている男性より厳しく感じるのは当然かもしれない。

表1－5　過去1年間に家計が苦しいと感じたことはありますか　　下段は構成比

		合　計	感じたことがある	感じたことがない	わからない
全体	合計	1829	917	598	314
		100.0	50.1	32.7	17.2
	東予	812	363	308	141
		100.0	44.7	37.9	17.4
	中予	860	467	247	146
		100.0	54.3	28.7	17.0
	南予	157	87	43	27
		100.0	55.4	27.4	17.2
男性	合計	1525	753	505	267
		100.0	49.4	33.1	17.5
	東予	689	305	264	120
		100.0	44.3	38.3	17.4
	中予	699	371	204	124
		100.0	53.1	29.2	17.7
	南予	137	77	37	23
		100.0	56.2	27.0	16.8
女性	合計	304	164	93	47
		100.0	53.9	30.6	15.5
	東予	123	58	44	21
		100.0	47.2	35.8	17.1
	中予	161	96	43	22
		100.0	59.6	26.7	13.7
	南予	20	10	6	4
		100.0	50.0	30.0	20.0

地域別に見ると、苦しいと感じたのは「東予」44.7%、「中予」54.3%、「南予」55.4%であり、地域間にいては取り立てるほどの大きな格差は見られない。地域別男女別にはやや格差が見られるが、南予の女性の回答数は 20 件ほどなので、一般性を見るにはやや苦しいところがある。参考に回答表（表１－５）を提示するのでご覧いただきたい。

負債の有無別に見たのが、表１－６である。負債を 300 万円以上持っている人で 60%以上が家計が苦しいと感じたと答えている。負債がないと答えたのは回答者全体の 33%ほどであるが、負債がないと答えた人の中でも 37%近くが「過去１年間に、家計が苦しいと感じたことがある」と答えている。

昨年の賃金収入別に見ると、年収が 100 万円未満の人で「過去１年間に、家計が苦しいと感じたことがある」と答えたのが 60.9%もあり、平均より 10.8 ポイント大きい。600 万円以上の年収がある人でも 47.3%の人が「過去 1 年間に、家計が苦しいと感じたことがある」と答えている。前者と後者の差は 13.6 ポイントである。家族状況によって家計支出は大きく異なるが、やはり年収が少ない世帯ほど家計が苦しいと感じる度合いが大きいようである。（巻末一覧表参照）

表１－６　過去１年間に家計が苦しいと感じたことがありますか（負債の有無別）

下段は構成比

	合　計	感じたことがある	感じたことがない	わからない
合　計	1829	917	598	314
	100.0	50.1	32.7	17.2
負債がない	608	223	277	108
	100.0	36.7	45.6	17.8
100 万円未満	181	89	65	27
	100.0	49.2	35.9	14.9
100 万以上 300 万円未満	180	104	43	33
	100.0	57.8	23.9	18.3
300 万以上 500 万円未満	60	36	17	7
	100.0	60.0	28.3	11.7
500 万以上 700 万円未満	46	29	13	4
	100.0	63.0	28.3	8.7
700 万以上 1,000 万円未満	85	55	19	11
	100.0	64.7	22.4	12.9
1,000 万以上 1,500 万円未満	155	99	37	19
	100.0	63.9	23.9	12.3
1,500 万以上 2,000 万円未満	134	92	24	18
	100.0	68.7	17.9	13.4
2,000 万円以上	229	143	51	35
	100.0	62.4	22.3	15.3
よく把握していない	151	47	52	52
	100.0	31.1	34.4	34.4

Ⅲ　家計が苦しいと感じたとき

前問の「過去1年間に、あなたは家計が苦しいと感じたことがありますか」の問いで「感じたことがある」と答えた人が917人あり、その人たちにそれはどんな時かをお聞きした。回答いただいたのがその917件のうち676件、約74%である。

どんな時そう思うかに対して最も多いのが「教育費」（子どもの学費を払う時や今後必要な費用を考えたとき）と記入したのは121件あり、記入事項の17.9%にあたる。主に教育費が原因で家計が苦しいと感じた人で30歳代以下は「子どもの習い事や、幼稚園あるいは保育園の入園料の支払い時」が多く、40歳代では「学費や塾代や部活費を出すときや進学費用を考えたとき」が多く、50歳代では大学の受験費用や学費納入時に苦しい」と記載されている。さらに60歳近くになって教育ローンの返還を親が支払っている場合も、その支払い時は苦しいと感じるのは同じである。

教育費の次に多いのは、なんらかの要因で「収入減」になったときである。全体の15.7%にあたる。続いて多いのは「冠婚葬祭を含め、急な出費があったとき」15.2%、続いて多い順に「貯金が減っていくなど余裕がないと感じた時」が13.9%、「家屋や車関係など大きな出費があるとき」7.5%、「いつも苦しいと思う」6.2%、「ローン支払いのとき」4.9%、「節約するとき」4.9%となっている。

以下、「どんな時苦しいと感じたか」についての回答欄への記入事例を紙幅が許される範囲ではあるが紹介しよう。

・ガソリン代が足りなかったとき（男性　19歳）
・預金を切り崩しながら生活しなければならなくなった時（女性　20歳）
・車検の時、突然の出費など、貯蓄がないので対応できなかったとき（男性　21歳）
・食事で同じメニューが何日も続いたとき（男性　22歳）
・遊びで使いすぎ生活費がなかったとき（男性　22歳）
・昇給が無く、残業ゼロで一時金が少なかったとき（男性　23歳）
・欲しいものが買えない時（男性　23歳）
・自動車ローンがあるときに残業がなかったとき（男性　24歳）
・預金残高を見たとき（男性　24歳）
・給料前、預金残高がなかった時（女性　24歳）
・自分の小遣いが無くなり、自由に使えるお金が減ったとき（男性　25歳）
・日々の生活が苦しいと感じたとき（女性　25歳）
・友人の結婚が重なったとき（男性　26歳）
・ボーナスが減ったとき（男性　26歳）
・電気製品などの損耗（女性　26歳）
・テレビなどの高額なものを購入するとき、旅行へ行くとき、給料日前になったとき（男性　27歳）
・両親への仕送りのとき（男性　27歳）
・収支がほぼ0なので、何かあったらと思うと不安に思う（男性　28歳）
・家の修理など予定外の支出があったとき（男性　29歳）
・子どもの塾の支払いやおけいこごとの支払いのとき（女性　29歳）
・給料を受け取って支出を差し引いたとき少ししか残らなかったとき（女性　29歳）

・住宅ローン、車検、子供の入学、入園などが重なったとき（男性　30歳）
・子供が幼稚園なので毎月苦しい（女性　30歳）
・貯金が減っていくのを見たとき（男性　31歳）
・お歳暮、年賀はがき、忘年会、冠婚葬祭が重なるとき（男性　31歳）
・一ヶ月の収入と支出が同じだったとき（男性　32歳）
・生産がストップして勉強会をしていたとき（男性　32歳）
・配偶者が出来たときに生活していけるか考えたとき（女性　32歳）
・収入が減り住宅ローンの支払いが苦しかった（男性　33歳）
・配偶者が出産のため退職したので収入が減ったとき（男性　33歳）
・残業が無くなり収入が減ったとき（男性　34歳）
・給与カット、ボーナスカットになったとき（男性　34歳）
・共働きなしでは苦しいと感じたとき（女性　34歳）
・子どもの学校等で必要な道具等を買いそろえるとき（男性　35歳）
・一時金は減ったとき（男性　35歳）
・子どもの習い事の支払いどき（女性　35歳）
・妻が今日お金がないといったとき（男性　36歳）
・仕事量が減り、残業手当が減ったとき（男性　36歳）
・今後の生活に向けての貯蓄やローン等を想定したとき（男性　37歳）
・家のローンと子どもの行事が重なったとき（男性　37歳）
・子どもが大きくなり、食費・光熱費が上がってきたとき（女性　37歳）
・大型電気製品名が壊れて買い替えた時（男性　38歳）
・給料日すべての支払いをしたら生活費がなくなったとき（男性　38歳）
・給料前に現金が無かったとき（女性　38歳）
・ボーナスが年々減っていくのを認識したとき（男性　39歳）
・子どもが幼稚園に通園した時（２人子どもがいて両方）（男性　39歳）
・通帳残高がなくなった時（女性　39歳）
・貯蓄額が少なく車の購入、家のメンテナンスをためらったとき（男性　40歳）
・家計の収支計算をしているとき（男性　40歳）
・こどもの塾の支払いとき（女性　40歳）
・生活費が毎月ギリギリで娯楽費がねん出できないとき（男性　41歳）
・給料だけでは生活できないと思った時（男性　41歳）
・車を購入したとき（女性　41歳）
・生活費のため定期預金を崩した時（男性　42歳）
・外食するとき安いものを食べたり、車に乗るのを倹約するとき（男性　42歳）
・働かないと配偶者の収入では食べていけないと思ったとき（女性　42歳）
・ローン滞納、固定資産税を滞納させたとき（男性　43歳）
・車検や保険料の支払いどき（女性　43歳）

・家のローンありで子供が進学したとき（男性　44歳）
・塾代など教育費が必要な時（女性　44歳）
・子どもが大学生になったとき（男性　45歳）
・ボーナスの激減で昨年レベルの生活ができないと思ったとき（女性　45歳）
・月末の住宅ローンの支払いを考えたとき（男性　46歳）
・子どもの養育費が嵩んだとき（女性　46歳）
・冠婚葬祭で臨時出費があったときに生活費が足りず苦労したとき（男性　47歳）
・子供が二人大学に行っている為、仕送りや学費を二人分払ったとき（女性　47歳）
・通帳残高が少なくなって引き出せなかったとき（男性　48歳）
・給与の減額した上、ローンを賞与に当て込んだ支払いしており預貯金からそれらの支払いをしていたとき（女性　48歳）
・冠婚葬祭で臨時出費があったときに生活費が足りず苦労したとき（男性　49歳）
・大学生の授業料を払ったとき（女性　49歳）
・急な出費に即対応出来るだけの余裕がないと思った時（男性　50歳）
・家族が入院したとき（女性　50歳）
・ボーナス等の一時金が前に比べて大分減った時（男性　51歳）
・転勤のため車を買ったとき、地デジTVを購入したとき（女性　51歳）
・親の入院と介護に費用がかかったとき（男性　52歳）
・ボーナスがなくなり給料が10%カットになったとき（女性　52歳）
・妻が退職し一人の賃金になったとき（男性　53歳）
・電化製品や車が壊れたときすぐに対応できなかったとき（女性　53歳）
・子どもが大学進学したとき（男性　54歳）
・蓄えがなくては支払いが出来ないとき（女性　54歳）
・大型家電の買い換えができないとき、また急な出費があるとき（男性　55歳）
・貯金ができず、将来の不安を感じたとき（女性　55歳）
・子供（大学生2人）（高校1人）の教育費を払ったとき（男性　56歳）
・大学生の子供の仕送りをするとき（女性　56歳）
・子どもの結婚費用を出した時（男性　57歳）
・子どもや孫に祝い事があったとき（男性　58歳）
・子どもの結婚費用、交際費、家のリフォームにお金を出した時（女性　58歳）
・他人の恵まれたところを見たとき（男性　59歳）
・主人が失業していたとき（女性　59歳）
・収入が減ったとき（男性　60歳）
・小遣いが少ない時（男性　61歳）
・主人の収入がなくなった時（女性　61歳）
・子どもの結婚、出産に費用を出したとき（男性　64歳）
・子どもの学資を出したとき（男性　68歳）

Ⅳ　家計支出の切り詰め

前問で「生活が苦しいと感じことがある」と答えた方に「あなたの世帯では、生活が苦しいと感じた時どのような支出を切り詰めたりあきらめたりしていますか」とお聞きした。選択肢を23個用意し、その中から主要なものを５つまで選んでいただいた。

図　１－２　切り詰める支出項目

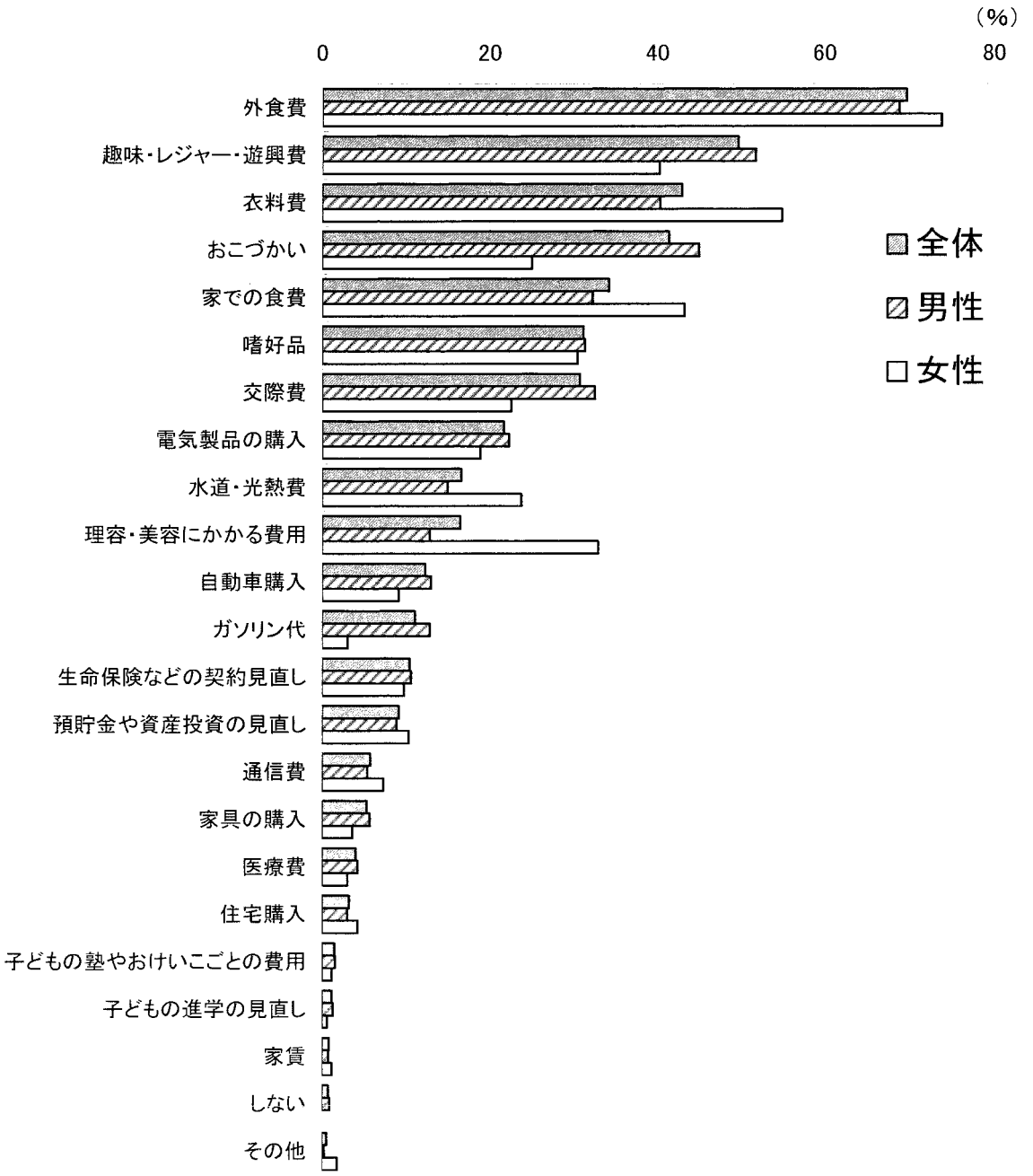

切り詰める項目の回答数の多い順に表示すると、1位：「外食費」69.8%、2位：「趣味・レジャー・遊興費」49.9%、3位：「衣料費」43.1%、4位：「おこづかい」41.5%、5位「家での食費」34.4%、6位：「嗜好品（酒、たばこ、菓子など」31.2%、7位：「交際費」30.8%、8位「電気製品の購入」21.7%、9位「水道・光熱費」16.7%、10位「理容・美容にかかる費用」16.6%、11位「自動車の購入」12.3%、12位「ガソリン代」11.1%、13位「生命保険などの契約見直し」10.6%、14位「預貯金や資産投資の見直し」9.2%、15位「通信費（電話・インターネットなど）」5.8%、16位「家具の購入」5.3%、以下省略する。

したがって、「食費関連」の節約が最も多くて、続いて「趣味・レジャー・遊興費」、「おこづかい」、そして「衣料費」や「交際費」となっている。年々増加傾向にある「通信費」は節約順位が15位になっており、取り立てるほどの切り詰め対象になってはおらず、現在では通信手段の必要度がかなり高いようである。

男女別に見ると、「外食費」は男女ともに1位であるが、男性では2位「趣味・レジャー・遊興費」、3位「おこづかい」、4位「衣料費」、5位「交際費」となっているのに対して女性は2位「衣料費」、3位「家での食費」、4位「趣味・レジャー・遊興費」、5位「理容・美容にかかる費用」となっている。したがって、男性は「外食費」以外に「おこづかい」や「交際費」をもっと倹約できるのではないか、女性は「外食費」以外に「家での食費」や「理容・美容にかかる費用」をもっと倹約できるのではないかと考えているようである。

図1－2に見られるように男女間格差もかなりあり、男性の方が女性より目立って大きいのは「おこづかい」20.2ポイント差、「趣味・レジャー・遊興費」11.0ポイント差、「交際費」9.9ポイント差、「ガソリン代」9.9ポイント差であり、女性の方が男性より目立って大きいのは「理容・美容にかかる費用」20.6ポイント差、「衣料費」15.1ポイント差、「家での食費」11.6ポイント差、「水道・光熱費」8.7ポイント差となっている。したがって、男性女性ともに自分個人が出来るであろう費目に力を入れているようである。（数値については巻末一覧表参照）

年齢階層別にみると、「29歳以下」では特に「外食費」や「嗜好品（酒、たばこ、菓子など」や「水道・光熱費」が切り詰める費目になっている。

「30～39歳」では「理容・美容にかかる費用」「子どもの塾やおけいこごとの費用」「住宅の購入」を5割近くが切り詰めの対象に上げており、厳しい現実である。「40～49歳」ではこの年代層の6割近くが「子どもの進学の見直し」を切り詰めの対象にしており、他の年代層と最も異なる費目である。

切り詰める支出項目としては「子どもがいる世帯」と「子どもがいない世帯」とではかなり異なるのではないか。データを見てみよう。（表1－8）

「子どもがいる世帯」と「子どもがいない世帯」とでは、切り詰める項目の順位の違いはあまりないが、それぞれの選択の割合に少なからず変化がある。「子どもがいる世帯」と「子どもがいない世帯」との割合の差を図1－2で示した全体の選択割合の大きい順に表示すると、「外食費」は「子どもがいる世帯」のほうが「子どもがいない世帯」より0.9ポイント大きい。「趣味・レジャー・遊興費」は「子どもがいる世帯」のほうが「子どもがいない世帯」より8.1ポイント大きい。「衣料費」は「子どもがいる世帯」のほうが「子どもがいない世帯」より1.9ポイント大きい。「おこづかい」は「子どもがいる世帯」のほうが「子どもがいない世帯」より5.1ポイント大きい。「家での食費」は「子どもがいる世帯」のほうが「子どもがいない世帯」より1.1ポイント小さい。「嗜好品（酒、たばこ、菓子など」は「子どもがいる世帯」のほうが「子

どもがいない世帯」より1.8ポイント小さい。「交際費」は「子どもがいる世帯」のほうが「子どもがいない世帯」より5.4ポイント小さい。「電気製品の購入」は「子どもがいる世帯」のほうが「子どもがいない世帯」より1.5ポイント大きい。「水道・光熱費」は「子どもがいる世帯」のほうが「子どもがいない世帯」より4.4ポイント大きい。「理容・美容にかかる費用」は「子どもがいる世帯」のほうが「子どもがいない世帯」より3.2ポイント大きい。「自動車の購入」は「子どもがいる世帯」のほうが「子どもがいない世帯」より5.4ポイント大きい。「ガソリン代」は「子どもがいる世帯」のほうが「子どもがいない世帯」より0.4ポイント小さい。

表１－８　切り詰める支出項目（子ども有無別）

	合　計		こどもがいる		こどもがいない	
	実数値	構成比	実数値	構成比	実数値	構成比
合　計	917	100.0	618	100.0	299	100.0
外食費	640	69.8	433	70.1	207	69.2
家での食事	315	34.4	210	34.0	105	35.1
嗜好品	286	31.2	189	30.6	97	32.4
水道・光熱費	153	16.7	112	18.1	41	13.7
衣料費	395	43.1	270	43.7	125	41.8
理容・美容にかかる費用	152	16.6	109	17.6	43	14.4
おこづかい	381	41.5	267	43.2	114	38.1
交際費	282	30.8	179	29.0	103	34.4
医療費	37	4.0	26	4.2	11	3.7
趣味・レジャー・遊興費	458	49.9	325	52.6	133	44.5
電気製品の購入	199	21.7	137	22.2	62	20.7
子どもの塾やおけいこごと	11	1.2	11	1.8	0	0.0
子どもの進学の見直し	14	1.5	13	2.1	1	0.3
ガソリン代	102	11.1	68	11.0	34	11.4
自動車の購入	113	12.3	87	14.1	26	8.7
通信費	53	5.8	37	6.0	16	5.4
住宅の購入	30	3.3	21	3.4	9	3.0
家賃	8	0.9	7	1.1	1	0.3
生命保険などの契約見直し	97	10.6	68	11.0	29	9.7
預貯金や資産投資の見直し	84	9.2	58	9.4	26	8.7
家具の購入	49	5.3	36	5.8	13	4.3
その他	5	0.5	0	0.0	5	1.7
切り詰めない	7	0.8	2	0.3	5	1.7

「生命保険などの契約見直し」は「子どもがいる世帯」のほうが「子どもがいない世帯」より1.3ポイント大きい。「預貯金や資産投資の見直し」は「子どもがいる世帯」のほうが「子どもがいない世帯」より0.7ポイント大きい。「通信費（電話・インターネットなど）」は「子どもがいる世帯」のほうが「子どもがいない世帯」より0.6ポイント大きい。「家具の購入」は「子どもがいる世帯」のほうが「子どもがいない世帯」より1.5ポイント大きい。

支出を切り詰める費目を地域別に見ると、回答割合の大きい順に10位までは東予と中予は回答割合の大小はやや見られるものの順位としては全く同じであるが、南予はやや異なっている。そこで全体の回答割合の大きい順10位までを全体の回答割合を基準にして違いを見てみたい。

1位：「外食費」では東予が全体より1.5ポイント増、中予が1.1ポイント増、南予が12.3ポイント減である。2位：「趣味・レジャー・遊興費」では東予が全体の割合と同じで中予が0.4ポイント増、南予が1.6ポイント減である。3位：「衣料費」では、東予が1.0ポイント増、中予が0.1ポイント減、南予が4.0ポイント減である。4位：「おこづかい」では東予が1.2ポイント増、中予が3.0ポイント減、南予が11.4ポイント増である。5位「家での食費」では東予が3.5ポイント減、中予が1.1ポイント減、南予が8.1ポイント増である。6位：「嗜好品（酒、たばこ、菓子など」では東予がポイント2.3減、中予が0.1ポイント増、南予が9.0ポイント増である。7位：「交際費」では東予が2.4ポイント減、中予が2.0ポイント増、南予が0.9ポイント増である。8位「電気製品の購入」では東予が1.9ポイント減、中予が1.9ポイント増、南予が2.2ポイント減である。9位「水道・光熱費」では東予が1.3ポイント減、中予が0.9ポイント増、南予が0.7ポイント増である。10位「理容・美容にかかる費用」では東予が1.4ポイント減、中予が0.7ポイント増、南予が1.8ポイント増である。（巻末一覧表参照）

以上、生活が苦しいと感じたとき切り詰める支出費目を男女別、年齢別、こどもの有無別、地域別に見た。どの種目別に見ても最も切り詰めの対象なっているのが「外食費」である。男女別格差では「衣料費」と「理容・美容にかかる費用」が特に女性の切り詰めの対象になっている。この点は女性の30歳代に顕著である。子どもの有無別においても「子どもがいる世帯」「子どもがいない世帯」共に最も切り詰めの対象なっているのが「外食費」である。双方の特徴としては、「子どもがいる」家庭の半数以上が「趣味・レジャー・遊興費」を切り詰めの対象にしていること、これが全体の中では第2位の切り詰めの対象費目である。地域別には大きな格差が見られないが、強いて言えば、南予は東予・中予に比べて「おこづかい」の倹約により力をいれており、「家での食事」と「嗜好品」についても節約の対象になっている。

V　どんな場合に消費を増やせるか

この節では「あなたの世帯では、どのような場合に消費を増やせると思うか」に対して15項目選択肢を用意し、その中から当てはまるものを4つまで選んでいただいた。この質問では回答者全員にお聞きした。

回答の多い順に示すと、1位「世帯収入の増加」73.0%、2位「将来の賃金減少不安の解消」30.5%、3位「子どもの教育費負担の軽減」29.5%、4位「将来の雇用不安の解消」28.4%、5位「公的年金制度に対する不安の減少」28.0%、6位「増税不安の減少」27.2%、7位「住宅に関わる費用負担の軽減」24.4%、8位「医療にかかる費用負担の軽減」22.1%、9位「育児にかかる費用負担の軽減」15.4%、10位「魅力的な商品・サービスの出現」13.8%、11位「介護にかかる費用負担の軽減」11.8%、12位「お金を使うための時間の増加」10.7%、13位「わからない」3.1%、14位「どのような場合

でも消費は増やさない」1.7%、15位「その他」0.9%の順になっている。「その他」には、「住宅ローンが終わったとき」「社保料が軽減されれば」などが記入されている。

1位の「世帯収入の増加」は男女別に見ても、どの年齢層においても、子どもがいる世帯も子どもがいない世帯もともに最も回答割合が大きく全体の7割以上が答えている。もう少し収入が多ければ「あれも買えたであろう」「これも買えたであろう」と思うのは誰しもであるが、この点については意外にも男性の方が強く思うようである。また、年齢別には若年層に、子どもの有無別では子どもがいる世帯がより強く思っているようである。

2位の「将来の賃金減少不安の解消」は男女がほとんど同じ回答になっているが、年齢別ではかなり格差があり、他の年齢層より「50歳以上」の層が最も高くなっている。民間企業の多くは定年近くになると、近年では賃金の上昇率が小さくなる傾向にあるのが気になるのであろう。

図1－3　どのような場合に消費を増やせると思いますか

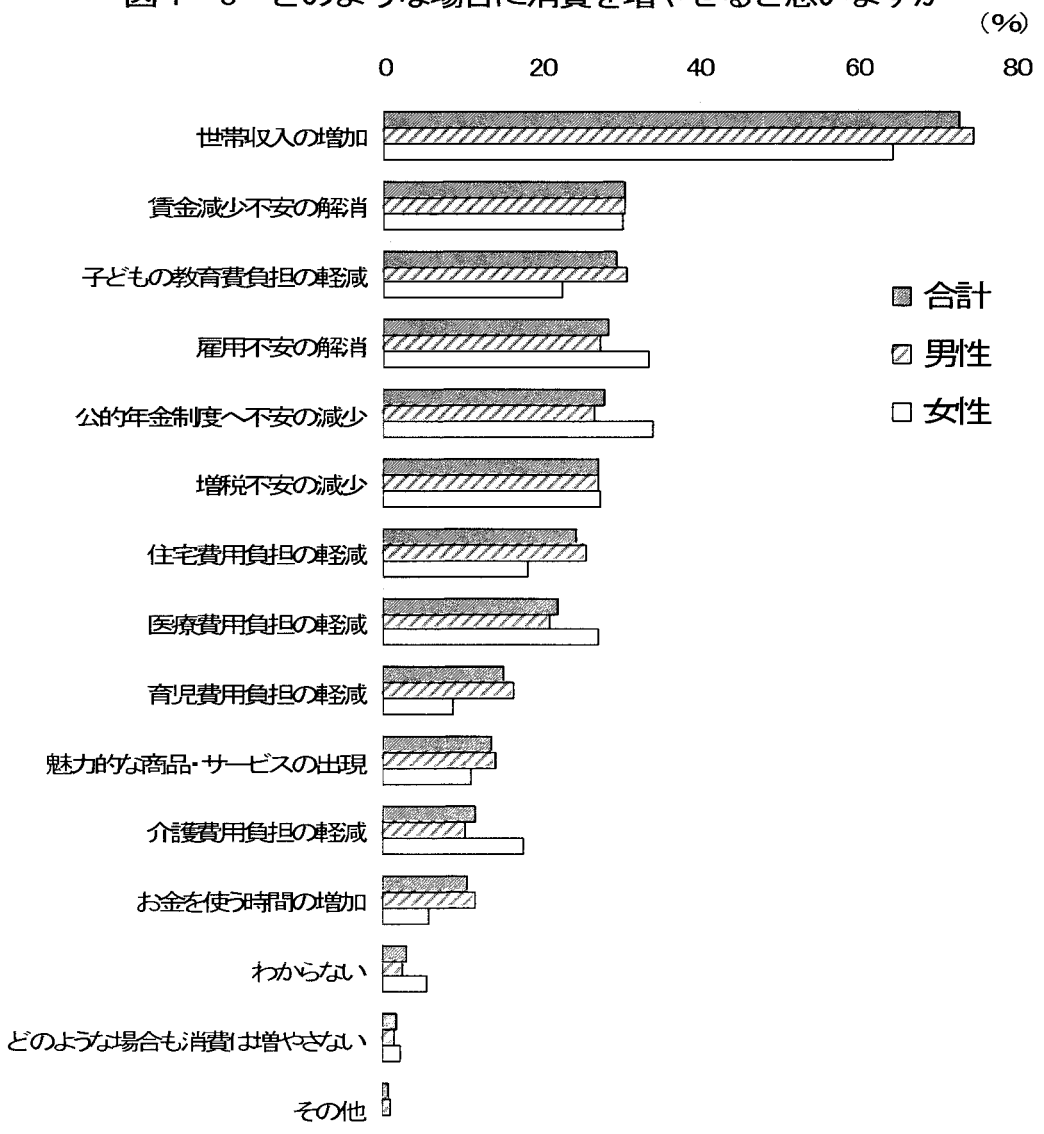

3位の「子どもの教育費負担の軽減」は、男女別には男性の方が女性より強くそう感じているようであり、年齢別では大学生を持つ年代の「40～49歳」の層が5割近くの回答を得ている。子どもの有無別では、もちろん、子どもがいる世帯は子どもの教育費が軽減されればより消費を増やせるのにと思う。

4位の「将来の雇用不安の解消」は男女間格差が大きく、女性の場合は男性より6.2ポイントも大きく、特に「40～49歳」層の女性が強くそう感じており、雇用が安定していれば「これも買えるのに」と思うのでしょう。

5位の「公的年金制度に対する不安の減少」は男女間格差が最も大きく、女性の場合は男性より7.4ポイントも大きい。年金については、総じて男性より女性の受給額が少なく、それだけに不安感も大きい。男性も同じであるが、この項目につては年齢が高くなるほど強くそう感じるようである。

6位の「増税不安の減少」は男女別にも年齢別にも大きな格差はなく、また年収の額にも取り上げるほどの格差は見られない（巻末一覧参照）。この項目を選んだ回答者は給与の所得税や住民税などの直接税より消費税などの間接税を想定した回答であると考えられる。

7位の「住宅に関わる費用負担の軽減」は2番目に大きい男女間格差があり、回答率は男性のほうが女性より7.2ポイント大きい。また、この項目は新居を持つ年齢層の「30～39歳」層に他の年齢層より回答の割合が大きい。

表１－９　どのような場合に消費を増やせると思いますか　　単位 %

	合計	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50歳以上
合　計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
世帯収入の増加	73.0	76.3	75.5	72.6	63.0
増税不安の減少	27.2	24.2	26.4	29.2	29.4
雇用不安の解消	28.4	27.9	25.9	29.0	34.4
賃金減少不安の解消	30.5	31.8	23.9	34.1	37.4
育児費用負担の軽減	15.4	15.0	23.5	11.6	3.4
子どもの教育費負担の軽減	29.5	16.2	29.1	42.4	21.8
公的年金制度へ不安の減少	28.0	15.9	22.4	31.5	51.5
医療費用負担の軽減	22.1	14.2	20.4	21.9	37.8
介護費用負担の軽減	11.8	5.8	7.5	13.8	26.3
住宅費用負担の軽減	24.4	15.0	33.4	24.8	14.1
魅力的な商品・サービスの出現	13.8	28.1	12.5	10.5	4.2
お金を使う時間の増加	10.7	22.3	10.7	6.7	3.1
その他	0.9	0.8	0.8	1.3	0.4
どのような場合も消費は増やさない	1.7	1.7	1.4	2.0	2.3
わからない	3.1	5.0	3.2	2.2	1.9

表１－１０　どのような場合に消費を増やせると思いますか　　単位 %

	合　計	子どもがいる	子どもがいない
合　計	100.0	100.0	100.0
世帯収入の増加	73.0	74.7	70.9
増税不安の減少	27.2	25.0	29.9
雇用不安の解消	28.4	27.3	29.8
賃金減少不安の解消	30.5	28.7	32.6
育児費用負担の軽減	15.4	23.0	6.1
子どもの教育費負担の軽減	29.5	46.8	8.6
公的年金制度へ不安の減少	28.0	25.1	31.6
医療費用負担の軽減	22.1	23.4	20.6
介護費用負担の軽減	11.8	10.8	13.0
住宅費用負担の軽減	24.4	29.4	18.4
魅力的な商品・サービスの出現	13.8	8.6	20.1
お金を使う時間の増加	10.7	6.6	15.6
その他	0.9	0.8	1.0
どのような場合も消費は増やさない	1.7	2.1	1.3
わからない	3.1	2.1	4.2

８位の「医療にかかる費用負担の軽減」についても男女間格差が見られ、男性のほうが女性より 6.2 ポイント小さい。女性は、特に主婦は家族の病気につては常に気を配っており、費用につても気にかけている。この項目は男女ともに「50 歳以上」の高齢者層に敏感なようである。

以下特徴的なのは 11 位「介護にかかる費用負担の軽減」で、この項目も男女間格差が見られ、男性より女性が 7.2 ポイント大きい。介護については、女性が関わることが多いのでこの差を生んだのであろう。しかし、この項目についても男女ともに「50 歳以上」の高齢者が他の年齢層よりも高い回答割合になっている。この年齢層は親たちの介護にかかわっている場合が多いことでもあり、自分に引き換えて考えることも多いのであろう。

地域別の特徴としては「住宅費用負担の軽減」は南予がやや回答率が小さいが、他の項目については取り立てるほどの地域間格差は見られない。（巻末一覧表参照）

以上、この章では、勤労者の世帯全体の家計収支や家計に関して日ごろ感じていることをお聞きし、回答者の男女別や年齢別、さらに子どもの有無別にまとめた。

前年の世帯収入を振り返ってみると、回答者全体の４分の１近くが赤字であったと思っていることが判明した。しかも、半数余りの人が過去１年間に家計が苦しいと感じたことがあると答えている。家計が苦しいと感じた時、最も切り詰めた費目は「外食費」でその他の費目は年齢層や家族状況によって異なることが判明した。

第２章　賃金・雇用・労働条件について

私たちは、2009年度の意識調査『愛媛における勤労者の生活と働く環境について～2009年度労働者福祉協議会意識調査~』において、県内勤労者の極めて広い範囲に「生活不安」が浸透していること（約８割に不安があり、うち２割強は非常に強い不安）を明らかにした。ワーキング・プアーと呼ばれる低所得層に限らず、中間所得層や高額所得層（「400万円～600万円未満」「600万円~800万円未満」）にまで広く生活不安が浸透しているという深刻な事態であった。その理由として最も多かったのが、「将来の収入減少」である。その他「将来の仕事の継続への不安」や「現在の収入減」なども含め、賃金や雇用への不安、特に将来への不安が、示されていた。

そこで、今回の調査では、このような極めて広範な生活不安を生み出している背景を探り、不安の実態をより鮮明にし、原因を析出することとしたい。第２章では、最大の不安理由である「将来の収入減少」も含め、賃金・雇用・労働条件について、実態の分析を行う。

問４　５年後の賃金予想

「５年後のあなたの賃金の変化」に対する回答では、「高くなる」（「かなり高くなると思う」＋「やや高くなると思う」）が最も多く、35.1%である。次いで「低くなる」（「やや低くなると思う」＋「かなり低くなると思う」）が28.1%、「変わらない」も27.6%でほぼ同じである。

５年後の賃金上昇を予想し期待できる労働者は、「低くなる」や「変わらない」よりも多いものの、わずか３分の１強しかいない。むしろ半分以上（56%）は５年後の賃金上昇に期待できないのである。しかも３割近くは賃金低下を予想しており、極めて悲観的な見方を示している。

図2－1　５年後の賃金予想（合計・男女別）

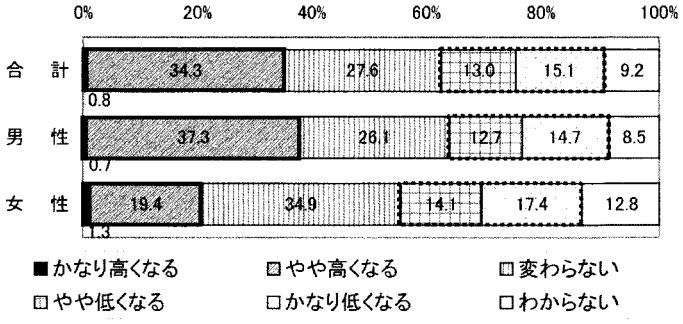

わが国は1990年代初頭のバブル崩壊以降、景気の長期低迷を体験し、賃金水準も1997年をピークに、今日まで長期低下傾向が継続している。しかも2008年９月のリーマン・ショックをきっかけに急激な景気悪化に転換し、調査時点の2010年秋は幾分回復したものの、まだまだ景気回復は遠いという状況であった。このような経済状況は当然職場環境にも色濃く反映しているだろうから、５年後の賃金予想も、極めて厳しい結果となったものと思われる。

「５年後のあなたの賃金の変化」について、男女別にみると、男性の方が「高くなる」（38%）が多く、女性（20%）の約２倍である。逆に女性は悲観的である（「変わらない」＞「低くなる」＞「高くなる」の順である）。

年齢別にみると、「高くなる」と予想するのは、40歳未満の若年・青年層で多い。特に29歳以下の若年層では多く、約6割（58.8%）である。30歳台では半分以下（43.6%）に低下している。逆に40歳以上では「低くなる」と予想する人が最も多く、50歳以上では大半近く（72.2%）にもなる。40歳台でも3分の1強（34.4%）もいる。

図2－2　5年後の賃金予想（年齢階層別・全体）

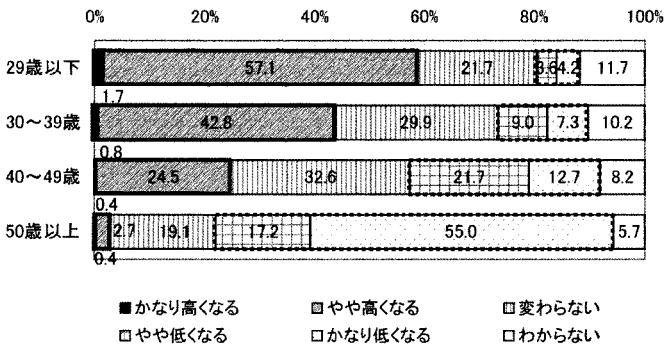

これを男女別でみると、男性の若年・青年層で「高くなる」という予想はさらに増加し、特に29歳未満では3分の2弱（64.6%）にもなる（30~39歳は46%）。男性よりはるかに期待の弱い女性でも、29歳未満の若年層では、「高くなる」が最も多い（33.9%）。しかし40歳以上では、男女とも、「低くなる」が多くなる。特に男性の場合、40歳を境に、最も多い答えが、それまでの「高くなる」から「低くなる」へと、大きく転換している。このように年齢間格差は、男女ともに極めて大きいといえよう。

次に雇用形態別にみると、「正社員」では「高くなる」という答えが最も多い（36.4%）のに対し、「契約社員」では「低くなる」が最も多く（35.1%）、「高くなる」は最も少ない（19.3%）。雇用形態別の予想も、極めて対照的である。

これを男女別でみると、男性正社員の「高くなる」は4割近く（38.6%）にまでなるが、女性は正社員でも「高くなる」は最も少ない（23.6%）。また契約社員は、男性でも「低くなる」が最も多い（37.8%）。

職種別にみると、5年後の賃金が「高くなる」と予想する割合の高いのが、「保安・警備」（50.0%）、「専門」（43.7%）である。逆に「低くなる」と予想する割合の高いのが、「運輸・通信」（52.9%）、「サービス」（46.6%）、「管理」（35.4%）となっている。この傾向は、男女別にみても同様である。

労働時間別にみると、「高くなる」と予想する割合が多いのは、「40時間」～「50~60時間未満」、特に「40~50時間未満」と「50~60時間未満」のやや長時間~長時間労働者である（39~41%）。逆に「低くなる」と予想する割合が最も多いのは、「30~40時間未満」～「20時間未満」の短時間労働者である。特に「20時間未満」は「かなり低くなる」が23.7%と際立って多くなっている（「低くなる」では43%）。

これを男女別にみると、男性では、全体とほぼ同じである（特に「40~50時間未満」では「低くなる」という予想も最小（22%）になっている）。女性の場合は「高くなる」という予想が多いのは、「50~60時間未満」や「60時間以上」の、男性よりもさらに一層長時間の労働者に限られている。逆に「低くなる」という予想が多いのは、男女とも短時間労働者である。

最後に賃金収入別にみると、「高くなる」は200~600万円未満、特に300~500万円未満が最も多い。しかし600万円以上となると、逆に「低くなる」が最も多い。男性は全体とほぼ同じであり、600万円以上、特に1000万円以上では「低くなる」が最大で、6割近く（57%）にも及んでいる。

女性の場合は、「高くなる」という予想が最も多いのは「400~500万円未満」（33%）のみである。500万円以上は「低くなる」が多く（56~73%）、特に600~800万円未満では大半近く（73%）にも及んでいる。高賃金層で「低くなる」が多いという傾向は男女共通している。

図2－3　5年後の賃金予想(年収別・全体)

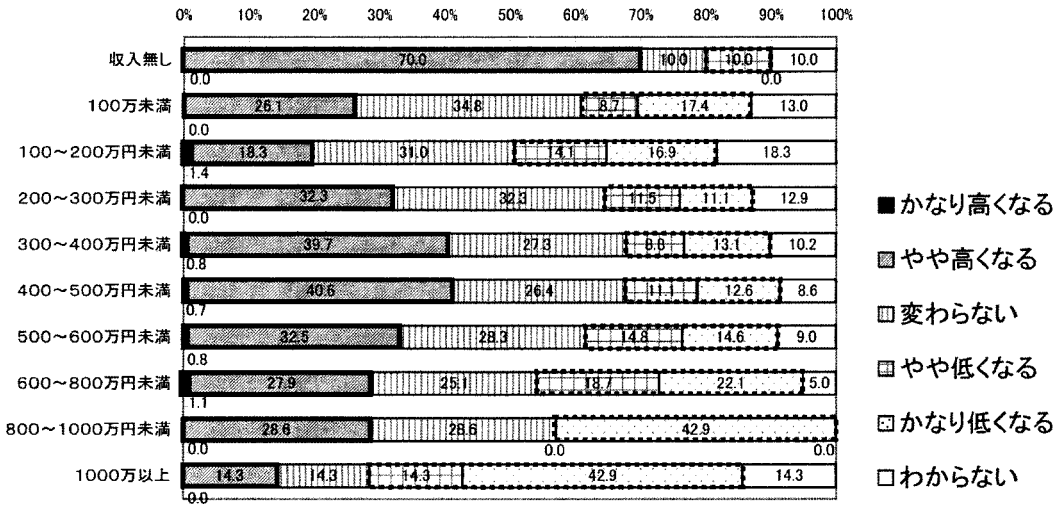

以上の分析から明らかなことは、次の通りである。5年後の賃金が「高くなる」と期待しているのは全体の3分の1強（35.1%）でしかなく、期待する割合が高いのは、男性正社員の若年・青年層（39歳以下、特に29歳以下）である。職種としては「保安・警備」や「専門」（「営業・販売」も）が多く、労働時間は週40~60時間未満のやや長時間～長時間労働者であり、賃金収入は「300~500万円未満」の平均所得よりやや低い階層の労働者である。このような特徴を持った一部の労働者だけが、賃金上昇を期待しているのである。

それに対し、男性でも契約社員は賃金上昇を期待していないし、女性も総じて賃金上昇を期待していない。さらに男女とも、40歳以上で、高賃金層（男性600万円以上、女性500万円以上）や、逆に短時間労働者（男性の場合は低賃金労働者も）は、「低くなる」との悲観的見方が強い。

なお女性は一部に賃金上昇の期待の高い層がある。それは若年層（29歳以下）の専門職、男性以上の長時間~超長時間労働者（週50時間以上）、賃金収入も比較的高い層（「400~500万円未満」）である。

表2－1　5年後の賃金予想について属性・階層別でみた特徴点

	「高くなる」	「低くなる」＆「変わらない」
全体	35.1%	56%
多く見られる属性や階層など	○男性 ○39歳以下、特に29歳以下 ○正社員 ○「保安・警備」、「専門」 ○週40～60時間労働 ○年収300～500万円未満 ＜女性の一部＞ ○若者（29歳以下）、「専門職」、週50時間以上労働、年収400~500万円未満	○女性 ○40歳以上、特に50歳以上 ○契約社員、派遣社員 ○「運輸・通信」、「サービス」 ○週20時間未満、30~40時間の短時間労働者 ○年収600万円以上（女性は500万円以上）

問４－１　賃金が高くなるとは思わない理由

問４－１では、賃金が高くなるとは思わない人（「変わらない」＋「低くなる」）に、その理由を尋ねている。ダントツで最も多い答えが「景気・会社業績回復が見込めない」で、6 割近く（56.2%）にものぼっている。第 2 位は水準にかなり開きがあるが、「一定の年齢になると給与が上昇しないことになっている」（17.7%）である。そして第 3 位と第 4 位は、「自分の能力・業績が上昇しない」（7.6%）、「自分が今の仕事や地位を保てると思えない」（7.1%）である。

図2－4　賃金が高くなるとは思わない理由（全体・男女別）

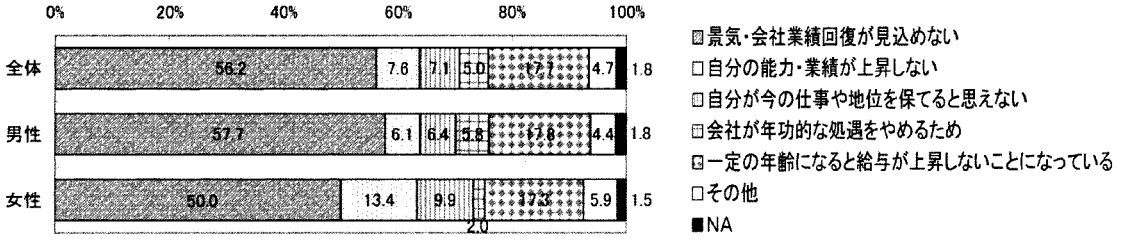

1990 年代以降の経済の長期低迷を体験した後で、「100 年に 1 度」とも言われる極めて厳しい大不況に直面すれば、これまで以上に、賃金上昇を期待できないと思うのは、ある意味当然であろう。加えて 1990 年代には、高齢者の雇用延長や定年延長への対応のため、50 歳代の労働者の賃金抑制策も実施された。また同時期に能力主義・成果主義も一定浸透しているようである。

賃金が高くなるとは思わない理由を男女別にみると、ほとんど同じである。

年齢別にみると、第 1 位の理由（景気・会社業績）をあげているのは、50 歳未満で多い（61~71%）。第 2 位の理由は、50 歳以上で多く（37%）、40 歳代でも 20%ある。中高年層は景気・会社業績要因だけでなく、より直接的には賃金体系要因により悲観的にならざるを得ないということである。

第 3 位の理由は、20~30 歳代で 10%前後いて、若年層で業績主義の影響が少し見られることが分かる。第 4 位の理由は 50 歳代で 1 割強（13.8%）である。これらの特徴に男女で大きな違いはない。

図2－5　賃金が高くなるとは思わない理由（年齢階層別・全体）

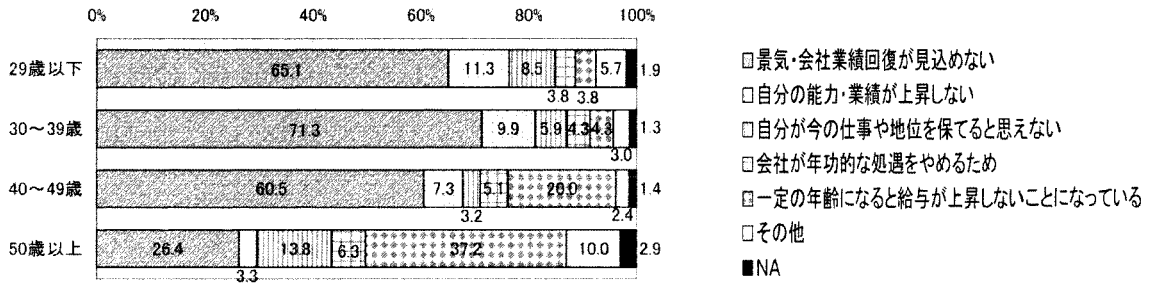

雇用形態別にみても、目だった違いは見られない。ただし女性契約社員の中には第3位の理由をあげる人も一定いる（23%）。

職種別にみても、ほぼ全体の傾向と同じである。なお第1位の理由の割合が特に高いのが、「保安・警備」（100%）、「営業・販売」（67.7%）であり、「運輸・通信」（60.5%）も高い。

労働時間別にみても、ほぼ全体の傾向と同じである。なお男性労働者に見られる特徴であるが、第1位の理由が特に多いのが超長時間労働者であり、「60時間以上」が75.5%、「50～60時間未満」が62.1%となっている。

賃金収入別にみると、第1位の理由が多いのは、100~500万円未満（61.1~63.9%）である。500万円以上になると、賃金収入が上がるにつれて低下し（54.9%～20.0%）、代わって第2位の理由が多くなっている（20.0~60.0%）。男女とも似た傾向である。

図2－6　賃金が高くなるとは思わない理由（年収別・全体）

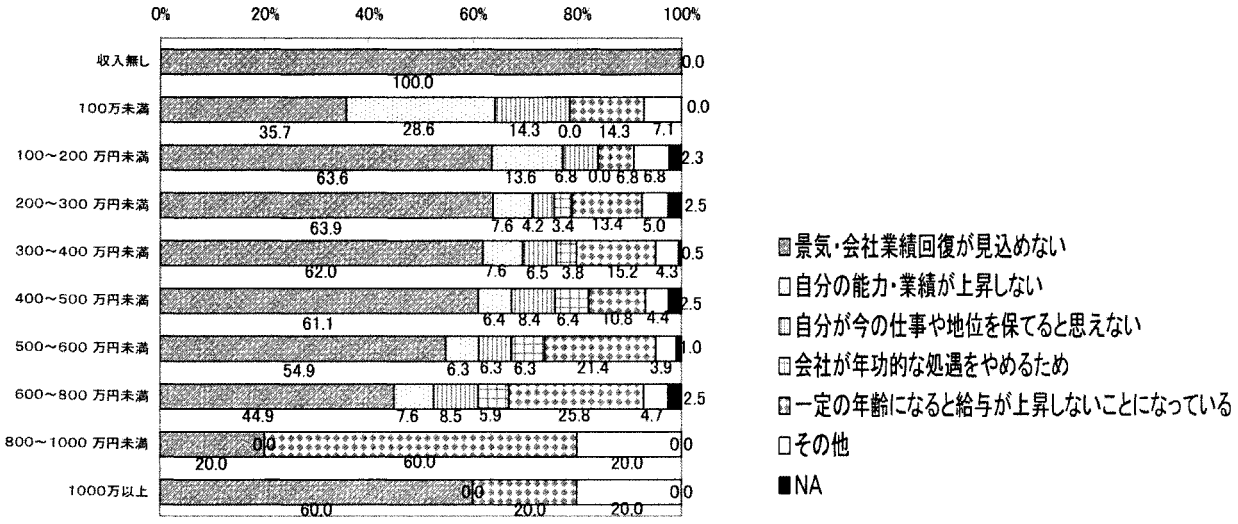

以上みてきたように、賃金が高くなるとは思えない理由の最大でダントツ1位は「景気・会社業績回復が見込めない」であり、50歳未満の男女社員に共通しており、雇用形態による違いもない。職種では「保守・警備」「営業・販売」で特に高く、また超長時間労働者で特に高くなっている。賃金収入では100～500万円未満の広範な労働者に共通している。

それに対し、第2位の「一定の年齢になると給与が上昇しないことになっている」の割合が高いのが、50歳以上の男女正社員であり、賃金収入では500万円以上の平均ないしそれ以上の高額所得層である。

なお女性契約社員には、第3位の「自分の能力・業績が上昇しない」をあげる人も4分の1程度いる。

問5．リーマン・ショック以降の不況対策の実施

リーマン・ショック以降の数年間には不況対策が広範に実施された。不況対策が「行われた」との答えが半分弱あり（46.9%）、「行われなかった」（29.5%）を大幅に上回っている（「分からない」が4分の1程度、23.2%）。

男女別では、男性が「行われた」47.7%、「行われなかった」30.4%であり、女性に比べいずれも5ポイントほど高くなっている（女性の場合「分からない」が多い。32.6%）。

図2－7　リーマン・ショック以降の不況対策の実施の有無（全体・男女別）

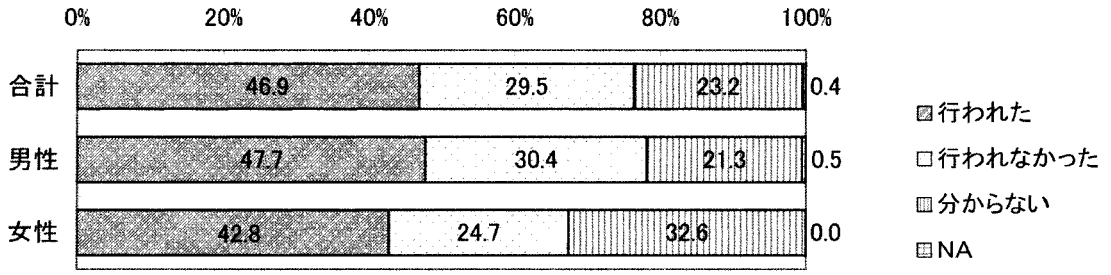

年齢別では、それ程大きな開きはないが、若年・青年層に「行われた」がやや多い。「30~39歳」で48.2%、「29歳以下」で47.6%である。それに対し最低の50歳以上は40%強（43.9%）である。これを男女別でみると、男性の若年・青年層の「行われた」はさらに多くなり、39歳以下は49%で最高である。

図2－8　リーマン・ショック以降の不況対策の実施の有無（年齢階層別・全体）

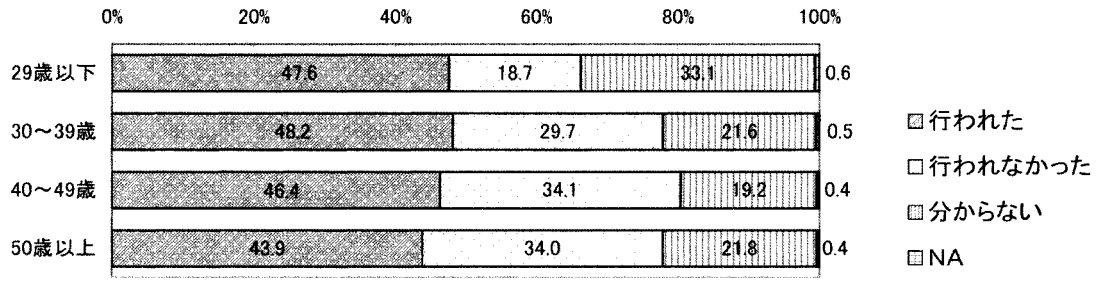

雇用形態別では、正社員が「行われた」「行われなかった」ともに全体をやや上回っている。特に男性正社員の「行われた」の割合が際立って高く、48.6%である。契約社員・派遣社員には「分からない」が多い（44～57%）。

職種別にみると、「行われた」との回答が目立つのが、「生産技能・建設・労務」（58.2%）であり、次いで多いのが「専門」（48.8%）である（「保安・警備」は、「行われた」と「行われなかった」が同数であり、サンプル数も少ないので、除外した）。特に女性の「生産技能・建設・労務」は、「行われた」割合が80.0%で際立って高くなっている。逆に「行われなかった」が多いのが「管理」（41.7%）、「営業・販売」（38.0%）、「事務」（36.1%）となっている。

労働時間に関しては、何らかの法則的な特徴は見出せない。

賃金年収別では、平均以上の高所得層で「行われた」割合が高い。具体的にいうと500万円以上層（ただし「800～1000万円未満」を除く）で「行われた」割合が高く（51.5%～85.7%）、特に高いのは、「1000万円以上」85.7%であり、「600～800万円未満」でも53.9%となっている。

この特徴は男女に共通していて、「行われた」割合が50%を越すのは、男性の場合、「1000万円以上」85.7%、「600～800万円未満」53.9%、「500~600万円未満」51.6%であり、女性の場合は「600～800万円未満」54.5%、「500~600万円未満」50.0%となっている（なお女性の場合は「200~300万円未満」も50.7%と高い）。女性の「200~300万円未満」を除けば、男女とも500万円以上の平均以上ないし高額所得層で多くなっている。

図2－9　リーマン・ショック以降の不況対策の実施の有無（年収別・全体）

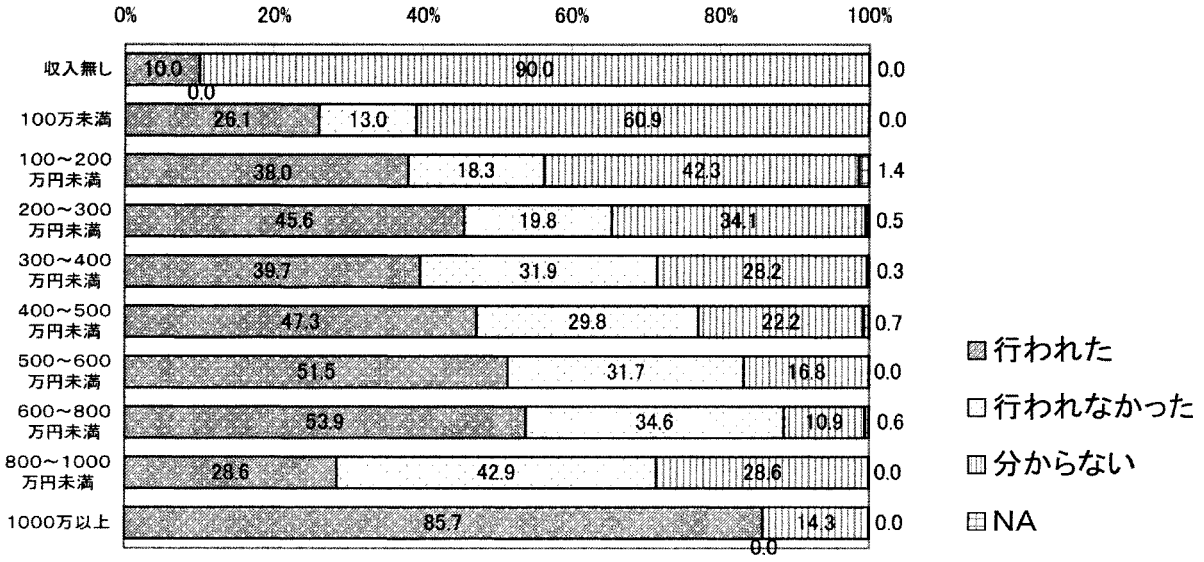

以上みてきたように、リーマン・ショック以降の不況対策は広範に行われ、約半分の労働者に及んでいる。男性正社員の若年・青年層で「行われた」割合がやや高く、職種では「生産技能・建設・労務」（特に女性）が極めて高く、「専門」でも高かった。賃金収入では500万円以上の平均以上層で「行われた」割合が高く、特に男性「1000万円以上」では極めて高かった。

問5－1　不況対策の実施時期

不況対策が「行われた」と回答した人に対し、実施時期を聞いた質問では、最も多い答えが「2009年春~夏」36.0%であり、第2位が「2009年秋~冬」32.2%であり、2009年が多い。続く第3位は「2010年春～夏」26.8%、第4位「2008年秋～冬」20.4%、最も少ない第5位が「つい最近」12.6%となっている。

これはリーマン・ショックが発生して直ちに不況対策を実施したのは一部に止まり、その後急速に悪化した景気を見て、2009年から不況対策が急増し、2009年中は不況対策を実施する企業が多かったが、2010年に入り少し落ち着き、秋以降は大分収束してきた、という経緯を示しているといえよう。

男女別にみると、男性の場合は全体とほぼ同じであるが、女性の場合は男性よりやや実施時期が遅い。最も多い時期が「2009年秋～冬」34.6%であり、「2009年春~夏」32.3%をやや上回っている。つまり男性より出足が遅く、加速もやや弱いという状況である。

図2－10　不況対策が行われた時期（全体・男女別）

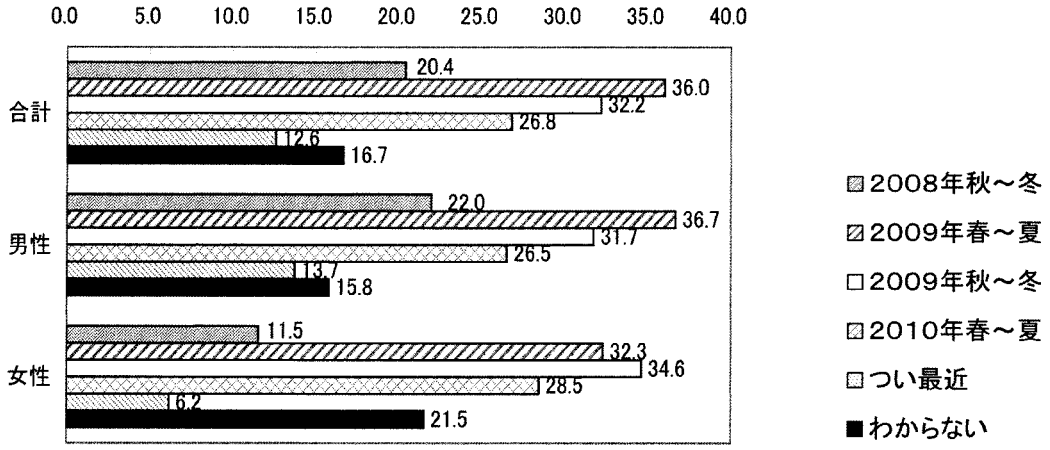

年齢別にみると、40歳代までは平均とほぼ同じであるが、「50歳以上」だけはやや前倒しの傾向が見られる。リーマン・ショック直後である「2008 年秋～冬」の割合が目立って高く（28.7%）、「2009 年春～夏」34.8%についで第2位の高さとなっている。不況対策が50歳以上層から始まったことを意味しているといえよう。

図2－11　不況対策が行われた時期（年齢階層別・全体）

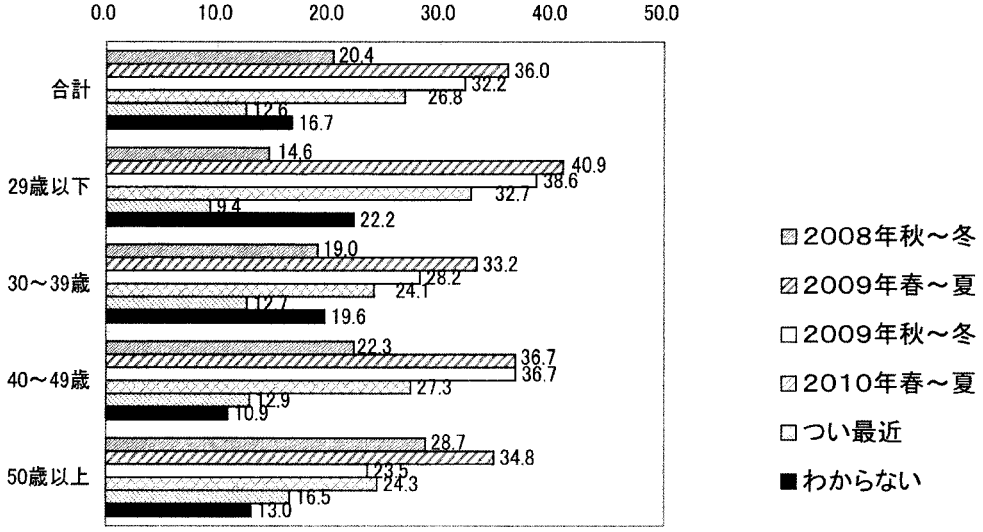

男女別にみても、「50歳以上」の前倒し傾向は共通している。男性の場合は、「2008年秋~冬」の割合が、全体の水準以上に高く（31.5%、第2位）、「2009年春~夏」の割合（33.7%、第1位）とあまり変わらない。他方女性の場合も、50歳以上では、実施割合が最も高いのが「2009年春~夏」39.1%となっていて、女性全体で最も多い「2009年秋~冬」より少し早まっている。

雇用形態別にみると、正社員の場合は、全体の傾向とほぼ同じであるが、「契約社員」と「派遣社員」の場合は正社員よりも早く、リーマン・ショック直後の「2008年秋~冬」が最も多くなっている（それぞれ33.3%、100%）。これは男女とも共通している。つまり、不況対策は、「契約社員」や「派遣社員」の場合、正社員より早く始まる傾向がある。

職種別にみると、不況対策が早く始まったのは「運輸・通信」である。「2008 年秋~冬」に 25.9%で、すべての職種の中で最大であり、「運輸・通信」自体の実施割合でも 2 番目に多い時期となっている。逆に遅かったのは、「営業・販売」と「管理」であり、最も多い時期が「2009 年秋~冬」にずれている。

これを男女別にみると、男性の場合、全体とほぼ同様であるが、「サービス」については早く始まっており、むしろ「運輸・通信」以上に早い出だしである。女性の場合は、「事務」がやや早く始まり、逆に「生産技能・建設・労務」は遅く「2010 年春~夏」が最も多くなっている。

労働時間別にみると、「60 時間以上」だけは実施時期が一足早く、それ以外はほぼ全体と同じ傾向である。「60 時間以上」の場合、「2008 年秋~冬」の実施割合が最も高く（36.6%）、次いで「2009 年春~夏」（30.0%）、「2009 年秋~冬」（27.5%）と続いている。

賃金収入別にみると、年収の高い程実施時期が早い傾向がある。全体の傾向とほぼ同じが、300 万円以上層であり、特によく似ているのが、400~800 万円未満層である。しかし「1000 万円以上」は、実施時期が一段と早く、「2008 年秋~冬」でも 33.3%と、他の階層よりも大幅に多くなっている。

それに対し、100~300 万円未満層では、実施時期がやや遅れている。最も多い時期が「2009 年秋~冬」（「100~200 万円未満」37.0%）や「2010 年春~夏」（「200~300 万円未満」33.3%）となっている。

このように、不況対策の実施時期は、概して高額所得層が最も早く、300~800 万円未満層は平均並み、300 万円未満はやや遅いという特徴が見られる。

図2－12　不況対策が行われた時期（年収別・全体）

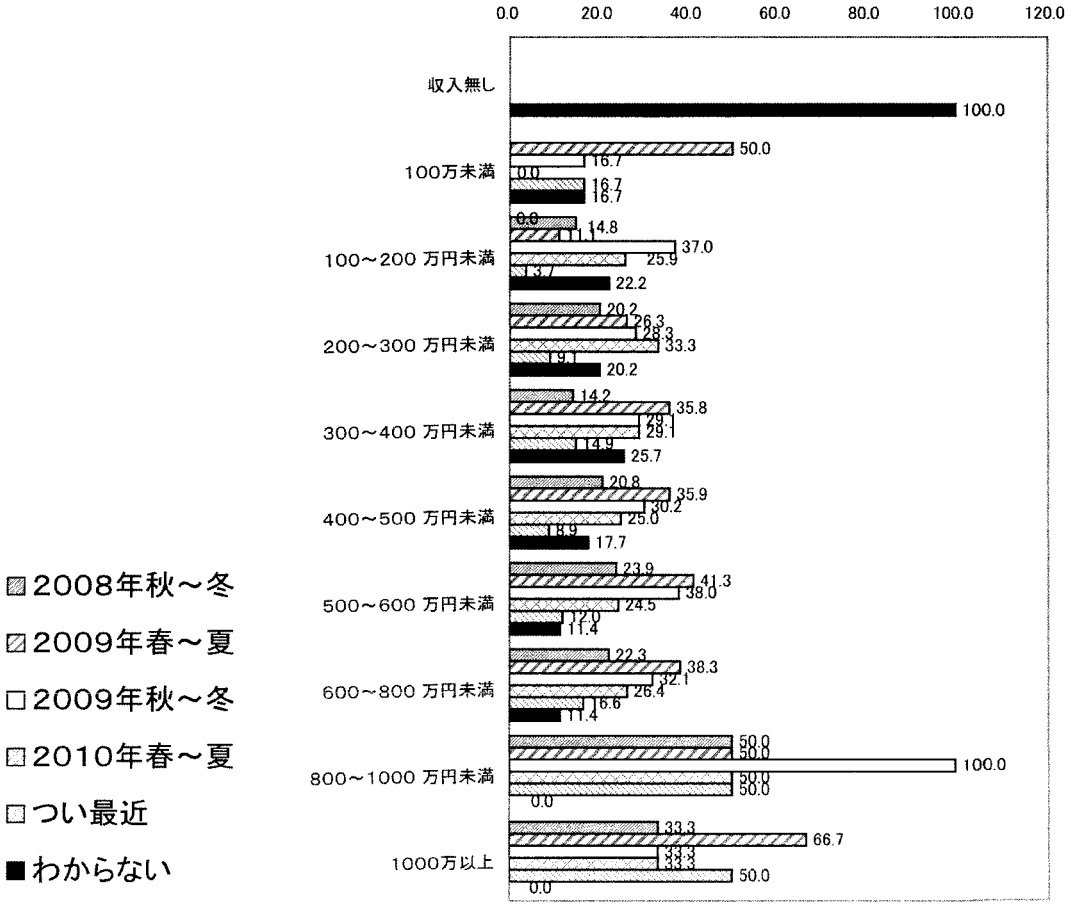

以上みてきたように、不況対策の実施時期は、最も多いのが「2009年春～夏」36%、次いで「2009年秋~冬」32%であり、さらに「2010年春~夏」26.8%、「2008年秋~冬」20.4%と続き、「つい最近」は12.6%で大幅に減少している。このような特徴が典型的に見られるのが、男性・50歳未満・正社員・労働時間60時間未満・年収300~800万円未満の労働者である。

それに対し、実施時期が平均よりも早いのが、50歳以上の高齢層、契約社員&派遣社員の非正規労働者、職種は男性の「運輸・通信」と「サービス」、労働時間は60時間以上の超長時間労働者、年収は1000万円以上の高額所得層である。不況対策は、まずこれらの労働者から着手されたのである。

逆に遅いのが、女性・女性の「生産技能・建設・労務」・年収100～300万円未満の労働者である。

問5－2　実施された不況対策

不況対策が「行われた」と回答した人に、その内容を聞くと、最も多いのが「残業規制」で46.5%である。第2位以下を大幅に（15ポイント）上回っている。これを【第1グループ】とする。景気悪化に伴う生産量・労働量の低下に対応する労働時間短縮の方法としては、最も緩やかな方法である。

次いで多いのが、第2位「採用抑制」29.5%、第3位「賞与カット」29.3%、第4位「契約・臨時・パートタイマーの人員削減」27.2%であり、いずれも3割弱の水準である。これが【第2グループ】である。

「残業規制」の次の手段が労働者数の抑制・削減策と賃金カットであることを示している。労働者数の抑制・削減についていえば、まず労働者の新規参入を抑制するとともに、非正規社員を削減しており、これはできる限り既存の正社員の雇用を維持しつつ全体の労働者数を削減することを目的としたものといえよう。また賃金カットは賞与から始まったことを示している。

【第3グループ】は、第5位「派遣・請負労働者の人員削減」26.5%、第6位「正社員の人員削減」25.8%、第7位「出向・転籍」24.2%であり、いずれも25%前後である。この【第3グループ】はすべて人員削減策である。正社員の人員削減も例外ではなく、直接的な人員削減と、「出向・転籍」という迂回的な人員削減も活用されたことを示している。

【第4グループ】は、第8位「配置転換」18.8%、第9位「不採算部門の縮小廃止」16.7%、第10位「基本給のカット」15.6%である。５～６人に一人の割合で、組織と人事の再編が行われ、また基本給にも手をつける厳しい賃金カットが行われたことを示している。

【第5グループ】は、第11位「労働時間の短縮」12.4%、第12位「定昇の抑制・廃止」10.0%、第13位「一斉休業」8.5%である。「労働時間の短縮」や「一斉休業」など「残業規制」を超えた総労働時間の削減策も、一部で実施されたことを示している。また「基本給カット」「賞与カット」とあわせて「定昇の抑制・廃止」が実施されたことは、一部で日本型賃金慣行が一層縮小・崩壊したことを示している。

表2—2　実施された不況対策の内容（順位別グルーピング）

	全　体		男　性	女　性
第1グループ	第1位　「残業抑制」	46.5%	①46.3%	①47.7%
第2グループ	第2位　「採用抑制」	29.5%	②30.2%	⑤25.4%
	第3位　「賞与カット」	29.3%	③29.5%	④27.7%
	第4位　「契約、臨時、パートタイマーの人員削減」	27.2%	⑤25.5%	②36.2%
第3グループ	第5位　「派遣・請負労働者の人員削減」	26.8%	④27.9%	20.8%
	第6位　「正社員の人員削減」	25.8%	⑦24.7%	③31.5%
	第7位　「出向・転籍」	24.2%	⑥25.4%	17.7%
第4グループ	第8位　「配置転換」	18.8%	19.0%	17.7%
	第9位　「不採算部門の縮小廃止」	16.7%	17.0%	14.6%
	第10位「基本給カット」	15.6%	15.9%	13.8%
第5グループ	第11位「労働時間の短縮」	12.4%	12.2%	13.1%
	第12位「定昇の抑制・廃止」	10.0%	11.1%	3.8%
	第13位「一斉休業」	8.5%	7.4%	13.1%
その他	第14位「一定年齢以上の賃金カット」	4.8%	4.8%	4.6%

以上の不況対策の実施状況から見えてくることは、**最大の不況対策が人員削減策であった**、ということである。各対策の割合を足すと、人員削減策は133.5%となり、労働時間の短縮策（67%）や賃金カット関係策（60%）を大きく上回っている。一つ一つの対策はそれほど割合も高くないが、**新人をできる限り入れず、非正規社員の削減に止まらず正社員の削減も例外でないなど多種多様な人員削減策が実施され、総合では最も多い対策**となっている。

次に多いのが労働時間の短縮関係である。しかしそのメインは、残業抑制に止まっている。労働時間の短縮や一斉休業は一部であり、総労働時間を大幅に短縮しつつ雇用を守るための“ワークシェアリング”はほとんど採られていない。

労働時間の短縮関係と同程度なのが賃金カット関係である。賞与のカットに止まらず、基本給関係のカットや抑制（基本給カット＋定昇の抑制・廃止）もあり、加えて残業抑制による残業手当のカットも広範に実施された。もしこれらの対策が重複すれば、かなりな賃金ダウンが免れないであろう。また1990年代に進行した日本型賃金慣行の見直し・崩壊も、今回の不況下で一層進行したこともみてとれる。

わが国では、1990年代末から2000年代初頭の不況期に、大幅な人員削減を強行して人件費の大幅圧縮を図り、景気回復とともに経営状態の急激な回復を図った大企業が多かった。このような経験に照らせば、長期的視点に立った不況対策が望まれる。それはやはり「雇用の確保」を第一に、労働時間の大幅な短縮を行い、賃金カットもできる限り一時的方策に止めることが求められるのではないだろうか。

以上の不況対策の全体像を踏まえながら、次に属性・階層別に分析していく。まず男女別に見ると、不

況対策はかなり異なった様相を呈している。男性の場合、全体の順位や特徴と似ているが、やや異なるのは、「正社員の人員削減」が相対的に少なく、人員削減策のなかで最下位にあることである。人員削減策は、「採用抑制」30.2%がトップであり、「派遣・請負労働者の人員削減」27.9%、「契約・臨時・パートタイマーの人員削減」25.5%、「出向・転籍」25.4%と続き、「正社員の人員削減」24.7%は最後に位置づけられている。**男性の場合、「採用抑制」で人員を抑制することによって（「出向・転籍」の効果も含めて）、「正社員の人員削減」をできる限り避けようとしていることを示している。**

それに対し女性の場合、「契約・臨時・パートタイマーの人員削減」が極めて多い（36.2%）。それに加え特筆すべきは、「正社員の人員削減」も極めて多い（31.5%）ということである。「正社員の人員抑制削減」は人員削減策で第2位であり、全ての不況対策の中でも「残業抑制」「契約・臨時・パートタイマーの人員削減」に次いで第3位に位置している。採用抑制」も男性ほど多くない（25.4%）。つまり**女性正社員は、男性正社員のように「採用抑制」によりできる限り守られるべき存在ではなく、非正規社員とともに景気の調整弁として利用される存在なのである。男女正社員の取り扱いは、極めて対照的である。**

次に年齢別にみて特徴的なことは、**男性の若者（29歳以下）に「出向・転籍」（38.5%）が極めて多い**ことである。加えて「採用抑制」（32.9%）も多く、「正社員の人員削減」（22.4%）が緩和されている。それに対し、**女性の若者（29歳以下）の場合は「採用抑制」も多い（42.9%）上に、「正社員の人員削減」も多く（35.7%）、男性以上に人員削減の対象となった**ことが分かる。女性は全体では「採用抑制」はそれほど多くないが、若者では多くなっている。

図2－13　主な人員削減策（年齢階層別・全体）

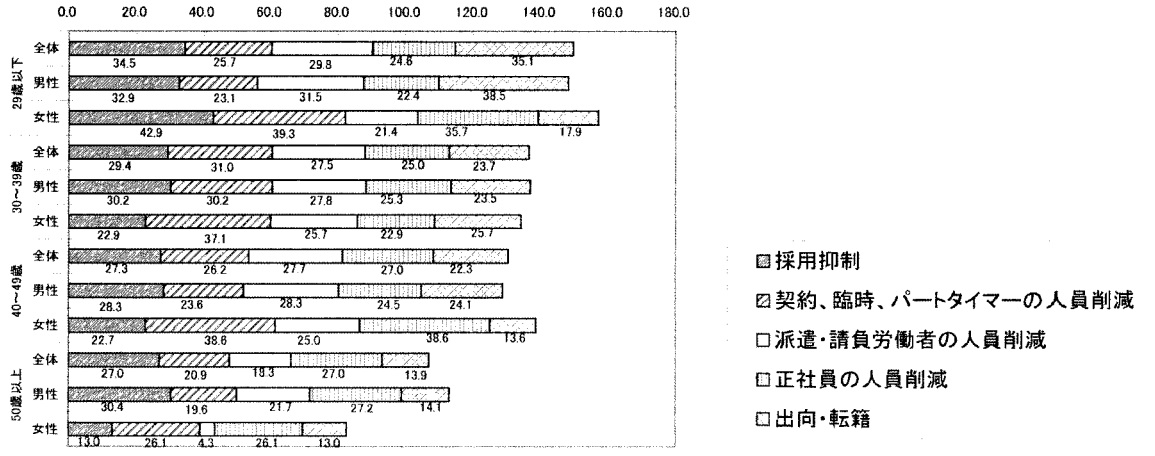

逆に中高年男性に多い対策として、「不採算部門の縮小・廃止」（50歳以上、30.4%）、「基本給カット」（40~49歳、21.7%）が挙げられる。

職種別にみると、「賞与のカット」が目立つのは、「運輸・通信」（46.3%）、「サービス」（35.3%）であり、「正社員の人員削減」が目立つのは、「営業・販売」（43.2%）、「管理」（38.1%）である。「管理」（男子）と「営業・販売」（男女）は、「生産技能・建設・労務」（男女）とともに、「正社員の人員削減」が「賞与のカット」を上回っており、人員削減に重点を置いた強力な不況対策が実施されたことを物語っている。

また「サービス」（女子）は、「賞与カット」も「正社員の人員削減」も多い。

他方「採用抑制」「出向・転籍」「配置転換」などを活用して「正社員の人員削減」を抑制しているのが「専門」（男女）、「事務」（男子）である。

勤続年数別にみると、「正社員の人員削減」（5年未満19%→25年以上34.5%）と「基本給のカット」（15年未満10%程度→25年以上21.5%）は、勤続年数に照応しており、長期勤続者がより多く不利益を被ったことを示している。

労働時間別にみると、概して短時間労働者により厳しい結果となっている。男性の「20~30時間未満」では「正社員の人員削減」以外の多岐にわたる対策が多く実施され、「30~40時間未満」では男女とも「正社員の人員削減」が際立って多い。それに対し、男性の「60時間以上」では「賞与のカット」と「採用抑制」が多いが、「正社員の人員削減」は少ない。

賃金収入別にみると、女性の場合、500万円未満層では人員削減策が多く、500万円以上では賃金カット関係が多い。具体的にいえば「100~300万円未満」では「契約、臨時、パートタイマーの人員削減」43~44%、「200~300万円未満」では「正社員の人員削減」40.5%、「300～500万円未満」では「派遣・請負労働者の人員削減」32～33%という具合である。

それに対し「500~800万円未満」では、人員削減策よりも賃金カット関係が目立っており、「基本給のカット」38~50%、「賞与のカット」37.5%（500~600万円未満のみ）となっている。

図2－14　主な人員削減策と賃金削減策（男女別・年収別）

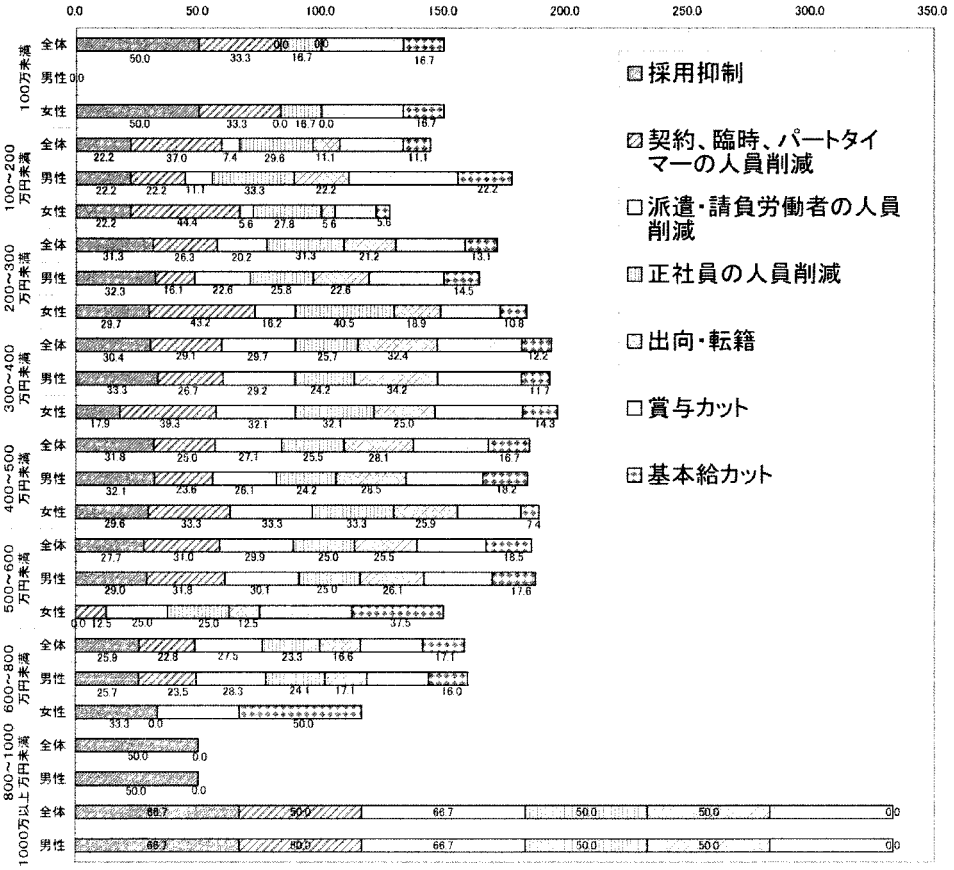

以上の分析から明らかなことは、男性正社員は人員削減をできる限り回避されたのに対し、女性正社員は非正規社員とともに景気の調整弁機能を担わされたということである。そのことを典型的に表しているのが若者（29歳未満）である。また職種では、「営業・販売」（男女）、「管理」（男子）、「生産技能・建設・労務」（男女）、「サービス」（女子）で「正社員の人員削減」が強行されており、これらで最も厳しい不況対策が実施されたといえよう。その他今回の不況対策でより多くの不利益を被ったのは、長期勤続者（25年以上）、短時間労働者、女性の年収500万円未満層である。

問6　リーマン・ショック以降の総労働時間の変化

リーマン・ショック以降数年間の総労働時間の変化については、「変わらない」が半分以上（56.4%）を占めており、変化した労働者は3分の1強（35.2%）である。総労働時間が変化した労働者の中では、「短くなった」（「やや短くなった」12.8%＋「かなり短くなった」6.8%）が2割弱（19.6%）で、「長くなった」（「やや長くなった」12.2%＋「かなり長くなった」3.4%）15.6%を若干（4ポイント）上回っている。

図2－15　リーマン・ショック以降の総労働時間の変化（全体・男女別）

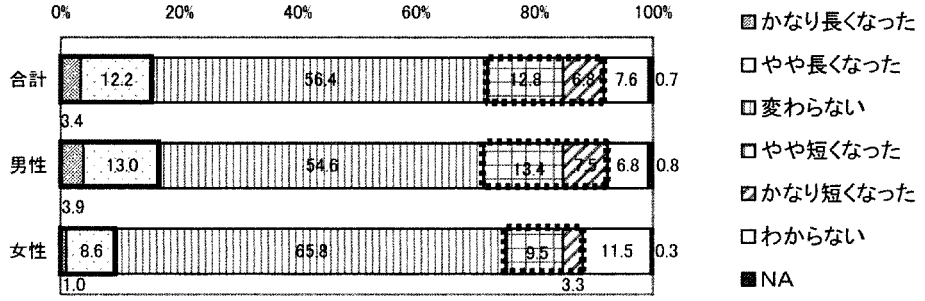

問5－2でみたように実施された不況対策で最も多かったのが「残業抑制」であり、半分近くの労働者が体験していた。そのことを考えれば、「短くなった」との回答が少ないように思われる。このギャップは、おそらく「残業抑制」による時間短縮がわずかであったため、それ程変化を感じられず、「変わらない」と回答した労働者も多かったためではないか、と推察される。「短くなった」の回答の多くも「やや短くなった」に止まっているのも、同様の事情であろう。

これを男女別に見ると、男性のほうに変化したとの回答が多く（変化したとの回答は、男性37%に対し女性22.4%で、男性が15ポイント上回っている）、そのうち「短くなった」が2割強（20.9%）で、「長くなった」の16.9%を少し（4ポイント）上回っている。つまり男性は、4割近くで総労働時間が変化し、そのうち時間短縮が時間延長を若干上回ったということである。

年齢別に見ると、男性の場合、40歳を境に特徴が異なっている。40歳以上では「短くなった」が多い（22～23%）のに対し、39歳以下は「短くなった」（18~20%）と「長くなった」（18～19%）がほぼ同じで二極化している。その結果、労働時間の短くなった労働者の割合は、40歳以上の男性（23～26%）＞39歳以下の男性（18～20%）＞女性（9～17%）であり、逆に労働時間の長くなった労働者の割合は、39歳以下の男性（18～19%）＞40歳以上の男性（12~17%）＞女性（8～14%）となっている。

このように、男性全体では、労働時間短縮が労働時間延長を少し上回っていたが、それが顕著なのは40歳以上であり、39歳以下では時間短縮と時間延長に二極化している。また女性は全体的に変化が少ない。

図2－16　リーマン・ショック以降の総労働時間の変化（年齢別・全体）

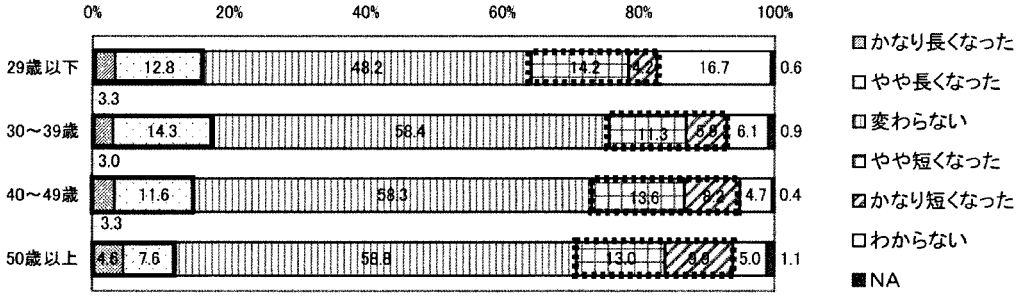

雇用形態別にみると、男性の場合のみ、正社員の方が少し（9ポイント）契約社員より労働時間に変化があり、「短くなった」（19.8%）が「長くなった」（15.6%）を少し上回っている。

職種別では、労働時間の変化が大きかったのは、「生産技能・建設・労務」や「専門」であり、ともに「短くなった」（それぞれ23.9%、22.4%）が「長くなった」（それぞれ17%、15.4%）を少し（ともに約7ポイント）上回っている（「生産技能・建設・労務」は男女とも、「専門」は男性のみ）。それに対し、「管理」、「事務」、「サービス」では、労働時間の変化が少なかった。

勤続年数別では、勤続15年以上で「短くなった」がやや多い（21~25%）が、勤続15年未満では「短くなった」と「長くなった」に二極化している。

労働時間別では、概して50時間未満では「短くなった」がやや多い（20～26%）が、50時間以上では「長くなった」が多くなっている（23~27%）。男性は全体の特徴と同じであるが、女性の場合は、50時間以上層のみ変化が多く、「長くなった」（20~36%）が大幅に増加している。

賃金収入別では、1000万円以上でのみ労働時間の変化が大きく、「短くなった」が大幅に増加している（43%）。ただし女性の場合は、「短くなった」（「100~200万円未満」22%）と、「長くなった」（「500~600万円未満」25%）に二極化している。

図2－17　リーマン・ショック以降の総労働時間の変化（年収別・全体）

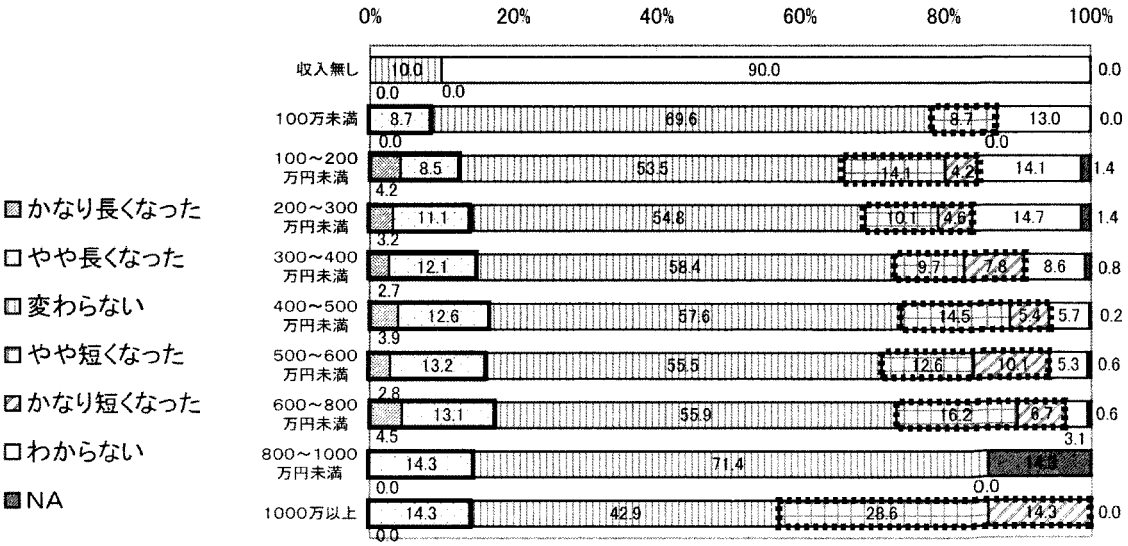

以上の分析から明らかなことは、リーマン・ショック後総労働時間は、全体的にはごくわずか短縮傾向にある。それは男性の40歳以上に特徴的であるが、39歳以下の男性の場合は、労働時間の短縮と延長の二極化が見られる。女性は変化が少ない。労働時間の短縮傾向の見られるのは、職種では「生産技能・建設・労務」や「専門」であり、勤続15年以上、労働時間50時間未満、年収1000万円以上の労働者である。

問7　リーマン・ショック以降の時間あたりの仕事量（密度）の変化

リーマン・ショック以降数年間の時間当たりの仕事の量（密度）の変化については、「きつくなった」（42%）と「変わらない」（46.5%）がほぼ同じであり、「余裕ができた」（4.2%）はごくわずかである。つまり「きつくなった」が「変わらない」とほぼ二分している状況であり、労働密度の上昇＝労働強化が労働者に浸透していることを示している。

図2－18　リーマン・ショック以降の時間あたりの仕事量の変化（全体・男女別）

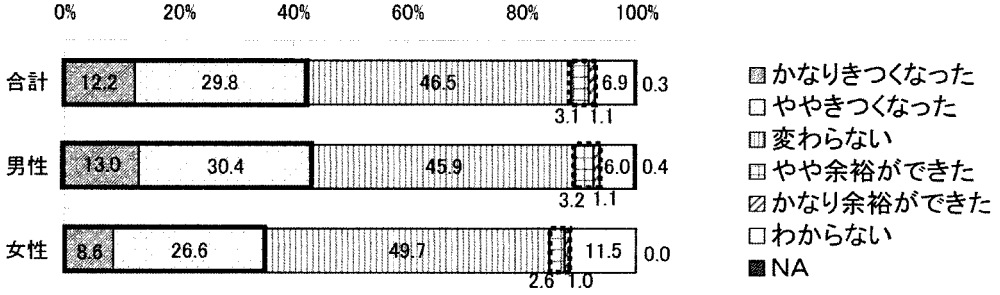

男女別にみると、男性のほうが労働密度の上昇＝労働強化を感じており、「きつくなった」は男性43.4%に対し女性35.2%で、8.2ポイントも上回っている。

年齢別にみると、30歳を境に多少様相が異なっている。「29歳未満」では「きつくなった」は3分の1強（36.5%）に止まるのに対し、30歳以上では4割台半ば（43~44%）で6~7ポイントも上回っている。特に40歳以上では「かなりきつくなった」との回答も15~16%と多くなっている。

男性の場合は全体の特徴と似ているが、やや数値が高まり、30歳以上では「きつくなった」は44~46%である。それに対し女性の場合は、40歳以上の一部（14~15%は、「かなりきつくなった」と回答）を除き、「きつくなった」は概して少ない。

図2－19　リーマン・ショック以降の時間あたりの仕事量の変化（年齢階層別・全体）

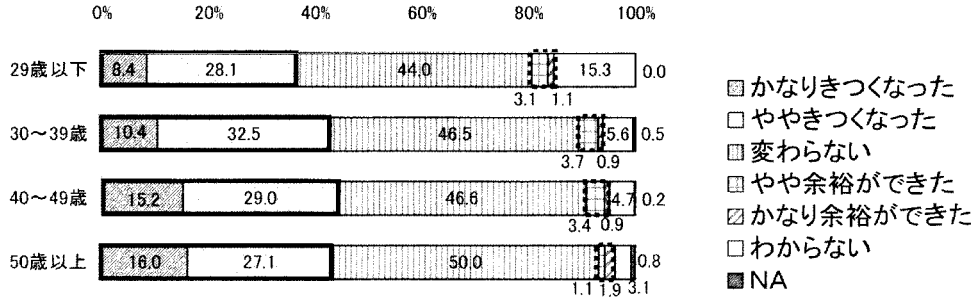

雇用形態別では、正社員と契約社員には「きつくなった」が多い（39~42%）が、派遣社員は少ない（14.3%）。これを男女別にみると、「きつくなった」が多いのは、男性の場合は正社員（43.6%）であるのに対し、女性の場合は契約社員である（45%　なお正社員は31.7%）。

職種別では、「きつくなった」との回答が際立って多いのが「営業・販売」（60.1%）であり、「運輸・通信」（48.6%）も多い。「営業・販売」は男女共通しており、特に女性で多くなっている（男性53.3%に対し女性75.5%）。「運輸・通信」は男性にのみ当てはまる。また男性の「専門」（44.9%）も多いし、女性の「管理職」（100%）は際立って多い。

勤続年数別では、5年未満を除き、「きつくなった」が多い（41.8~46%）。

労働時間別では、「きつくなった」が多いのは、長時間労働者（50時間以上　49~51.8%）と短時間労働者（20~30時間未満　46.9%）の両極である。女性の場合は50～60時間未満の長時間労働者（64.3%）と20~30時間未満の短時間労働者（55.6%）の両極にまたがっているのに対し、男性の場合は50時間以上の長時間労働者でのみ極めて多い（48~54%）。

賃金収入別にみると、「きつくなった」が多いのは、600万円以上の平均以上の高額所得層である。「1000万円以上」85.7%、「800~1000万円未満」57.2%、「600～800万円未満」49.1%と、所得水準に見事に照応し高額所得層ほど多い。このうち「かなりきつくなった」が際立って多いのは800万円以上（28.6%）である。

男性の場合は、全体の特徴とほぼ同じである。女性の場合も「500～800万円未満」の高額所得層で「きつくなった」が極めて多く（46~56%）、共通した特徴を示している。

図2－20　リーマン・ショック以降の時間あたりの仕事量の変化（年収別・全体）

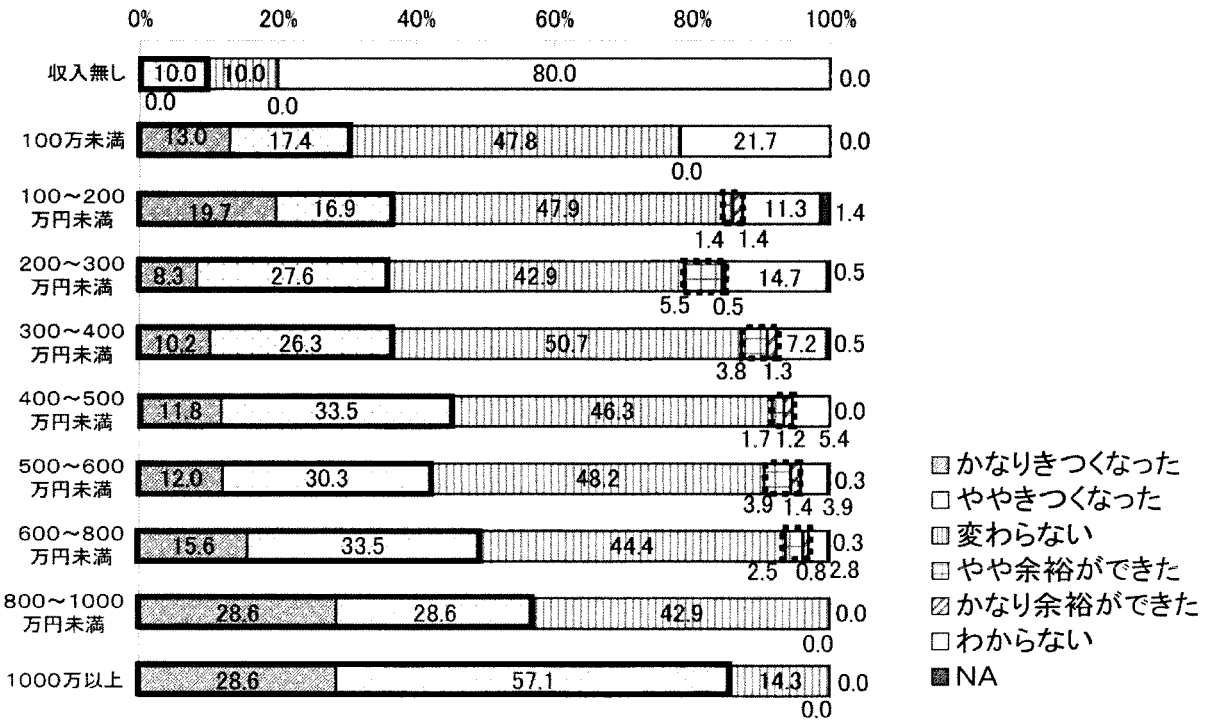

以上の分析から明らかなことは、「きつくなった」と回答した労働強化を感じている労働者は4割以上（42%）もいて広範囲に及んでいることである。女性よりも男性に多い。男性の場合、年齢は30歳以上層であり、特に40歳以上では「かなりきつくなった」と感じる人も一定いる。雇用形態別にみると、男性正社員と女性契約社員で「きつくなった」と感じる割合が高い。職種では、「営業・販売」が男女ともに際だって高い他、男性の「運輸・通信」、「専門」や女性の「管理職」も高くなっている。労働時間では、男女とも50時間以上の長時間労働者と、女性の20~30時間未満の短時間労働者で多い。年収では600万円以上の平均以上、特に高額所得層で高くなっている（女性は500~800万円未満）。

なお、問6でリーマンショック以降の総労働時間は、全体的にはごくわずか短縮傾向にあり、それは男性の40歳以上に特徴的であると指摘したが、労働強化は、これを帳消しにしながら広く進行しているということである。

2009年度調査で県内勤労者に生活不安が広く浸透していたのは、この時期がまさにリーマン・ショック後の不況対策が最も頻繁に実施されていた時期であったからである。その内容も、人員削減策と賃金カット策を二大柱としている以上、現にリストラを体験した労働者ばかりでなく、周りの労働者も、職場の雰囲気からして、将来の賃金カットや、仕事に不安を抱くのも当然であろう。リーマン・ショック後の不況対策は、それ程厳しいものであったと言えよう。

また平均以上の高収入層にも生活不安が浸透していたのは、今回の調査でも、年収600万円以上層で賃金低下を悲観している人の割合が高いことと関連している。これらの所得層は賃金上昇を期待できないばかりか、なかには賃金低下を悲観しているが、それは単に景気・会社業績の悪化ばかりでなく、より直接的には、賃金が一定年齢で上昇しなくなるためである。まさにこの賃金体系要因によって、将来は悲観的にならざるを得ないのである。

加えて、今回の不況対策は500万円以上の所得層で実施割合が高いだけではなく、高額所得層や50歳以上層で一足早く実施されており、このことが、不安を一層強くしたのではないかと推測される。

第３章　職場の悩み・不安の相談相手について

リーマンショックにより拡大したと思われる勤労者の生活不安。それは具体的には「賃金」や「雇用」そして「労働条件」等に何らかの形で影響をもたらすことになったと思われる。このような事態に勤労者の一人ひとりがどのように向き合おうとしているのだろうか。

１．相談したい悩みや不安の有無

まず「この数年間に、賃金・雇用・労働条件について、誰かに相談したい悩みや不安を持った」かどうかについてたずねた。その結果は、以下のとおりである。

表３－１　相談したい悩みや不安の有無（全体・男女別・年齢階層別）　　上段：人、下段：％

年　齢	全体			男性			女性		
	全体計	ある	ない	男性計	ある	ない	女性計	ある	ない
合　計	1829	731	1098	1525	582	943	304	149	155
	100.0	40.0	60.0	100.0	38.2	61.8	100.0	49.0	51.0
29歳以下	359	126	233	291	95	196	68	31	37
	100.0	35.1	64.9	100.0	32.6	67.4	100.0	45.6	54.4
30～39歳	656	263	393	574	220	354	82	43	39
	100.0	40.1	59.9	100.0	38.3	61.7	100.0	52.4	47.6
40～49歳	552	236	316	448	184	264	104	52	52
	100.0	42.8	57.2	100.0	41.1	58.9	100.0	50.0	50.0
50歳以上	262	106	156	212	83	129	50	23	27
	100.0	40.5	59.5	100.0	39.2	60.8	100.0	46.0	54.0

まず、県内の勤労者全体における「悩みや不安の有無」は、「ある」が40.0%、「ない」が60.0%であった。それを年齢階層別にみてみると、「ある」と回答した割合が最も高いのは「40～49歳」で42.8%、続いて「50歳以上」の40.5%となっていた。最も「悩みや不安がある」割合が低いのは「29歳以下」の35.1%であった。生活における悩みや不安の程度において、年齢階層間で、最大7.7ポイントの格差が生じていることが明らかとなった。これは、フェイスシートの分析からもわかるように、20代は結婚していない場合や親との同居など本人が「世帯の主たる生計支持者」でないのに対して、40代以上はまさに世帯の主たる生計支持者であるため悩みや不安がより大きく深刻になるためであろう。

次に、男女別にみてみよう。回答数が大きく異なるものの、男性と女性では数値に明らかな違いが読み取れた。「悩みや不安がある」と回答した男性は全体で38.2%に対して、女性は全体で49.0%と10.8ポイントも高いことがわかる。男女別年齢階層別に比較すると、男性が「29歳以下」32.6%、「30～39歳」38.3%、「40～49歳」41.1%、「50歳以上」39.2%であるのに対して、女性はそれぞれ45.6%，52.4%，50.0%，46.0%と、どの階層においても高い数値を示している。40代女性の回答者104名の内48名が、「世帯の主たる生計支持者である」ことなどを考え合わせるとそれら世帯を支える立場にある女性が大きな悩みと不安を抱くのは当然のことである。男性以上に女性において、このような「生活不安」が増大していることが明白となった。

2．悩みや不安についての相談相手

さて、それでは勤労者はこのような増大する悩みや不安を誰に相談しているのだろうか。誰かに相談したい悩みや不安をもったことが「ある」と回答した731人に対して、選択肢16項目のうち主要なものを5つまで回答していただいた。

図8－2 悩みや不安についての相談相手（全体）

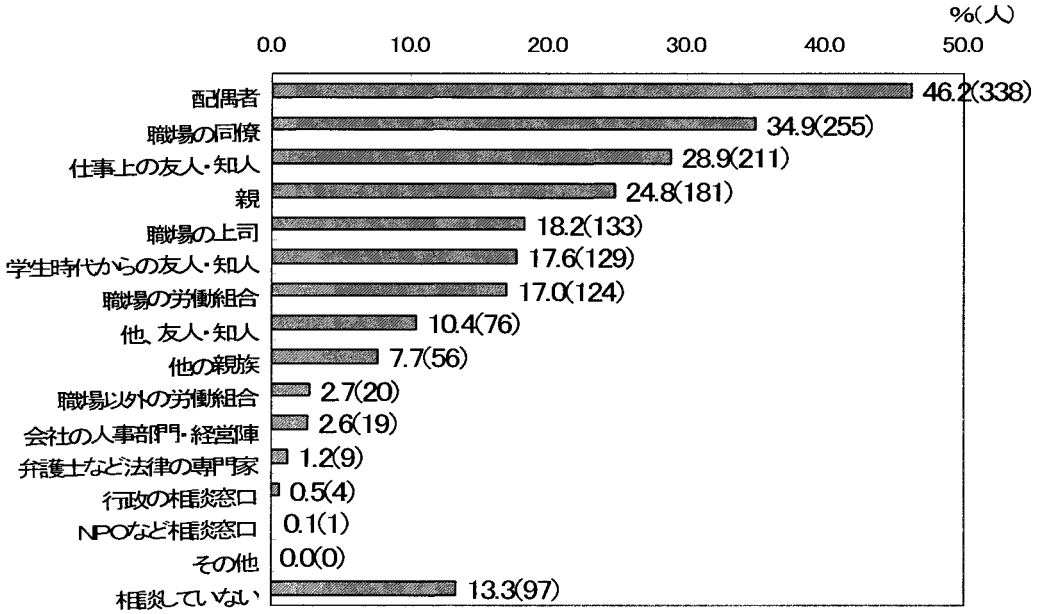

その結果は次のとおりであった。多い順に①配偶者やパートナー46.2%②職場の同僚34.9%③仕事上の友人・知人28.9%④親24.8%⑤職場の上司18.2%⑥学生時代の友人・知人17.6%⑦職場の労働組合・従業員会17.0%⑧誰にも相談していない13.3%⑨その他の友人・知人10.4%⑩その他の親族7.7%⑪職場以外の労働組合2.7%⑫会社の人事部門・経営陣2.6%⑬弁護士などの法律の専門家1.2%⑭行政の相談窓口0.5%⑮NPOなどの相談窓口0.1%⑯その他0.0%となっていた。これらの選択肢は大きく6グループに分けて整理することができる。まず一番相談した割合が多かった「家族・親族グループ」78.7%（配偶者やパートナー、親、その他の親族）と、2番目の「友人・知人グループ」56.9%（仕事上の友人・知人、学生時代の友人・知人、その他の友人・知人）、そして3番目の「職場グループ」55.7%（職場の同僚、職場の上司、会社の人事部門・経営陣）の3グループにほとんどの人が相談をしている。第4番目のグループ「労働組合グループ」19.7%（職場の労働組合・従業員会、職場以外の労働組合）や5番目の「公的・専門グループ」1.8%（行政の相談窓口、NPOなどの相談窓口、弁護士などの法律の専門家）、「誰にも相談していないグループ」13.3%は全体的に少数である。

このように社会の大きな景気変動を受け深刻な経営困難な状況がもたらされる事態の中勤労者が直面している様々な悩みや不安に対処しなければならないとき、多くの人が身内や友人、また職場の同僚などを相談相手にしていることがわかった。このようなどちらかというと「私的」な相手だけで「悩みや不安」に対処しようと思ってもなかなか事態の解決などは困難であろう。時には確かな情報や参考になる意見が

問題解決の糸口になることもある。悩みや不安の種をできるだけ大きくしないように、関係の専門機関を上手く活用することを日頃から勧めたい。つまり、第4グループである労働組合が19.7%と相談相手として十分活用できていないことが問題である。第5グループである行政機関や弁護士に相談することは敷居が高いことは理解できるが、その前になぜ労働組合にこうした「賃金・雇用・労働条件についての悩みや不安」が相談できていないのか、しっかり検証してみなければならないだろう。

最後に、何より注目しなければならないことは、「誰にも相談していない」人が13.3%と多い点である。悩みや不安があると回答した737人中97人もの人が誰にも相談していないという事実である。あの時誰かに相談しておけばよかった・・・・なんてことにならないようできるだけ誰かと何らかの形でつながっておれる状況が肝要であろう。

3．相談をしなかった理由

この数年間の賃金・雇用・労働条件についての悩みや不安を「誰にも相談しなかった」理由について、8つの選択肢で回答していただいた。

図3—3 相談をしなかった理由(全体・男女別)

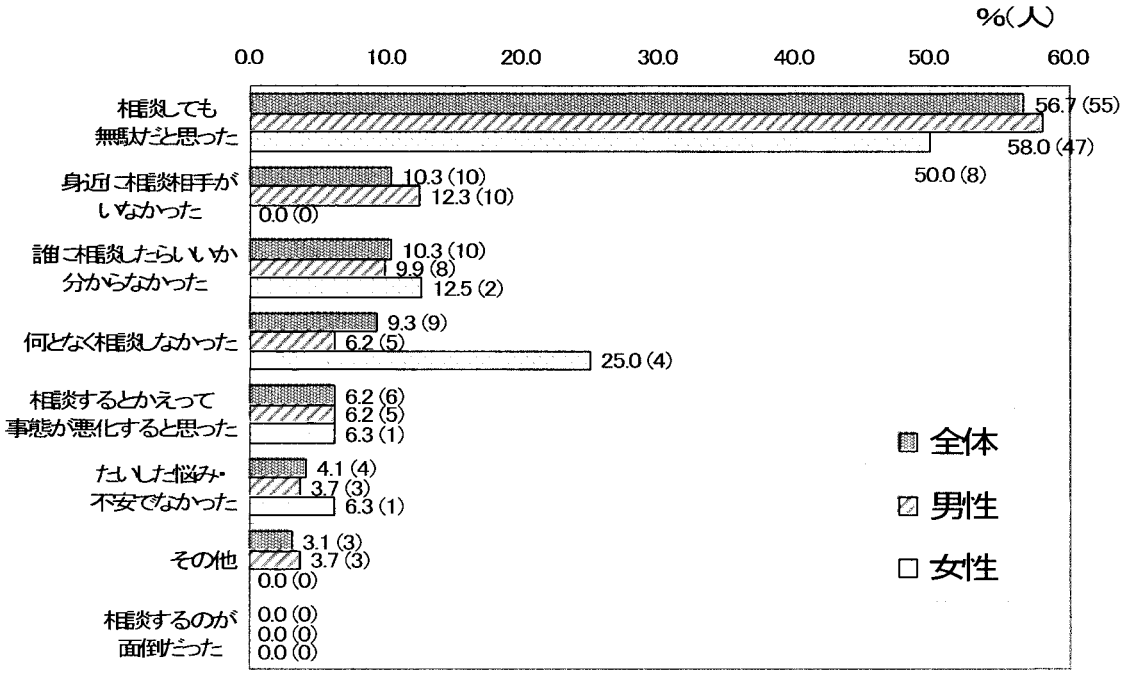

その結果、一番多かったのが「相談してもムダだと思った」で全体の56.7%を占めていた。「ムダ」と考えたのはなぜか。相談をしても解決できるわけがないと考えた人が多かったのではないか。賃金・雇用・労働条件が悪くなる一方で誰かに相談することでその事態が改善したという話をこの最近聞いたことがなければ、自ずとあきらめてしますのも理解できることである。次に多かったのは、「身近に相談相手がいなかった」と「誰に相談したらよいかわからなかった」でそれぞれ10.3%であった。これらこそが、本来労働組合がかかわってよい、関わるべき対象といえよう。いいかえれば組合がこれら勤労者の身近な存在となれていないことを裏付ける数値とも考えられる。これらより、日頃から身近な相談相手として認知して

もらえるような手だて・取り組みが必要となってきているといえそうである。

4番目は「なんとなく相談しなかった」の9.3%、続いて「相談するとかえって事態や人間関係が悪化すると思った」6.2%、「たいした悩み・不安ではないと思った」4.1%、「その他」3.1%であった。「その他」として、具体的に「相手を不安にさせてたくない、相談する時間があれば早く帰って寝る」などという記述もあった。これらの結果から、勤労者の悩みや不安は相当な大きさと量になっていることが推察された。

また、男女別にみると、悩みや不安がある割合は、「ある」人731人中男性が582人で79.6%、女性は149人で20.4%となっているのに対して、そのことを「誰にも相談しない」97人では、男性81人(83.5%)、女性16人(16.5%)となっている。その理由も男性では62.2%が「相談してもムダだと思った」を選んでいる。女性が42.9%であるのに比べ19.3ポイントも高い値である。男性の方が悩みや不安について、あきらめてしまい、誰にも相談しない傾向が強いと考えられるがいかがであろう。

第４章　労働者の権利意識について

はじめに・・・今回の意識調査の内容

最後の問１１においては、法律で使用者の義務とされ、また労働者の権利として認められているものを１０項目にわって列挙し、それぞれについて「よく知っていた」「ある程度知っていた」「あまり知らなかった」「まったく知らなかった」を選んでもらうことで、労働者がみずからの権利についてどの程度理解しているかをさぐってみた。

なお、列挙した１０項目は以下のとおりである。

①「使用者が労働者を雇用する際、労働条件の明示が義務づけられており、特に５項目については書面で明示されなければならない」ということについて。（労働契約）

②常時10名以上を使用する事業所では就業規則を作成し、労働者にしゅうちしなければならない」ということについて。（就業規則）

③「法定労働時間は１日８時間週４０時間であり、使用者が時間外労働、深夜労働、休日労働を行わせるためには、労基法３６条に基づいた労使協定の締結と労基署への届け出が必要であること、また厚労大臣が「時間外労働の限度に関する基準」をしめしていることについて。（労働時間）

④「使用者は雇い入れ後６カ月以上働き、出勤率８割以上の労働者に、最低１０日以上の有給休暇をあたえなければならないこと、また一定の要件をいたせばパート・アルバイトにも有給休暇が与えられること」について。（有給休暇）

⑤「使用者が時間外労働をさせた場合に２５％以上の割増賃金を、月６０時間を超える時間外労働には５０％以上の割増賃金をしはらわなければならないこと、また休日労働には３５％以上の割増賃金を支払わなければならないこと」について。（時間外労働）

⑥「使用者は最低賃金以上の賃金を支払わなければならないこと、アンケート回答時の愛媛県の地位別最賃は６４４円であること」について。（最低賃金）

⑦「労働災害にあった場合、労災保険から治療費と働けない間の給与の約８割が支払われること、使用者は労災隠しや労災飛ばしをしてはならないこと」について。（労働災害）

⑧「使用者の解雇理由の正当性について４つの判断基準が明確にされていること」について。（解雇）

⑨「退職には自己都合退職と会社都合退職があり、会社都合退職では、雇用保険の失業給付に優遇があり、場合によっては退職金の割り増し支給があること」について。（退職）

⑩「憲法には労働三権が定められており、労働者が労働組合員であることで不利益を受けること、労働組合への加入しないこと、脱退することを雇用の条件とすること、団体交渉を拒否したり組合に支配介入することなどは不当労働行為として禁じられていること」について。（労働三権と不当労働行為）

まず勤労者全体の傾向から確認してみたい。図４－１は各権利事項についての勤労者全体の認知度を帯グラフにしたものである。

図4－1　各権利事項についての勤労者の認知度（全体）

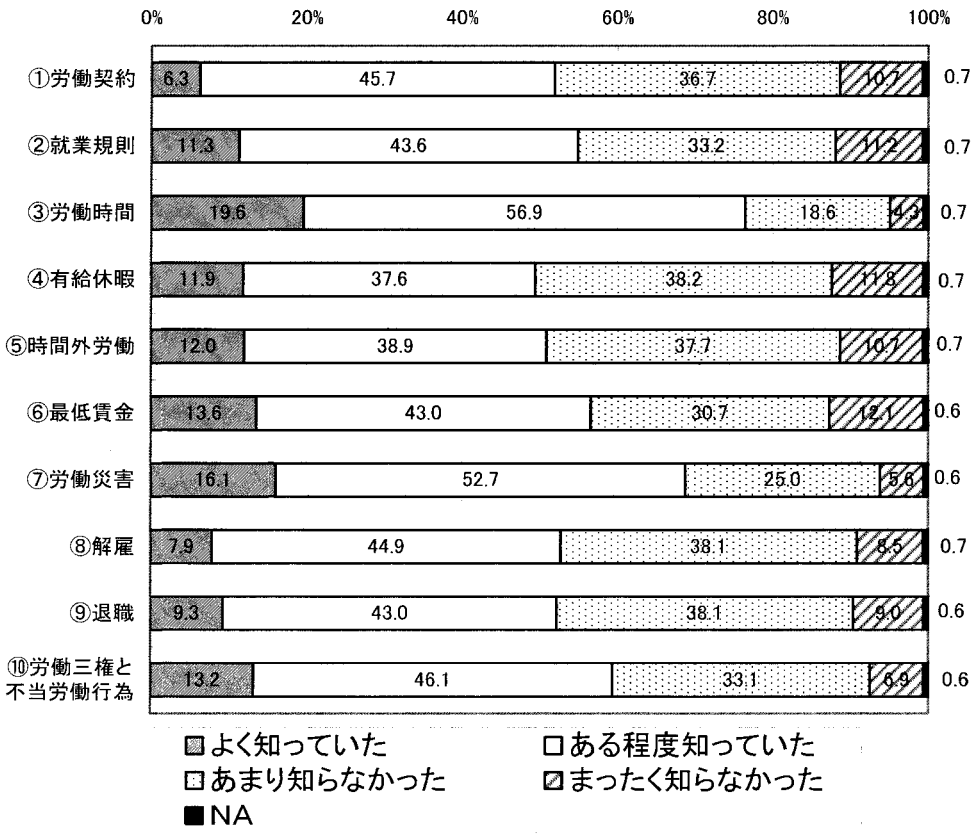

（１）全体として認知度が高かったものと認知度が低かったもの

まず、勤労者のなかで認知度がもっとも高かったのは⑤の法定労働時間およびサブロク協定についてであるが、「よく知っていた」（19.6%）と「ある程度知っていた」（56.9%）を合わせて 76.5%が知っていると回答した。続いて高かったのが⑦の労働災害・労災保険についてであり、「よく知っていた」（16.1%）と「ある程度知っていた」（52.7%）を合わせて 68.8%が知っていると回答した。さらに⑩の労働三権、不当労働行為についても、「よく知っていた」（13.2%）と「ある程度知っていた」（46.1%）を合わせて 59.3%の認知度であった。

これに対して他と比較して認知度が低いのは④の有給休暇に関するものであり、「よく知っていた」（11.9%）と「ある程度知っていた」（37.6%）で 49.5%と５割を割っており、「あまり知らなかった」（38.2%）と「全く知らなかった」（11.8%）で５割であった。質問の内容は、有給休暇が取得できるようになる条件についてであり、パート・アルバイトでも有給休暇が取得できることを聞いたものである。有給休暇の存在は知っているものの、その

取得条件については理解していないものが多いことのあらわれであろう。

そのほかで認知度が低かったのは⑤の割増賃金についてであり、「あまり知らなかった」（37.7%）と「全く知らなかった」（10.7%）と合わせて48.4%であった。これについても割増賃金そのものは知っているが、その割増率についての認知度が低い結果であったと思われる。

以上、全体を概観してみると、7割前後の認知度を得たものは③の法定労働時間およびサブロク協定、⑦の労働災害・労働保険についての二つの項目にとどまり、⑩の労働三権と不当労働行為についても6割弱の認知度があったものの、他の7項目についてはせいぜい5割前後の認知度しか得られていない。今回のアンケートが労働組合に加入する勤労者を対象として行われている点を考えると、労働者のなかでの権利意識の浸透はまだまだ課題を残しているものと思われる。

（2）年齢階層別にみた回答の特徴

以上の結果の年齢別についてさらに年齢別・男女別に詳しく見ておきたい。まず年齢別にみた権利の認知度である。図4－2～11は各権利事項についての年齢別の認知度を帯グラフにしたものである。

図4－2 労働契約についての勤労者の認知度（年齢別）

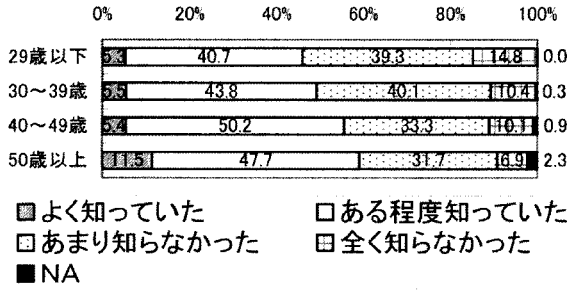

図4－3 就業規則についての勤労者の認知度（年齢別）

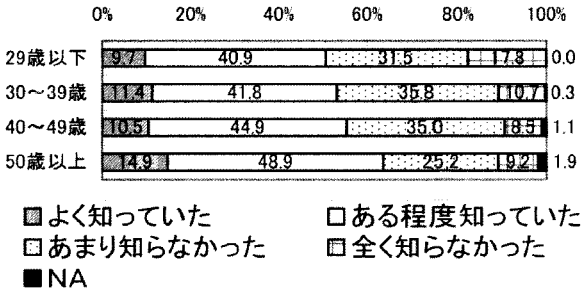

図4－4 労働時間についての勤労者の認知度（年齢別）

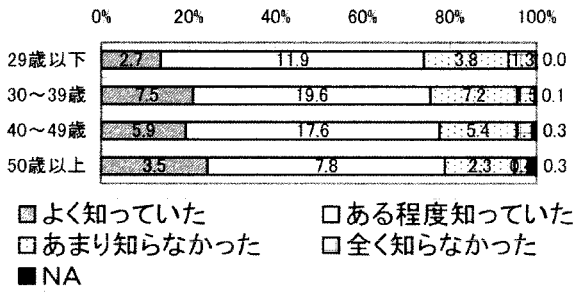

図4－5 有給休暇についての勤労者の認知度（年齢別）

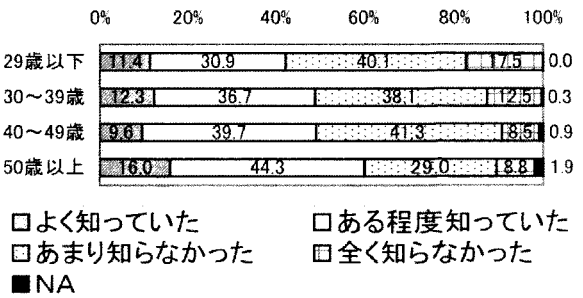

図4－6　時間外労働についての勤労者の認知度（年齢別）

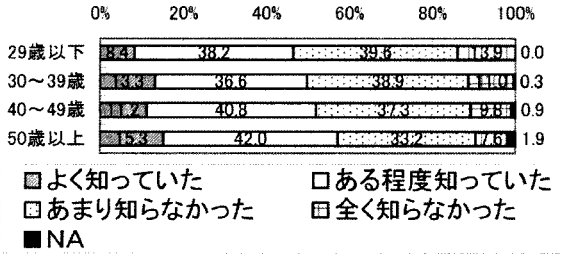

図4－7　最低賃金についての勤労者の認知度（年齢別）

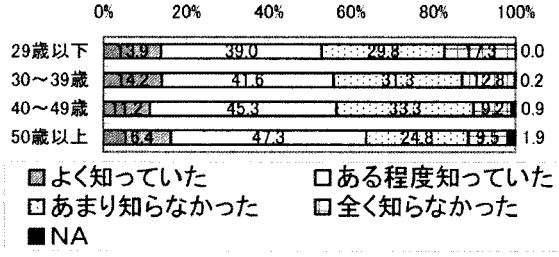

図4－8　労働災害についての勤労者の認知度（年齢別）

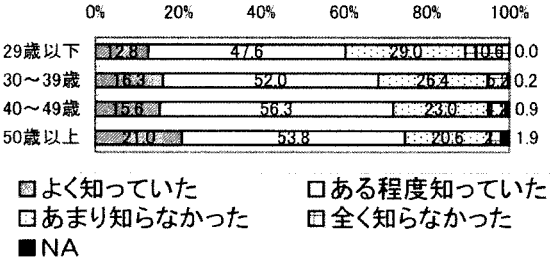

図4－9　解雇について勤労者の認知度（年齢別）

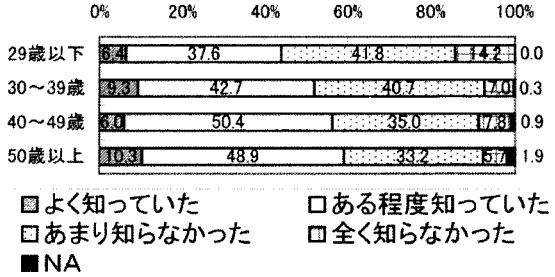

図4－10　退職について勤労者の認知度（年齢別）

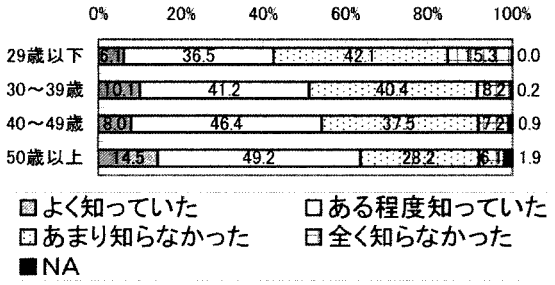

図4－11　労働三権と不当労働行為について勤労者の認知度（年齢別）

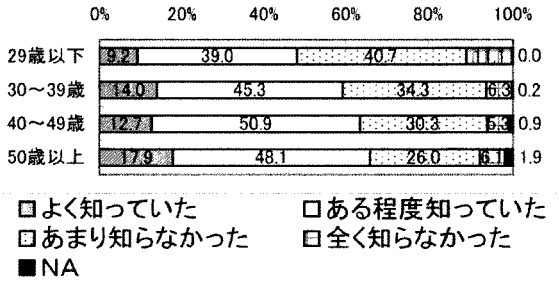

第1に、全体としてどの項目についても年齢階層の上昇にしたがって「よく知っていた」「ある程度知っていた」の割合が高まる傾向にある。年齢上昇によって権利に対する認知が上昇するのはある意味当然の結果であろう。

また第2に、29歳以下の世代と50歳以上の世代で、権利に対する認知度に比較的大きな格差があるものがある。まず、⑨の自己都合退職か会社都合退職かによって失業給付や退職金に差があるということについてであるが、29歳以下では「よく知っていた」（6.1%）と「ある程度知っていた」（36.5%）を合わせて42.6%が「知っていた」としたのに対して、50歳以上では「よく知っていた」（14.5%）と「ある程度知っていた」（49.2%）を合わせて「知っていた」としたものが63.7%であった。これは年齢を重ねるにしたがって退職の可能性が現実的となり、それについての権利への認知が増加した結果であろう。

また、⑩の労働三権および不当労働行為についてであるが、29歳以下では「よく知っていた」（9.2%）と「ある程度知っていた」（39.0%）を合わせて48.2%が「知っていた」と

したのに対して、50 歳以上では「よく知っていた」（17.9%）と「ある程度知っていた」（48.1%）を合わせて「知っていた」としたものが 66.0%であった。今回のアンケートは若年層も中高年層も労働組合に加入している勤労者を対象にしているが、一般的に言うと労働組合への加入率が低下しているもとでは、若年層において集団的労働関係における労働基本権への理解が低くなっており、これが組合内部にも反映している結果であると考えられる。

以上、これら二つの項目については、世代によって認知度に格差があるといえるが、第 3 に、年代にかかわりなく認知度が高いものもある。すなわち、まず③の法定労働時間およびサブロク協定についてである。これについては、29 歳以下でも、「よく知っていた」（13.6%）と「ある程度知っていた」（60.4%）を合わせて 74.0%と高い認知度を示しており、すべての年齢階層で 7 割を超えるものが知っていると回答している。また、⑦の労災保険についても、29 歳以下で「よく知っていた」（12.8%）と「ある程度知っていた」（47.6%）を合わせて「知っていた」としたのが 60.4%に上った。これらは個別の勤労者の労働条件に直接かかわる権利であり、若年層においても高い認知度があるものと思われる。

最後に、年齢階層にかかわらず認知度が低いものである。これは④の有給休暇に関するものであり、すでに述べたように全体としての認知度は 5 割に達せず、年齢階層別にみても、他の項目では 5 割後半から 7 割後半の認知度を示している 50 歳以上においても、「よく知っていた」（45.9%）と「ある程度知っていた」（44.3%）を合わせても 45.9%の認知度にとどまっている。職場の現実においては有給休暇の取得は難しいことが予想され、その結果として有給休暇への関心も薄い結果ではないだろうか。

（3）男女別にみた特徴

最後に男女別にみた特徴についてである。

図4－12 労働契約についての勤労者の認知度（男女別）

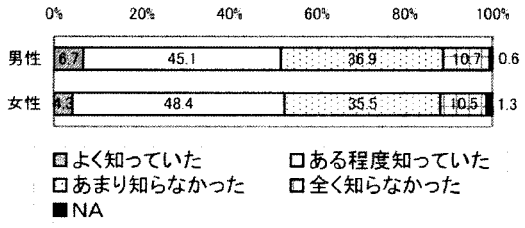

図4－13 就業規則についての勤労者の認知度（男女別）

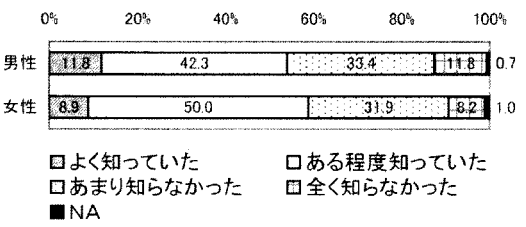

図4－14 労働時間についての勤労者の認知度（男女別）

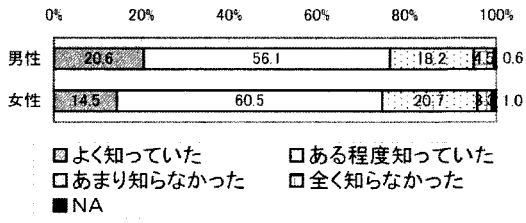

図4－15 有給休暇についての勤労者の認知度（男女別）

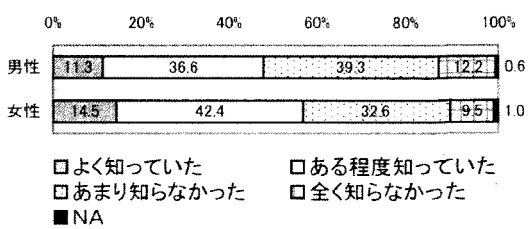

図4－16 時間外労働についての勤労者の認知度（男女別）

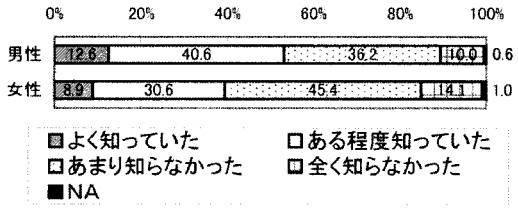

図4－17 最低賃金についての勤労者の認知度（男女別）

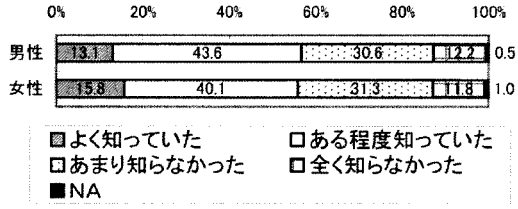

図4－18 労働災害についての勤労者の認知度（男女別）

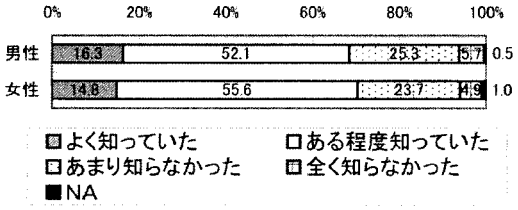

図4－19 解雇についての勤労者の認知度（男女別）

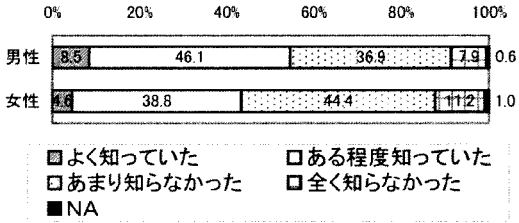

図4－20 退職についての勤労者の認知度（男女別）

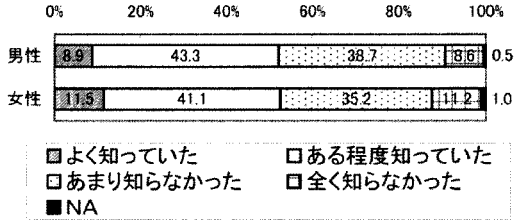

図4－21 労働三権と不当労働行為についての勤労者の認知度（男女別）

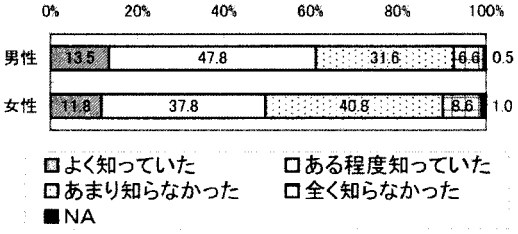

図４－１２～１９は各権利事項についての男女別の認知度を帯グラフにしたものであるが、男女別に見て差が出たものは次の５項目であった。

まず③の法定労働時間およびサブロク協定については、認知度はそれぞれ高いのであるが、男性は「よく知っていた」（20.6%）と「ある程度知っていた」（56.1%）を合わせて76.1%の認知度であったのに対して、女性は「ある程度知っていた」（14.5%）と「ある程度知っていた」（60.5%）で65.0%にとどまっている。認知度は高い水準であるが、男女で格差がみられる。

④の有給休暇に関しては、格差のある他の項目とは異なっている。すなわち、男性が「よく知っていた」（11.3%）と「ある程度知っていた」（36.6%）を合わせて 48.1%の認知度であったのに対して、女性は「よく知っていた」（14.5%）と「ある程度知っていた」（42.4%）を合わせて 56.9%の認知度であり、この項目は男性に対して女性の認知度が高くなっていた。

⑤の時間外労働等の賃金の割増率については、男性が「よく知っていた」（12.6%）と「ある程度知っていた」（40.6%）を合わせて53.2%の認知度であったのに対して、女性は「よく知っていた」（8.9%）と「ある程度知っていた」（30.6%）を合わせて39.5%の認知度であった。この項目は他のすべての項目と比較して男女の認識の格差が大きく、また女性の認知度がもっとも低いものであった。

⑧の解雇の要件については、男性が「よく知っていた」(8.5%) と「ある程度知っていた」(46.1%)を合わせて54.6%の認知度であったのに対して、女性は「よく知っていた」(4.6%) と「ある程度知っていた」(38.8%) を合わせて 43.4%の認知度であり、男女で 10%以上のひらきがあった。

最後に⑩の労働三権および不当労働行為であるが、男性が「よく知っていた」(13.5%) と「ある程度知っていた」(47.8%) を合わせて54.6%の認知度であったのに対して、女性は「よく知っていた」(11.8%) と「ある程度知っていた」(37.8%) を合わせて 49.6%の認知度であり、この項目も男女で10%以上の開きがあった。

まとめ

以上、勤労者に対する権利の認知度についてのアンケート結果を見てきた。本文のなかでも述べたとおり、今回の調査が労働組合に加入する勤労者に対する意識調査である点を考えると、労働組合内部においてでさえ労働者の権利への認知度は高いものとはいえない。

労働組合の組織率が、全国的にみて 2 割を割る水準にあることの一つの原因は、勤労者自らが働くものとしての権利に対する理解を得ていないことにある。労働組合が組合に加入する勤労者に対して、自らの労働者としての権利を絶えず啓発するとともに、教育課程においても権利にかかわる法教育、労働法の基本的理解を進めることが必要である。

調 査 結 果 集 計 表

備　考

1　調査結果集計表は、本報告書の巻末に収録したアンケート票「愛媛における勤労者の生活不安の背景　～リーマンショック後の家計と雇用・労働条件～」の各設問について、その結果をとりまとめたものである。

2　数値は、上段に実人数と下段に構成比（単位：％）を記載した。

問1　過去一年間のあなたの世帯全体の家計状況（家計収支）について、当てはまるものを選んでください。

		実人数	かなり黒字	やや黒字	収支トントン	やや赤字	かなり赤字	わからない
合計		1,829	93	525	635	278	160	138
		(100.0)	(5.1)	(28.7)	(34.7)	(15.2)	(8.7)	(7.5)
男性	男性計	1,525	77	433	545	235	124	111
		(100.0)	(5.0)	(28.4)	(35.7)	(15.4)	(8.1)	(7.3)
	29歳以下	291	27	89	81	40	12	42
		(100.0)	(9.3)	(30.6)	(27.8)	(13.7)	(4.1)	(14.4)
	30～39歳	574	29	182	212	82	36	33
		(100.0)	(5.1)	(31.7)	(36.9)	(14.3)	(6.3)	(5.7)
	40～49歳	448	16	113	173	80	40	26
		(100.0)	(3.6)	(25.2)	(38.6)	(17.9)	(8.9)	(5.8)
	50歳以上	212	5	49	79	33	36	10
		(100.0)	(2.4)	(23.1)	(37.3)	(15.6)	(17.0)	(4.7)
女性	女性計	304	16	92	90	43	36	27
		(100.0)	(5.3)	(30.3)	(29.6)	(14.1)	(11.8)	(8.9)
	29歳以下	68	5	21	18	10	4	10
		(100.0)	(7.4)	(30.9)	(26.5)	(14.7)	(5.9)	(14.7)
	30～39歳	82	4	28	23	6	11	10
		(100.0)	(4.9)	(34.1)	(28.0)	(7.3)	(13.4)	(12.2)
	40～49歳	104	4	26	35	20	13	6
		(100.0)	(3.8)	(25.0)	(33.7)	(19.2)	(12.5)	(5.8)
	50歳以上	50	3	17	14	7	8	1
		(100.0)	(6.0)	(34.0)	(28.0)	(14.0)	(16.0)	(2.0)
居住地	東予	812	48	252	277	118	55	62
		(100.0)	(5.9)	(31.0)	(34.1)	(14.5)	(6.8)	(7.6)
	中予	860	37	236	304	129	88	66
		(100.0)	(4.3)	(27.4)	(35.3)	(15.0)	(10.2)	(7.7)
	南予	157	8	37	54	31	17	10
		(100.0)	(5.1)	(23.6)	(34.4)	(19.7)	(10.8)	(6.4)
勤続年数	5年未満	323	26	100	97	44	18	38
		(100.0)	(8.0)	(31.0)	(30.0)	(13.6)	(5.6)	(11.8)
	5～15年未満	576	34	178	190	80	49	45
		(100.0)	(5.9)	(30.9)	(33.0)	(13.9)	(8.5)	(7.8)
	15～25年未満	564	21	149	216	91	51	36
		(100.0)	(3.7)	(26.4)	(38.3)	(16.1)	(9.0)	(6.4)
	25年以上	366	12	98	132	63	42	19
		(100.0)	(3.3)	(26.8)	(36.1)	(17.2)	(11.5)	(5.2)
子どもの有無	いる	1,003	31	242	374	195	110	51
		(100.0)	(3.1)	(24.1)	(37.3)	(19.4)	(11.0)	(5.1)
	いない	826	62	283	261	83	50	87
		(100.0)	(7.5)	(34.3)	(31.6)	(10.0)	(6.1)	(10.5)
雇用形態	正社員	1,720	88	511	595	253	143	130
		(100.0)	(5.1)	(29.7)	(34.6)	(14.7)	(8.3)	(7.6)
	契約社員	57	4	9	23	11	5	5
		(100.0)	(7.0)	(15.8)	(40.4)	(19.3)	(8.8)	(8.8)
	派遣労働者	7	1	1	1	2	1	1
		(100.0)	(14.3)	(14.3)	(14.3)	(28.6)	(14.3)	(14.3)
	その他	45	0	4	16	12	11	2
		(100.0)	(0.0)	(8.9)	(35.6)	(26.7)	(24.4)	(4.4)
年収（昨年）	収入無し	10	0	2	1	3	0	4
		(100.0)	(0.0)	(20.0)	(10.0)	(30.0)	(0.0)	(40.0)
	100万未満	23	0	3	9	5	3	3
		(100.0)	(0.0)	(13.0)	(39.1)	(21.7)	(13.0)	(13.0)
	100～200万円未満	71	5	9	22	14	12	9
		(100.0)	(7.0)	(12.7)	(31.0)	(19.7)	(16.9)	(12.7)
	200～300万円未満	217	10	42	76	33	26	30
		(100.0)	(4.6)	(19.4)	(35.0)	(15.2)	(12.0)	(13.8)
	300～400万円未満	373	9	106	115	66	42	35
		(100.0)	(2.4)	(28.4)	(30.8)	(17.7)	(11.3)	(9.4)
	400～500万円未満	406	27	129	149	52	26	23
		(100.0)	(6.7)	(31.8)	(36.7)	(12.8)	(6.4)	(5.7)
	500～600万円未満	357	22	96	140	54	28	17
		(100.0)	(6.2)	(26.9)	(39.2)	(15.1)	(7.8)	(4.8)
	600～800万円未満	358	20	131	121	48	22	16
		(100.0)	(5.6)	(36.6)	(33.8)	(13.4)	(6.1)	(4.5)
	800～1000万円未満	7	0	4	1	2	0	0
		(100.0)	(0.0)	(57.1)	(14.3)	(28.6)	(0.0)	(0.0)
	1000万以上	7	0	3	1	1	1	1
		(100.0)	(0.0)	(42.9)	(14.3)	(14.3)	(14.3)	(14.3)

問2　過去一年間に、あなたは家計が苦しいと感じたことがありますか。

		実人数	感じたことがある	感じたことはない	わからない
合　計		1,829	917	598	314
		(100.0)	(50.1)	(32.7)	(17.2)
男性	男　性　計	1,525	753	505	267
		(100.0)	(49.4)	(33.1)	(17.5)
	29歳以下	291	108	125	58
		(100.0)	(37.1)	(43.0)	(19.9)
	30～39歳	574	274	208	92
		(100.0)	(47.7)	(36.2)	(16.0)
	40～49歳	448	243	124	81
		(100.0)	(54.2)	(27.7)	(18.1)
	50歳以上	212	128	48	36
		(100.0)	(60.4)	(22.6)	(17.0)
女性	女　性　計	304	164	93	47
		(100.0)	(53.9)	(30.6)	(15.5)
	29歳以下	68	23	26	19
		(100.0)	(33.8)	(38.2)	(27.9)
	30～39歳	82	46	26	10
		(100.0)	(56.1)	(31.7)	(12.2)
	40～49歳	104	64	28	12
		(100.0)	(61.5)	(26.9)	(11.5)
	50歳以上	50	31	13	6
		(100.0)	(62.0)	(26.0)	(12.0)
居住地	東予	812	363	308	141
		(100.0)	(44.7)	(37.9)	(17.4)
	中予	860	467	247	146
		(100.0)	(54.3)	(28.7)	(17.0)
	南予	157	87	43	27
		(100.0)	(55.4)	(27.4)	(17.2)
勤続年数	5年未満	323	127	130	66
		(100.0)	(39.3)	(40.2)	(20.4)
	5～15年未満	576	288	201	87
		(100.0)	(50.0)	(34.9)	(15.1)
	15～25年未満	564	292	165	107
		(100.0)	(51.8)	(29.3)	(19.0)
	25年以上	366	210	102	54
		(100.0)	(57.4)	(27.9)	(14.8)
子どもの有無	いる	1,003	618	247	138
		(100.0)	(61.6)	(24.6)	(13.8)
	いない	826	299	351	176
		(100.0)	(36.2)	(42.5)	(21.3)
雇用形態	正社員	1,720	844	578	298
		(100.0)	(49.1)	(33.6)	(17.3)
	契約社員	57	33	14	10
		(100.0)	(57.9)	(24.6)	(17.5)
	派遣労働者	7	4	0	3
		(100.0)	(57.1)	(0.0)	(42.9)
	その他	45	36	6	3
		(100.0)	(80.0)	(13.3)	(6.7)
年収（昨年）	収入無し	10	1	7	2
		(100.0)	(10.0)	(70.0)	(20.0)
	100万未満	23	14	4	5
		(100.0)	(60.9)	(17.4)	(21.7)
	100～200万円未満	71	40	17	14
		(100.0)	(56.3)	(23.9)	(19.7)
	200～300万円未満	217	115	57	45
		(100.0)	(53.0)	(26.3)	(20.7)
	300～400万円未満	373	204	113	56
		(100.0)	(54.7)	(30.3)	(15.0)
	400～500万円未満	406	178	148	80
		(100.0)	(43.8)	(36.5)	(19.7)
	500～600万円未満	357	189	109	59
		(100.0)	(52.9)	(30.5)	(16.5)
	600～800万円未満	358	169	138	51
		(100.0)	(47.2)	(38.5)	(14.2)
	800～1000万円未満	7	3	3	1
		(100.0)	(42.9)	(42.9)	(14.3)
	1000万以上	7	4	2	1
		(100.0)	(57.1)	(28.6)	(14.3)

問2－2　問2で「(生活が苦しいと)感じたことがある」とお答えした方にうかがいます。
生活が苦しいと感じたとき、どのような支出を切り詰めたり、あきらめたりしていますか。主要なものを5つまで選んでください。

		実人数	外食費	家での食事	嗜好品	水道・光熱費	衣料費	理容・美容費	おこづかい	交際費	医療費
合計		917	640	315	286	153	395	152	381	282	37
		(100.0)	(69.8)	(34.4)	(31.2)	(16.7)	(43.1)	(16.6)	(41.5)	(30.8)	(4.0)
男性	男性計	753	519	243	236	114	304	97	340	245	32
		(100.0)	(68.9)	(32.3)	(31.3)	(15.1)	(40.4)	(12.9)	(45.2)	(32.5)	(4.2)
	29歳以下	108	85	32	38	18	43	9	39	30	4
		(100.0)	(78.7)	(29.6)	(35.2)	(16.7)	(39.8)	(8.3)	(36.1)	(27.8)	(3.7)
	30～39歳	274	192	90	86	41	108	45	124	87	
		(100.0)	(70.1)	(32.8)	(31.4)	(15.0)	(39.4)	(16.4)	(45.3)	(31.8)	(4.4)
	40～49歳	243	173	78	78	32	102	28	115	85	6
		(100.0)	(71.2)	(32.1)	(32.1)	(13.2)	(42.0)	(11.5)	(47.3)	(35.0)	(2.5)
	50歳以上	128	69	43	34	23	51	15	62	43	10
		(100.0)	(53.9)	(33.6)	(26.6)	(18.0)	(39.8)	(11.7)	(48.4)	(33.6)	(7.8)
女性	女性計	164	121	72	50	39	91	55	41	37	5
		(100.0)	(73.8)	(43.9)	(30.5)	(23.8)	(55.5)	(33.5)	(25.0)	(22.6)	(3.0)
	29歳以下	23	18	12	11	8	13	7	2	10	1
		(100.0)	(78.3)	(52.2)	(47.8)	(34.8)	(56.5)	(30.4)	(8.7)	(43.5)	(4.3)
	30～39歳	46	34	21	17	8	22	21	11	10	3
		(100.0)	(73.9)	(45.7)	(37.0)	(17.4)	(47.8)	(45.7)	(23.9)	(21.7)	(6.5)
	40～49歳	64	48	28	15	15	36	19	18	11	1
		(100.0)	(75.0)	(43.8)	(23.4)	(23.4)	(56.3)	(29.7)	(28.1)	(17.2)	(1.6)
	50歳以上	31	21	11	7	8	20	8	10	6	0
		(100.0)	(67.7)	(35.5)	(22.6)	(25.8)	(64.5)	(25.8)	(32.3)	(19.4)	(0.0)
居住地	東予	363	259	112	105	56	160	55	155	103	11
		(100.0)	(71.3)	(30.9)	(28.9)	(15.4)	(44.1)	(15.2)	(42.7)	(28.4)	(3.0)
	中予	467	331	166	146	82	201	81	180	153	21
		(100.0)	(70.9)	(35.5)	(31.3)	(17.6)	(43.0)	(17.3)	(38.5)	(32.8)	(4.5)
	南予	87	50	37	35	15	34	16	46	26	5
		(100.0)	(57.5)	(42.5)	(40.2)	(17.2)	(39.1)	(18.4)	(52.9)	(29.9)	(5.7)
勤続年数	5年未満	127	96	43	42	25	61	27	49	42	9
		(100.0)	(75.6)	(33.9)	(33.1)	(19.7)	(48.0)	(21.3)	(38.6)	(33.1)	(7.1)
	5～15年未満	288	210	91	91	59	124	50	106	83	4
		(100.0)	(72.9)	(31.6)	(31.6)	(20.5)	(43.1)	(17.4)	(36.8)	(28.8)	(1.4)
	15～25年未満	292	201	113	96	36	123	45	135	85	14
		(100.0)	(68.8)	(38.7)	(32.9)	(12.3)	(42.1)	(15.4)	(46.2)	(29.1)	(4.8)
	25年以上	210	133	68	57	33	87	30	91	72	10
		(100.0)	(63.3)	(32.4)	(27.1)	(15.7)	(41.4)	(14.3)	(43.3)	(34.3)	(4.8)
子ども有無	いる	618	433	210	189	112	270	109	267	179	26
		(100.0)	(70.1)	(34.0)	(30.6)	(18.1)	(43.7)	(17.6)	(43.2)	(29.0)	(4.2)
	いない	299	207	105	97	41	125	43	114	103	11
		(100.0)	(69.2)	(35.1)	(32.4)	(13.7)	(41.8)	(14.4)	(38.1)	(34.4)	(3.7)
雇用形態	正社員	844	587	287	265	134	360	133	349	253	33
		(100.0)	(69.5)	(34.0)	(31.4)	(15.9)	(42.7)	(15.8)	(41.4)	(30.0)	(3.9)
	契約社員	33	18	11	12	7	17	7	17	15	2
		(100.0)	(54.5)	(33.3)	(36.4)	(21.2)	(51.5)	(21.2)	(51.5)	(45.5)	(6.1)
	派遣労働者	4	4	0	0	1	0	1	0	2	1
		(100.0)	(100.0)	(0.0)	(0.0)	(25.0)	(0.0)	(25.0)	(0.0)	(50.0)	(25.0)
	その他	36	31	17	9	11	18	11	15	12	1
		(100.0)	(86.1)	(47.2)	(25.0)	(30.6)	(50.0)	(30.6)	(41.7)	(33.3)	(2.8)
年収(昨年)	収入無し	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0
		(100.0)	(0.0)	(100.0)	(0.0)	(100.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
	100万未満	14	12	5	5	3	7	3	6	2	1
		(100.0)	(85.7)	(35.7)	(35.7)	(21.4)	(50.0)	(21.4)	(42.9)	(14.3)	(7.1)
	100～200万円未満	40	31	18	13	15	23	11	14	19	2
		(100.0)	(77.5)	(45.0)	(32.5)	(37.5)	(57.5)	(27.5)	(35.0)	(47.5)	(5.0)
	200～300万円未満	115	81	44	42	25	55	25	42	33	7
		(100.0)	(70.4)	(38.3)	(36.5)	(21.7)	(47.8)	(21.7)	(36.5)	(28.7)	(6.1)
	300～400万円未満	204	139	75	66	39	88	35	83	57	11
		(100.0)	(68.1)	(36.8)	(32.4)	(19.1)	(43.1)	(17.2)	(40.7)	(27.9)	(5.4)
	400～500万円未満	178	124	64	67	22	68	33	76	50	6
		(100.0)	(69.7)	(36.0)	(37.6)	(12.4)	(38.2)	(18.5)	(42.7)	(28.1)	(3.4)
	500～600万円未満	189	130	57	48	23	79	26	83	65	7
		(100.0)	(68.8)	(30.2)	(25.4)	(12.2)	(41.8)	(13.8)	(43.9)	(34.4)	(3.7)
	600～800万円未満	169	121	48	44	25	72	18	75	54	3
		(100.0)	(71.6)	(28.4)	(26.0)	(14.8)	(42.6)	(10.7)	(44.4)	(32.0)	(1.8)
	800～1000万円未満	3	1	2	1	0	3	1	1	0	0
		(100.0)	(33.3)	(66.7)	(33.3)	(0.0)	(100.0)	(33.3)	(33.3)	(0.0)	(0.0)
	1000万以上	4	1	1	0	0	0	0	1	2	0
		(100.0)	(25.0)	(25.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(25.0)	(50.0)	(0.0)

趣味・レジャー・遊興費	電器製品の購入	子どもの塾やけいこごと	子どもの進学見直し	ガソリン代	自動車の購入	通信費	住宅の購入	家賃	生命保険見直し	預貯金や資産投資見直し	家具の購入	その他	切り詰めたり、あきらめたりしない
458	199	11	14	102	113	53	30	8	97	84	49	5	7
(49.9)	(21.7)	(1.2)	(1.5)	(11.1)	(12.3)	(5.8)	(3.3)	(0.9)	(10.6)	(9.2)	(5.3)	(0.5)	(0.8)
391	168	10	12	97	98	41	23	6	81	67	43	2	7
(51.9)	(22.3)	(1.3)	(1.6)	(12.9)	(13.0)	(5.4)	(3.1)	(0.8)	(10.8)	(8.9)	(5.7)	(0.3)	(0.9)
59	21	1	0	15	11	3	1	0	7	7	5	1	2
(54.6)	(19.4)	(0.9)	(0.0)	(13.9)	(10.2)	(2.8)	(0.9)	(0.0)	(6.5)	(6.5)	(4.6)	(0.9)	(1.9)
132	58	4	1	33	24	19	11	2	26	22	17	0	5
(48.2)	(21.2)	(1.5)	(0.4)	(12.0)	(8.8)	(6.9)	(4.0)	(0.7)	(9.5)	(8.0)	(6.2)	(0.0)	(1.8)
144	57	4	7	32	39	10	4	3	25	21	12	0	0
(59.3)	(23.5)	(1.6)	(2.9)	(13.2)	(16.0)	(4.1)	(1.6)	(1.2)	(10.3)	(8.6)	(4.9)	(0.0)	(0.0)
56	32	1	4	17	24	9	7	1	23	17	9	1	0
(43.8)	(25.0)	(0.8)	(3.1)	(13.3)	(18.8)	(7.0)	(5.5)	(0.8)	(18.0)	(13.3)	(7.0)	(0.8)	(0.0)
67	31	1	2	5	15	12	7	2	16	17	6	3	0
(40.9)	(18.9)	(0.6)	(1.2)	(3.0)	(9.1)	(7.3)	(4.3)	(1.2)	(9.8)	(10.4)	(3.7)	(1.8)	(0.0)
9	3	0	0	0	0	2	0	1	4	3	0	0	0
(39.1)	(13.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(8.7)	(0.0)	(4.3)	(17.4)	(13.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
19	5	1	0	2	4	2	4	0	3	2	1	1	0
(41.3)	(10.9)	(2.2)	(0.0)	(4.3)	(8.7)	(4.3)	(8.7)	(0.0)	(6.5)	(4.3)	(2.2)	(2.2)	(0.0)
28	15	0	1	3	9	6	3	0	8	8	4	1	0
(43.8)	(23.4)	(0.0)	(1.6)	(4.7)	(14.1)	(9.4)	(4.7)	(0.0)	(12.5)	(12.5)	(6.3)	(1.6)	(0.0)
11	8	0	1	0	2	2	0	1	1	4	1	1	0
(35.5)	(25.8)	(0.0)	(3.2)	(0.0)	(6.5)	(6.5)	(0.0)	(3.2)	(3.2)	(12.9)	(3.2)	(3.2)	(0.0)
181	72	4	5	41	48	19	3	5	36	38	19	0	0
(49.9)	(19.8)	(1.1)	(1.4)	(11.3)	(13.2)	(5.2)	(0.8)	(1.4)	(9.9)	(10.5)	(5.2)	(0.0)	(0.0)
235	110	6	6	51	53	26	24	2	45	38	28	5	7
(50.3)	(23.6)	(1.3)	(1.3)	(10.9)	(11.3)	(5.6)	(5.1)	(0.4)	(9.6)	(8.1)	(6.0)	(1.1)	(1.5)
42	17	1	3	10	12	8	3	1	16	8	2	0	0
(48.3)	(19.5)	(1.1)	(3.4)	(11.5)	(13.8)	(9.2)	(3.4)	(1.1)	(18.4)	(9.2)	(2.3)	(0.0)	(0.0)
58	26	3	0	10	7	9	1	1	11	11	3	1	1
(45.7)	(20.5)	(2.4)	(0.0)	(7.9)	(5.5)	(7.1)	(0.8)	(0.8)	(8.7)	(8.7)	(2.4)	(0.8)	(0.8)
140	55	2	5	31	27	16	13	1	28	16	15	1	4
(48.6)	(19.1)	(0.7)	(1.7)	(10.8)	(9.4)	(5.6)	(4.5)	(0.3)	(9.7)	(5.6)	(5.2)	(0.3)	(1.4)
154	66	4	5	35	40	15	10	4	31	34	15	1	2
(52.7)	(22.6)	(1.4)	(1.7)	(12.0)	(13.7)	(5.1)	(3.4)	(1.4)	(10.6)	(11.6)	(5.1)	(0.3)	(0.7)
106	52	2	4	26	39	13	6	2	27	23	16	2	0
(50.5)	(24.8)	(1.0)	(1.9)	(12.4)	(18.6)	(6.2)	(2.9)	(1.0)	(12.9)	(11.0)	(7.6)	(1.0)	(0.0)
325	137	11	13	68	87	37	21	7	68	58	36	0	2
(52.6)	(22.2)	(1.8)	(2.1)	(11.0)	(14.1)	(6.0)	(3.4)	(1.1)	(11.0)	(9.4)	(5.8)	(0.0)	(0.3)
133	62	0	1	34	26	16	9	1	29	26	13	5	5
(44.5)	(20.7)	(0.0)	(0.3)	(11.4)	(8.7)	(5.4)	(3.0)	(0.3)	(9.7)	(8.7)	(4.3)	(1.7)	(1.7)
426	182	9	12	96	106	46	26	8	92	80	46	5	7
(50.5)	(21.6)	(1.1)	(1.4)	(11.4)	(12.6)	(5.5)	(3.1)	(0.9)	(10.9)	(9.5)	(5.5)	(0.6)	(0.8)
14	8	2	2	3	3	3	2	0	1	3	2	0	0
(42.4)	(24.2)	(6.1)	(6.1)	(9.1)	(9.1)	(9.1)	(6.1)	(0.0)	(3.0)	(9.1)	(6.1)	(0.0)	(0.0)
1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0	0
(25.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(25.0)	(0.0)	(0.0)	(25.0)	(25.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
17	9	0	0	3	4	3	2	0	3	0	1	0	0
(47.2)	(25.0)	(0.0)	(0.0)	(8.3)	(11.1)	(8.3)	(5.6)	(0.0)	(8.3)	(0.0)	(2.8)	(0.0)	(0.0)
1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(100.0)	(0.0)	(100.0)	(0.0)	(100.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
7	3	0	0	0	1	1	2	0	1	0	1	0	0
(50.0)	(21.4)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(7.1)	(7.1)	(14.3)	(0.0)	(7.1)	(0.0)	(7.1)	(0.0)	(0.0)
18	7	0	2	3	2	5	1	0	4	2	0	0	0
(45.0)	(17.5)	(0.0)	(5.0)	(7.5)	(5.0)	(12.5)	(2.5)	(0.0)	(10.0)	(5.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
48	22	1	1	13	6	5	3	1	8	10	2	2	0
(41.7)	(19.1)	(0.9)	(0.9)	(11.3)	(5.2)	(4.3)	(2.6)	(0.9)	(7.0)	(8.7)	(1.7)	(1.7)	(0.0)
86	34	4	3	24	24	12	7	3	24	19	6	3	3
(42.2)	(16.7)	(2.0)	(1.5)	(11.8)	(11.8)	(5.9)	(3.4)	(1.5)	(11.8)	(9.3)	(2.9)	(1.5)	(1.5)
90	41	1	4	17	23	13	7	1	25	18	13	0	3
(50.6)	(23.0)	(0.6)	(2.2)	(9.6)	(12.9)	(7.3)	(3.9)	(0.6)	(14.0)	(10.1)	(7.3)	(0.0)	(1.7)
114	53	2	3	26	28	9	6	2	12	15	17	0	0
(60.3)	(28.0)	(1.1)	(1.6)	(13.8)	(14.8)	(4.8)	(3.2)	(1.1)	(6.3)	(7.9)	(9.0)	(0.0)	(0.0)
90	37	1	1	16	26	7	4	1	22	20	9	0	1
(59.2)	(24.3)	(0.7)	(0.7)	(10.5)	(17.1)	(4.6)	(2.6)	(0.7)	(14.5)	(13.2)	(5.9)	(0.0)	(0.7)
1	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0
(33.3)	(33.3)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(33.3)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(33.3)	(0.0)	(33.3)	(0.0)	(0.0)
3	1	1	0	2	2	1	0	0	0	0	0	0	0
(75.0)	(25.0)	(25.0)	(0.0)	(50.0)	(50.0)	(25.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)

問3　あなたの世帯では、どのような場合に消費を増やせるとおもいますか。主要なものを4つまで選んでください。

		実人数	世帯収入の増加	増税不安の減少	雇用不安の解消	賃金減少不安の解消	育児費用負担の軽減	子どもの教育費負担の軽減
合計		1,829	1,335	498	520	557	281	540
		(100.0)	(73.0)	(27.2)	(28.4)	(30.5)	(15.4)	(29.5)
男性	男性計	1,525	1,139	414	418	465	254	471
		(100.0)	(74.7)	(27.1)	(27.4)	(30.5)	(16.7)	(30.9)
	29歳以下	291	226	75	80	99	45	47
		(100.0)	(77.7)	(25.8)	(27.5)	(34.0)	(15.5)	(16.2)
	30～39歳	574	442	150	153	135	143	169
		(100.0)	(77.0)	(26.1)	(26.7)	(23.5)	(24.9)	(29.4)
	40～49歳	448	334	126	115	154	59	205
		(100.0)	(74.6)	(28.1)	(25.7)	(34.4)	(13.2)	(45.8)
	50歳以上	212	137	63	70	77	7	50
		(100.0)	(64.6)	(29.7)	(33.0)	(36.3)	(3.3)	(23.6)
女性	女性計	304	196	84	102	92	27	69
		(100.0)	(64.5)	(27.6)	(33.6)	(30.3)	(8.9)	(22.7)
	29歳以下	68	48	12	20	15	9	11
		(100.0)	(70.6)	(17.6)	(29.4)	(22.1)	(13.2)	(16.2)
	30～39歳	82	53	23	17	22	11	22
		(100.0)	(64.6)	(28.0)	(20.7)	(26.8)	(13.4)	(26.8)
	40～49歳	104	67	35	45	34	5	29
		(100.0)	(64.4)	(33.7)	(43.3)	(32.7)	(4.8)	(27.9)
	50歳以上	50	28	14	20	21	2	7
		(100.0)	(56.0)	(28.0)	(40.0)	(42.0)	(4.0)	(14.0)
居住地	東予	812	578	236	236	261	120	223
		(100.0)	(71.2)	(29.1)	(29.1)	(32.1)	(14.8)	(27.5)
	中予	860	642	221	238	239	139	271
		(100.0)	(74.7)	(25.7)	(27.7)	(27.8)	(16.2)	(31.5)
	南予	157	115	41	46	57	22	46
		(100.0)	(73.2)	(26.1)	(29.3)	(36.3)	(14.0)	(29.3)
勤続年数	5年未満	323	247	77	90	90	43	63
		(100.0)	(76.5)	(23.8)	(27.9)	(27.9)	(13.3)	(19.5)
	5～15年未満	576	423	145	158	171	117	163
		(100.0)	(73.4)	(25.2)	(27.4)	(29.7)	(20.3)	(28.3)
	15～25年未満	564	420	157	152	159	97	199
		(100.0)	(74.5)	(27.8)	(27.0)	(28.2)	(17.2)	(35.3)
	25年以上	366	245	119	120	137	24	115
		(100.0)	(66.9)	(32.5)	(32.8)	(37.4)	(6.6)	(31.4)
子どもの有無	いる	1,003	749	251	274	288	231	469
		(100.0)	(74.7)	(25.0)	(27.3)	(28.7)	(23.0)	(46.8)
	いない	826	586	247	246	269	50	71
		(100.0)	(70.9)	(29.9)	(29.8)	(32.6)	(6.1)	(8.6)
雇用形態	正社員	1,720	1,267	463	473	517	269	512
		(100.0)	(73.7)	(26.9)	(27.5)	(30.1)	(15.6)	(29.8)
	契約社員	57	38	18	24	22	5	13
		(100.0)	(66.7)	(31.6)	(42.1)	(38.6)	(8.8)	(22.8)
	派遣労働者	7	3	3	2	2	1	2
		(100.0)	(42.9)	(42.9)	(28.6)	(28.6)	(14.3)	(28.6)
	その他	45	27	14	21	16	6	13
		(100.0)	(60.0)	(31.1)	(46.7)	(35.6)	(13.3)	(28.9)
年収（昨年）	収入無し	10	6	2	2	2	0	3
		(100.0)	(60.0)	(20.0)	(20.0)	(20.0)	(0.0)	(30.0)
	100万未満	23	16	7	6	7	2	8
		(100.0)	(69.6)	(30.4)	(26.1)	(30.4)	(8.7)	(34.8)
	100～200万円未満	71	37	20	29	22	6	16
		(100.0)	(52.1)	(28.2)	(40.8)	(31.0)	(8.5)	(22.5)
	200～300万円未満	217	160	68	68	76	22	37
		(100.0)	(73.7)	(31.3)	(31.3)	(35.0)	(10.1)	(17.1)
	300～400万円未満	373	270	92	105	116	59	90
		(100.0)	(72.4)	(24.7)	(28.2)	(31.1)	(15.8)	(24.1)
	400～500万円未満	406	304	100	113	125	80	99
		(100.0)	(74.9)	(24.6)	(27.8)	(30.8)	(19.7)	(24.4)
	500～600万円未満	357	268	108	100	96	57	131
		(100.0)	(75.1)	(30.3)	(28.0)	(26.9)	(16.0)	(36.7)
	600～800万円未満	358	261	100	92	109	55	152
		(100.0)	(72.9)	(27.9)	(25.7)	(30.4)	(15.4)	(42.5)
	800～1000万円未満	7	6	0	3	2	0	3
		(100.0)	(85.7)	(0.0)	(42.9)	(28.6)	(0.0)	(42.9)
	1000万以上	7	7	1	2	2	0	1
		(100.0)	(100.0)	(14.3)	(28.6)	(28.6)	(0.0)	(14.3)

公的年金制度への不安の減少	医療費用負担の軽減	介護費用負担の軽減	住宅費用負担の軽減	魅力的な商品・サービスの出現	お金を使う時間の増加	その他	どのような場合も消費は増やさない	わからない
513	405	215	447	252	195	16	32	56
(28.0)	(22.1)	(11.8)	(24.4)	(13.8)	(10.7)	(0.9)	(1.7)	(3.1)
409	322	161	391	218	177	15	25	39
(26.8)	(21.1)	(10.6)	(25.6)	(14.3)	(11.6)	(1.0)	(1.6)	(2.6)
44	35	16	44	83	71	3	5	12
(15.1)	(12.0)	(5.5)	(15.1)	(28.5)	(24.4)	(1.0)	(1.7)	(4.1)
121	113		196	74	65	5	8	14
(21.1)	(19.7)	(6.6)	(34.1)	(12.9)	(11.3)	(0.9)	(1.4)	(2.4)
134	94	54	119	51	33	6	8	9
(29.9)	(21.0)	(12.1)	(26.6)	(11.4)	(7.4)	(1.3)	(1.8)	(2.0)
110	80	53	32	10	8	1	4	4
(51.9)	(37.7)	(25.0)	(15.1)	(4.7)	(3.8)	(0.5)	(1.9)	(1.9)
104	83	54	56	34	18	1	7	17
(34.2)	(27.3)	(17.8)	(18.4)	(11.2)	(5.9)	(0.3)	(2.3)	(5.6)
13	16	5	10	18	9	0	1	6
(19.1)	(23.5)	(7.4)	(14.7)	(26.5)	(13.2)	(0.0)	(1.5)	(8.8)
26	21	11	23	8	5	0	1	7
(31.7)	(25.6)	(13.4)	(28.0)	(9.8)	(6.1)	(0.0)	(1.2)	(8.5)
40	27	22	18	7	4	1	3	3
(38.5)	(26.0)	(21.2)	(17.3)	(6.7)	(3.8)	(1.0)	(2.9)	(2.9)
25	19	16	5	1	0	0	2	1
(50.0)	(38.0)	(32.0)	(10.0)	(2.0)	(0.0)	(0.0)	(4.0)	(2.0)
229	180	86	179	120	95	9	12	30
(28.2)	(22.2)	(10.6)	(22.0)	(14.8)	(11.7)	(1.1)	(1.5)	(3.7)
239	189	101	242	112	92	6	17	19
(27.8)	(22.0)	(11.7)	(28.1)	(13.0)	(10.7)	(0.7)	(2.0)	(2.2)
45	36	28	26	20	8	1	3	7
(28.7)	(22.9)	(17.8)	(16.6)	(12.7)	(5.1)	(0.6)	(1.9)	(4.5)
53	43	25	55	87	57	4	3	18
(16.4)	(13.3)	(7.7)	(17.0)	(26.9)	(17.6)	(1.2)	(0.9)	(5.6)
134	110	44	147	81	84	5	5	19
(23.3)	(19.1)	(7.6)	(25.5)	(14.1)	(14.6)	(0.9)	(0.9)	(3.3)
160	141	71	168	60	42	3	18	13
(28.4)	(25.0)	(12.6)	(29.8)	(10.6)	(7.4)	(0.5)	(3.2)	(2.3)
166	111	75	77	24	12	4	6	6
(45.4)	(30.3)	(20.5)	(21.0)	(6.6)	(3.3)	(1.1)	(1.6)	(1.6)
252	235	108	295	86	66	8	21	21
(25.1)	(23.4)	(10.8)	(29.4)	(8.6)	(6.6)	(0.8)	(2.1)	(2.1)
261	170	107	152	166	129	8	11	35
(31.6)	(20.6)	(13.0)	(18.4)	(20.1)	(15.6)	(1.0)	(1.3)	(4.2)
477	376	193	431	241	189	16	29	52
(27.7)	(21.9)	(11.2)	(25.1)	(14.0)	(11.0)	(0.9)	(1.7)	(3.0)
18	15	8	8	9	2	0	2	2
(31.6)	(26.3)	(14.0)	(14.0)	(15.8)	(3.5)	(0.0)	(3.5)	(3.5)
2	4	1	2	2	2	0	0	0
(28.6)	(57.1)	(14.3)	(28.6)	(28.6)	(28.6)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
16	10	13	6	0	2	0	1	2
(35.6)	(22.2)	(28.9)	(13.3)	(0.0)	(4.4)	(0.0)	(2.2)	(4.4)
1	2	0	2	3	3	0	0	1
(10.0)	(20.0)	(0.0)	(20.0)	(30.0)	(30.0)	(0.0)	(0.0)	(10.0)
4	6	3	5	2	6	0	0	1
(17.4)	(26.1)	(13.0)	(21.7)	(8.7)	(26.1)	(0.0)	(0.0)	(4.3)
17	11	17	11	12	4	0	1	5
(23.9)	(15.5)	(23.9)	(15.5)	(16.9)	(5.6)	(0.0)	(1.4)	(7.0)
55	47	19	35	34	29	0	2	13
(25.3)	(21.7)	(8.8)	(16.1)	(15.7)	(13.4)	(0.0)	(0.9)	(6.0)
87	75	41	77	62	47	4	9	14
(23.3)	(20.1)	(11.0)	(20.6)	(16.6)	(12.6)	(1.1)	(2.4)	(3.8)
112	89	44	101	59	41	5	9	13
(27.6)	(21.9)	(10.8)	(24.9)	(14.5)	(10.1)	(1.2)	(2.2)	(3.2)
100	81	45	113	41	29	5	8	5
(28.0)	(22.7)	(12.6)	(31.7)	(11.5)	(8.1)	(1.4)	(2.2)	(1.4)
129	88	44	100	38	36	2	3	4
(36.0)	(24.6)	(12.3)	(27.9)	(10.6)	(10.1)	(0.6)	(0.8)	(1.1)
5	3	2	3	1	0	0	0	0
(71.4)	(42.9)	(28.6)	(42.8)	(14.3)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
3	3	0	0	0	0	0	0	0
(42.9)	(42.9)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)

問4　5年後のあなたの賃金は、現在と比べて高なっていると思いますか、低くなっていると思いますか。
（職場や仕事が現在と異なる場合も含む）

		実人数	かなり高くなっていると思う	やや高くなっていると思う	変わらないと思う	やや低くなっていると思う	かなり低くなると思う	わからない
合計		1,829	14	628	504	237	277	169
		(100.0)	(0.8)	(34.3)	(27.6)	(13.0)	(15.1)	(9.2)
男性	男性計	1,525	10	569	398	194	224	130
		(100.0)	(0.7)	(37.3)	(26.1)	(12.7)	(14.7)	(8.5)
	29歳以下	291	5	183	56	8	8	31
		(100.0)	(1.7)	(62.9)	(19.2)	(2.7)	(2.7)	(10.7)
	30～39歳	574	4	260	158	54	41	57
		(100.0)	(0.7)	(45.3)	(27.5)	(9.4)	(7.1)	(9.9)
	40～49歳	448	1	120	143	99	57	28
		(100.0)	(0.2)	(26.8)	(31.9)	(22.1)	(12.7)	(6.3)
	50歳以上	212	0	6	41	33	118	14
		(100.0)	(0.0)	(2.8)	(19.3)	(15.6)	(55.7)	(6.6)
女性	女性計	304	4	59	106	43	53	39
		(100.0)	(1.3)	(19.4)	(34.9)	(14.1)	(17.4)	(12.8)
	29歳以下	68	1	22	22	5	7	11
		(100.0)	(1.5)	(32.4)	(32.4)	(7.4)	(10.3)	(16.2)
	30～39歳	82	1	21	38	5	7	10
		(100.0)	(1.2)	(25.6)	(46.3)	(6.1)	(8.5)	(12.2)
	40～49歳	104	1	15	37	21	13	17
		(100.0)	(1.0)	(14.4)	(35.6)	(20.2)	(12.5)	(16.3)
	50歳以上	50	1	1	9	12	26	1
		(100.0)	(2.0)	(2.0)	(18.0)	(24.0)	(52.0)	(2.0)
居住地	東予	812	10	286	207	115	109	85
		(100.0)	(1.2)	(35.2)	(25.5)	(14.2)	(13.4)	(10.5)
	中予	860	3	309	252	90	133	73
		(100.0)	(0.3)	(35.9)	(29.3)	(10.5)	(15.5)	(8.5)
	南予	157	1	33	45	32	35	11
		(100.0)	(0.6)	(21.0)	(28.7)	(20.4)	(22.3)	(7.0)
勤続年数	5年未満	323	5	166	73	18	21	40
		(100.0)	(1.5)	(51.4)	(22.6)	(5.6)	(6.5)	(12.4)
	5～15年未満	576	5	254	159	48	50	60
		(100.0)	(0.9)	(44.1)	(27.6)	(8.3)	(8.7)	(10.4)
	15～25年未満	564	1	167	181	90	79	46
		(100.0)	(0.2)	(29.6)	(32.1)	(16.0)	(14.0)	(8.2)
	25年以上	366	3	41	91	81	127	23
		(100.0)	(0.8)	(11.2)	(24.9)	(22.1)	(34.7)	(6.3)
子どもの有無	いる	1,003	8	302	296	151	164	82
		(100.0)	(0.8)	(30.1)	(29.5)	(15.1)	(16.4)	(8.2)
	いない	826	6	326	208	86	113	87
		(100.0)	(0.7)	(39.5)	(25.2)	(10.4)	(13.7)	(10.5)
雇用形態	正社員	1,720	14	612	470	222	250	152
		(100.0)	(0.8)	(35.6)	(27.3)	(12.9)	(14.5)	(8.8)
	契約社員	57	0	11	16	7	13	10
		(100.0)	(0.0)	(19.3)	(28.1)	(12.3)	(22.8)	(17.5)
	派遣労働者	7	0	2	1	0	1	3
		(100.0)	(0.0)	(28.6)	(14.3)	(0.0)	(14.3)	(42.9)
	その他	45	0	3	17	8	13	4
		(100.0)	(0.0)	(6.7)	(37.8)	(17.8)	(28.9)	(8.9)
年収（昨年）	収入無し	10	0	7	1	1	0	1
		(100.0)	(0.0)	(70.0)	(10.0)	(10.0)	(0.0)	(10.0)
	100万未満	23	0	6	8	2	4	3
		(100.0)	(0.0)	(26.1)	(34.8)	(8.7)	(17.4)	(13.0)
	100～200万円未満	71	1	13	22	10	12	13
		(100.0)	(1.4)	(18.3)	(31.0)	(14.1)	(16.9)	(18.3)
	200～300万円未満	217	0	70	70	25	24	28
		(100.0)	(0.0)	(32.3)	(32.3)	(11.5)	(11.1)	(12.9)
	300～400万円未満	373	3	148	102	33	49	38
		(100.0)	(0.8)	(39.7)	(27.3)	(8.8)	(13.1)	(10.2)
	400～500万円未満	406	3	165	107	45	51	35
		(100.0)	(0.7)	(40.6)	(26.4)	(11.1)	(12.6)	(8.6)
	500～600万円未満	357	3	116	101	53	52	32
		(100.0)	(0.8)	(32.5)	(28.3)	(14.8)	(14.6)	(9.0)
	600～800万円未満	358	4	100	90	67	79	18
		(100.0)	(1.1)	(27.9)	(25.1)	(18.7)	(22.1)	(5.0)
	800～1000万円未満	7	0	2	2	0	3	0
		(100.0)	(0.0)	(28.6)	(28.6)	(0.0)	(42.9)	(0.0)
	1000万以上	7	0	1	1	1	3	1
		(100.0)	(0.0)	(14.3)	(14.3)	(14.3)	(42.9)	(14.3)

問4－1　問4で(5年後の賃金は)「変わらない」「低くなる」とお答えの方にうかがいます。その理由は次のうちどれですか。

		実人数	景気や会社の業績回復が望めない	自分の能力・業績が上昇しない	出向・転籍、転職、失業等で今の仕事や地位を保てない	会社が年功的な処遇をやめようとしている	一定の年齢になると給与が上がらなかったり、または下がる	その他	NA
合計		1,018	572	77	72	51	180	48	18
		(100.0)	(56.2)	(7.6)	(7.1)	(5.0)	(17.7)	(4.7)	(1.8)
男性	男性計	816	471	50	52	47	145	36	15
		(100.0)	(57.7)	(6.1)	(6.4)	(5.8)	(17.8)	(4.4)	(1.8)
	29歳以下	72	49	9	5	4	3	2	0
		(100.0)	(68.1)	(12.5)	(6.9)	(5.6)	(4.2)	(2.8)	(0.0)
	30～39歳	253	187	20	14	11	10	7	4
		(100.0)	(73.9)	(7.9)	(5.5)	(4.3)	(4.0)	(2.8)	(1.6)
	40～49歳	299	187	17	7	17	59	7	5
		(100.0)	(62.5)	(5.7)	(2.3)	(5.7)	(19.7)	(2.3)	(1.7)
	50歳以上	192	48	4	26	15	73	20	6
		(100.0)	(25.0)	(2.1)	(13.5)	(7.8)	(38.0)	(10.4)	(3.1)
女性	女性計	202	101	27	20	4	35	12	3
		(100.0)	(50.0)	(13.4)	(9.9)	(2.0)	(17.3)	(5.9)	(1.5)
	29歳以下	34	20	3	4	0	1	4	2
		(100.0)	(58.8)	(8.8)	(11.8)	(0.0)	(2.9)	(11.8)	(5.9)
	30～39歳	50	29	10	4	2	3	2	0
		(100.0)	(58.0)	(20.0)	(8.0)	(4.0)	(6.0)	(4.0)	(0.0)
	40～49歳	71	37	10	5	2	15	2	0
		(100.0)	(52.1)	(14.1)	(7.0)	(2.8)	(21.1)	(2.8)	(0.0)
	50歳以上	47	15	4	7	0	16	4	1
		(100.0)	(31.9)	(8.5)	(14.9)	(0.0)	(34.0)	(8.5)	(2.1)
居住地	東予	431	242	39	43	17	63	17	10
		(100.0)	(56.1)	(9.0)	(10.0)	(3.9)	(14.6)	(3.9)	(2.3)
	中予	475	268	34	25	22	95	26	5
		(100.0)	(56.4)	(7.2)	(5.3)	(4.6)	(20.0)	(5.5)	(1.1)
	南予	112	62	4	4	12	22	5	3
		(100.0)	(55.4)	(3.6)	(3.6)	(10.7)	(19.6)	(4.5)	(2.7)
勤続年数	5年未満	112	73	13	8	4	8	6	0
		(100.0)	(65.2)	(11.6)	(7.1)	(3.6)	(7.1)	(5.4)	(0.0)
	5～15年未満	257	175	20	15	10	24	9	4
		(100.0)	(68.1)	(7.8)	(5.8)	(3.9)	(9.3)	(3.5)	(1.6)
	15～25年未満	350	221	28	17	21	44	11	8
		(100.0)	(63.1)	(8.0)	(4.9)	(6.0)	(12.6)	(3.1)	(2.3)
	25年以上	299	103	16	32	16	104	22	6
		(100.0)	(34.4)	(5.4)	(10.7)	(5.4)	(34.8)	(7.4)	(2.0)
子ども有無	いる	1,003	352	43	32	33	114	28	9
		(100.0)	(35.1)	(4.3)	(3.2)	(3.3)	(11.4)	(2.8)	(0.9)
	いない	826	220	34	40	18	66	20	9
		(100.0)	(26.6)	(4.1)	(4.8)	(2.2)	(8.0)	(2.4)	(1.1)
雇用形態	正社員	1,720	532	68	62	50	172	40	18
		(100.0)	(30.9)	(4.0)	(3.6)	(2.9)	(10.0)	(2.3)	(1.0)
	契約社員	57	20	4	5	1	2	4	0
		(100.0)	(35.1)	(7.0)	(8.8)	(1.8)	(3.5)	(7.0)	(0.0)
	派遣労働者	7	1	0	0	0	1	0	0
		(100.0)	(14.3)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(14.3)	(0.0)	(0.0)
	その他	45	19	5	5	0	5	4	0
		(100.0)	(42.2)	(11.1)	(11.1)	(0.0)	(11.1)	(8.9)	(0.0)
年収(昨年)	収入無し	2	2	0	0	0	0	0	0
		(100.0)	(100.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
	100万未満	14	5	4	2	0	2	1	0
		(100.0)	(35.7)	(28.6)	(14.3)	(0.0)	(14.3)	(7.1)	(0.0)
	100～200万円未満	44	28	6	3	0	3	3	1
		(100.0)	(63.6)	(13.6)	(6.8)	(0.0)	(6.8)	(6.8)	(2.3)
	200～300万円未満	119	76	9	5	4	16	6	3
		(100.0)	(63.9)	(7.6)	(4.2)	(3.4)	(13.4)	(5.0)	(2.5)
	300～400万円未満	184	114	14	12	7	28	8	1
		(100.0)	(62.0)	(7.6)	(6.5)	(3.8)	(15.2)	(4.3)	(0.5)
	400～500万円未満	203	124	13	17	13	22	9	5
		(100.0)	(61.1)	(6.4)	(8.4)	(6.4)	(10.8)	(4.4)	(2.5)
	500～600万円未満	206	113	13	13	13	44	8	2
		(100.0)	(54.9)	(6.3)	(6.3)	(6.3)	(21.4)	(3.9)	(1.0)
	600～800万円未満	236	106	18	20	14	61	11	6
		(100.0)	(44.9)	(7.6)	(8.5)	(5.9)	(25.8)	(4.7)	(2.5)
	800～1000万円未満	5	1	0	0	0	3	1	0
		(100.0)	(20.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(60.0)	(20.0)	(0.0)
	1000万以上	5	3	0	0	0	1	1	0
		(100.0)	(60.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(20.0)	(20.0)	(0.0)

問5　あなたが現在働いている職場では、最近数年間(リーマンショック以降)に不況対策として、
解雇・希望退職などの人員削減、事業部門の縮小、採用抑制、残業抑制、出向・配置転換、賃金カットなどが行われましたか。

		実人数	行われた	行われなかった	わからない	NA
合計		1,829	858	539	424	8
		(100.0)	(46.9)	(29.5)	(23.2)	(0.4)
男性	男性計	1,525	728	464	325	8
		(100.0)	(47.7)	(30.4)	(21.3)	(0.5)
	29歳以下	291	143	58	88	2
		(100.0)	(49.1)	(19.9)	(30.2)	(0.7)
	30～39歳	574	281	174	116	3
		(100.0)	(49.0)	(30.3)	(20.2)	(0.5)
	40～49歳	448	212	155	79	2
		(100.0)	(47.3)	(34.6)	(17.6)	(0.4)
	50歳以上	212	92	77	42	1
		(100.0)	(43.4)	(36.3)	(19.8)	(0.5)
女性	女性計	304	130	75	99	0
		(100.0)	(42.8)	(24.7)	(32.6)	(0.0)
	29歳以下	68	28	9	31	0
		(100.0)	(41.2)	(13.2)	(45.6)	(0.0)
	30～39歳	82	35	21	26	0
		(100.0)	(42.7)	(25.6)	(31.7)	(0.0)
	40～49歳	104	44	33	27	0
		(100.0)	(42.3)	(31.7)	(26.0)	(0.0)
	50歳以上	50	23	12	15	0
		(100.0)	(46.0)	(24.0)	(30.0)	(0.0)
居住地	東予	812	418	226	165	3
		(100.0)	(51.5)	(27.8)	(20.3)	(0.4)
	中予	860	399	258	199	4
		(100.0)	(46.4)	(30.0)	(23.1)	(0.5)
	南予	157	41	55	60	1
		(100.0)	(26.1)	(35.0)	(38.2)	(0.6)
勤続年数	5年未満	323	131	66	126	0
		(100.0)	(40.6)	(20.4)	(39.0)	(0.0)
	5～15年未満	576	268	171	133	4
		(100.0)	(46.5)	(29.7)	(23.1)	(0.7)
	15～25年未満	564	282	172	107	3
		(100.0)	(50.0)	(30.5)	(19.0)	(0.5)
	25年以上	366	177	130	58	1
		(100.0)	(48.4)	(35.5)	(15.8)	(0.3)
子どもの有無	いる	1,003	484	315	199	5
		(100.0)	(48.3)	(31.4)	(19.8)	(0.5)
	いない	826	374	224	225	3
		(100.0)	(45.3)	(27.1)	(27.2)	(0.4)
雇用形態	正社員	1,720	817	520	375	8
		(100.0)	(47.5)	(30.2)	(21.8)	(0.5)
	契約社員	57	18	14	25	0
		(100.0)	(31.6)	(24.6)	(43.9)	(0.0)
	派遣労働者	7	1	2	4	0
		(100.0)	(14.3)	(28.6)	(57.1)	(0.0)
	その他	45	22	3	20	0
		(100.0)	(48.9)	(6.7)	(44.4)	(0.0)
年収(昨年)	収入無し	10	1	0	9	0
		(100.0)	(10.0)	(0.0)	(90.0)	(0.0)
	100万未満	23	6	3	14	0
		(100.0)	(26.1)	(13.0)	(60.9)	(0.0)
	100～200万円未満	71	27	13	30	1
		(100.0)	(38.0)	(18.3)	(42.3)	(1.4)
	200～300万円未満	217	99	43	74	1
		(100.0)	(45.6)	(19.8)	(34.1)	(0.5)
	300～400万円未満	373	148	119	105	1
		(100.0)	(39.7)	(31.9)	(28.2)	(0.3)
	400～500万円未満	406	192	121	90	3
		(100.0)	(47.3)	(29.8)	(22.2)	(0.7)
	500～600万円未満	357	184	113	60	0
		(100.0)	(51.5)	(31.7)	(16.8)	(0.0)
	600～800万円未満	358	193	124	39	2
		(100.0)	(53.9)	(34.6)	(10.9)	(0.6)
	800～1000万円未満	7	2	3	2	0
		(100.0)	(28.6)	(42.9)	(28.6)	(0.0)
	1000万以上	7	6	0	1	0
		(100.0)	(85.7)	(0.0)	(14.3)	(0.0)

問5－1　問5で(不況対策が)「行われた」とお答えの方にお聞きします。それはいつごろ行われましたか。
行われた時すべてを選んでください。

		実人数	2008年秋から冬にかけて	2009年春から夏にかけて	2009年秋から冬にかけて	2010年春から夏にかけて	つい最近	わからない
合計		858	175	309	276	230	108	143
		(100.0)	(20.4)	(36.0)	(32.2)	(26.8)	(12.6)	(16.7)
男性	男性計	728	160	267	231	193	100	115
		(100.0)	(22.0)	(36.7)	(31.7)	(26.5)	(13.7)	(15.8)
	29歳以下	143	21	61	57	49	14	29
		(100.0)	(14.7)	(42.7)	(39.9)	(34.3)	(9.8)	(20.3)
	30～39歳	281	57	97	77	66	39	50
		(100.0)	(20.3)	(34.5)	(27.4)	(23.5)	(13.9)	(17.8)
	40～49歳	212	53	78	74	57	30	25
		(100.0)	(25.0)	(36.8)	(34.9)	(26.9)	(14.2)	(11.8)
	50歳以上	92	29	31	23	21	17	11
		(100.0)	(31.5)	(33.7)	(25.0)	(22.8)	(18.5)	(12.0)
女性	女性計	130	15	42	45	37	8	28
		(100.0)	(11.5)	(32.3)	(34.6)	(28.5)	(6.2)	(21.5)
	29歳以下	28	4	9	9	7	2	9
		(100.0)	(14.3)	(32.1)	(32.1)	(25.0)	(7.1)	(32.1)
	30～39歳	35	3	8	12	10	1	12
		(100.0)	(8.6)	(22.9)	(34.3)	(28.6)	(2.9)	(34.3)
	40～49歳	44	4	16	20	13	3	3
		(100.0)	(9.1)	(36.4)	(45.5)	(29.5)	(6.8)	(6.8)
	50歳以上	23	4	9	4	7	2	4
		(100.0)	(17.4)	(39.1)	(17.4)	(30.4)	(8.7)	(17.4)
居住地	東予	418	76	155	128	108	51	61
		(100.0)	(18.2)	(37.1)	(30.6)	(25.8)	(12.2)	(14.6)
	中予	399	86	149	143	112	54	69
		(100.0)	(21.6)	(37.3)	(35.8)	(28.1)	(13.5)	(17.3)
	南予	41	13	5	5	10	3	13
		(100.0)	(31.7)	(12.2)	(12.2)	(24.4)	(7.3)	(31.7)
勤続年数	5年未満	131	15	54	55	44	14	28
		(100.0)	(11.5)	(41.2)	(42.0)	(33.6)	(10.7)	(21.4)
	5～15年未満	268	56	90	82	71	27	50
		(100.0)	(20.9)	(33.6)	(30.6)	(26.5)	(10.1)	(18.7)
	15～25年未満	282	58	93	86	72	40	44
		(100.0)	(20.6)	(33.0)	(30.5)	(25.5)	(14.2)	(15.6)
	25年以上	177	46	72	53	43	27	21
		(100.0)	(26.0)	(40.7)	(29.9)	(24.3)	(15.3)	(11.9)
子ども有無の	いる	1,003	106	168	161	127	61	72
		(100.0)	(10.6)	(16.7)	(16.1)	(12.7)	(6.1)	(7.2)
	いない	826	69	141	115	103	47	71
		(100.0)	(8.4)	(17.1)	(13.9)	(12.5)	(5.7)	(8.6)
雇用形態	正社員	1,720	167	301	262	224	103	136
		(100.0)	(9.7)	(17.5)	(15.2)	(13.0)	(6.0)	(7.9)
	契約社員	57	6	2	5	5	3	3
		(100.0)	(10.5)	(3.5)	(8.8)	(8.8)	(5.3)	(5.3)
	派遣労働者	7	1	0	0	0	0	0
		(100.0)	(14.3)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
	その他	45	1	6	9	1	2	4
		(100.0)	(2.2)	(13.3)	(20.0)	(2.2)	(4.4)	(8.9)
年収(昨年)	収入無し	1	0	0	0	0	0	1
		(100.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)
	100万未満	6	0	3	1	0	1	1
		(100.0)	(0.0)	(50.0)	(16.7)	(0.0)	(16.7)	(16.7)
	100～200万円未満	27	4	3	10	7	1	6
		(100.0)	(14.8)	(11.1)	(37.0)	(25.9)	(3.7)	(22.2)
	200～300万円未満	99	20	26	28	33	9	20
		(100.0)	(20.2)	(26.3)	(28.3)	(33.3)	(9.1)	(20.2)
	300～400万円未満	148	21	53	43	43	22	38
		(100.0)	(14.2)	(35.8)	(29.1)	(29.1)	(14.9)	(25.7)
	400～500万円未満	192	40	69	58	48	17	34
		(100.0)	(20.8)	(35.9)	(30.2)	(25.0)	(8.9)	(17.7)
	500～600万円未満	184	44	76	70	45	22	21
		(100.0)	(23.9)	(41.3)	(38.0)	(24.5)	(12.0)	(11.4)
	600～800万円未満	193	43	74	62	51	32	22
		(100.0)	(22.3)	(38.3)	(32.1)	(26.4)	(16.6)	(11.4)
	800～1000万円未満	2	1	1	2	1	1	0
		(100.0)	(50.0)	(50.0)	(100.0)	(50.0)	(50.0)	(0.0)
	1000万以上	6	2	4	2	2	3	0
		(100.0)	(33.3)	(66.7)	(33.3)	(33.3)	(50.0)	(0.0)

問5－2　問5で（不況対策が）「行われた」とお答えの方にお聞きします。
それはどのような内容でしたか。該当するものをすべて選んでください。

		実人数	正社員の解雇や希望退職の募集による人員削減	契約社員、臨時・季節社員、パートタイマーの人員削減	派遣・請負労働者の人員削減	採用抑制	出向・転籍	不採算部門の縮小・廃止	配置転換
合計		858	221	233	230	253	208	143	161
		(100.0)	(25.8)	(27.2)	(26.8)	(29.5)	(24.2)	(16.7)	(18.8)
男性	男性計	728	180	186	203	220	185	124	138
		(100.0)	(24.7)	(25.5)	(27.9)	(30.2)	(25.4)	(17.0)	(19.0)
	29歳以下	143	32	33	45	47	55	17	29
		(100.0)	(22.4)	(23.1)	(31.5)	(32.9)	(38.5)	(11.9)	(20.3)
	30～39歳	281	71	85	78	85	66	40	46
		(100.0)	(25.3)	(30.2)	(27.8)	(30.2)	(23.5)	(14.2)	(16.4)
	40～49歳	212	52	50	60	60	51	39	45
		(100.0)	(24.5)	(23.6)	(28.3)	(28.3)	(24.1)	(18.4)	(21.2)
	50歳以上	92	25	18	20	28	13	28	18
		(100.0)	(27.2)	(19.6)	(21.7)	(30.4)	(14.1)	(30.4)	(19.6)
女性	女性計	130	41	47	27	33	23	19	23
		(100.0)	(31.5)	(36.2)	(20.8)	(25.4)	(17.7)	(14.6)	(17.7)
	29歳以下	28	10	11	6	12	5	6	2
		(100.0)	(35.7)	(39.3)	(21.4)	(42.9)	(17.9)	(21.4)	(7.1)
	30～39歳	35	8	13	9	8	9	4	8
		(100.0)	(22.9)	(37.1)	(25.7)	(22.9)	(25.7)	(11.4)	(22.9)
	40～49歳	44	17	17	11	10	6	9	9
		(100.0)	(38.6)	(38.6)	(25.0)	(22.7)	(13.6)	(20.5)	(20.5)
	50歳以上	23	6	6	1	3	3	0	4
		(100.0)	(26.1)	(26.1)	(4.3)	(13.0)	(13.0)	(0.0)	(17.4)
居住地	東予	418	117	136	132	115	124	66	87
		(100.0)	(28.0)	(32.5)	(31.6)	(27.5)	(29.7)	(15.8)	(20.8)
	中予	399	95	92	97	126	82	72	68
		(100.0)	(23.8)	(23.1)	(24.3)	(31.6)	(20.6)	(18.0)	(17.0)
	南予	41	9	5	1	12	2	5	6
		(100.0)	(22.0)	(12.2)	(2.4)	(29.3)	(4.9)	(12.2)	(14.6)
勤続年数	5年未満	131	25	39	45	46	43	18	27
		(100.0)	(19.1)	(29.8)	(34.4)	(35.1)	(32.8)	(13.7)	(20.6)
	5～15年未満	268	69	62	51	78	68	34	46
		(100.0)	(25.7)	(23.1)	(19.0)	(29.1)	(25.4)	(12.7)	(17.2)
	15～25年未満	282	66	83	83	86	64	54	60
		(100.0)	(23.4)	(29.4)	(29.4)	(30.5)	(22.7)	(19.1)	(21.3)
	25年以上	177	61	49	51	43	33	37	28
		(100.0)	(34.5)	(27.7)	(28.8)	(24.3)	(18.6)	(20.9)	(15.8)
子どもの有無	いる	1,003	121	134	123	138	106	86	85
		(100.0)	(12.1)	(13.4)	(12.3)	(13.8)	(10.6)	(8.6)	(8.5)
	いない	826	100	99	107	115	102	57	76
		(100.0)	(12.1)	(12.0)	(13.0)	(13.9)	(12.3)	(6.9)	(9.2)
雇用形態	正社員	1,720	209	220	228	244	204	139	156
		(100.0)	(12.2)	(12.8)	(13.3)	(14.2)	(11.9)	(8.1)	(9.1)
	契約社員	57	5	2	2	2	4	4	3
		(100.0)	(8.8)	(3.5)	(3.5)	(3.5)	(7.0)	(7.0)	(5.3)
	派遣労働者	7	1	0	0	0	0	0	0
		(100.0)	(14.3)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
	その他	45	6	11	0	7	0	0	2
		(100.0)	(13.3)	(24.4)	(0.0)	(15.6)	(0.0)	(0.0)	(4.4)
年収（昨年）	収入無し	1	0	0	0	1	0	0	0
		(100.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
	100万未満	6	1	2	0	3	0	0	0
		(100.0)	(16.7)	(33.3)	(0.0)	(50.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
	100～200万円未満	27	8	10	2	6	3	1	6
		(100.0)	(29.6)	(37.0)	(7.4)	(22.2)	(11.1)	(3.7)	(22.2)
	200～300万円未満	99	31	26	20	31	21	13	12
		(100.0)	(31.3)	(26.3)	(20.2)	(31.3)	(21.2)	(13.1)	(12.1)
	300～400万円未満	148	38	43	44	45	48	21	38
		(100.0)	(25.7)	(29.1)	(29.7)	(30.4)	(32.4)	(14.2)	(25.7)
	400～500万円未満	192	49	48	52	61	54	29	38
		(100.0)	(25.5)	(25.0)	(27.1)	(31.8)	(28.1)	(15.1)	(19.8)
	500～600万円未満	184	46	57	55	51	47	37	33
		(100.0)	(25.0)	(31.0)	(29.9)	(27.7)	(25.5)	(20.1)	(17.9)
	600～800万円未満	193	45	44	53	50	32	38	32
		(100.0)	(23.3)	(22.8)	(27.5)	(25.9)	(16.6)	(19.7)	(16.6)
	800～1000万円未満	2	0	0	0	1	0	0	0
		(100.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(50.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
	1000万以上	6	3	3	4	4	3	4	2
		(100.0)	(50.0)	(50.0)	(66.7)	(66.7)	(50.0)	(66.7)	(33.3)

残業抑制	労働時間の短縮・労働日数の削減	一時休業	定期昇給の抑制・停止	賞与のカット	基本給のカット	一定年齢以上の賃金カット	雇用身分の変更	その他	よくわからない
399	106	73	86	251	134	41	20	12	21
(46.5)	(12.4)	(8.5)	(10.0)	(29.3)	(15.6)	(4.8)	(2.3)	(1.4)	(2.4)
337	89	54	81	215	116	35	14	11	18
(46.3)	(12.2)	(7.4)	(11.1)	(29.5)	(15.9)	(4.8)	(1.9)	(1.5)	(2.5)
76	17	10	10	30	14	3	1	2	5
(53.1)	(11.9)	(7.0)	(7.0)	(21.0)	(9.8)	(2.1)	(0.7)	(1.4)	(3.5)
131		17	26	91	41	11	2	5	5
(46.6)	(13.2)	(6.0)	(9.3)	(32.4)	(14.6)	(3.9)	(0.7)	(1.8)	(1.8)
105	24	20	32	65	46	10	6	3	7
(49.5)	(11.3)	(9.4)	(15.1)	(30.7)	(21.7)	(4.7)	(2.8)	(1.4)	(3.3)
25	11	7	13	29	15	11	5	1	1
(27.2)	(12.0)	(7.6)	(14.1)	(31.5)	(16.3)	(12.0)	(5.4)	(1.1)	(1.1)
62	17	19	5	36	18	6	6	1	3
(47.7)	(13.1)	(14.6)	(3.8)	(27.7)	(13.8)	(4.6)	(4.6)	(0.8)	(2.3)
15	5	3	1	9	3	2	1	0	1
(53.6)	(17.9)	(10.7)	(3.6)	(32.1)	(10.7)	(7.1)	(3.6)	(0.0)	(3.6)
16	1	6	1	11	6	3	3	0	0
(45.7)	(2.9)	(17.1)	(2.9)	(31.4)	(17.1)	(8.6)	(8.6)	(0.0)	(0.0)
21	5	4	2	12	7	1	1	1	0
(47.7)	(11.4)	(9.1)	(4.5)	(27.3)	(15.9)	(2.3)	(2.3)	(2.3)	(0.0)
10	6	6	1	4	2	0	1	0	2
(43.5)	(26.1)	(26.1)	(4.3)	(17.4)	(8.7)	(0.0)	(4.3)	(0.0)	(8.7)
198	42	52	40	111	80	9	6	4	12
(47.4)	(10.0)	(12.4)	(9.6)	(26.6)	(19.1)	(2.2)	(1.4)	(1.0)	(2.9)
192	59	20	38	122	47	28	11	6	8
(48.1)	(14.8)	(5.0)	(9.5)	(30.6)	(11.8)	(7.0)	(2.8)	(1.5)	(2.0)
9	5	1	8	18	7	4	3	2	1
(22.0)	(12.2)	(2.4)	(19.5)	(43.9)	(17.1)	(9.8)	(7.3)	(4.9)	(2.4)
71	22	13	7	30	16	1	1	2	4
(54.2)	(16.8)	(9.9)	(5.3)	(22.9)	(12.2)	(0.8)	(0.8)	(1.5)	(3.1)
134	36	23	27	87	31	15	5	2	8
(50.0)	(13.4)	(8.6)	(10.1)	(32.5)	(11.6)	(5.6)	(1.9)	(0.7)	(3.0)
122	30	18	35	82	49	13	5	7	5
(43.3)	(10.6)	(6.4)	(12.4)	(29.1)	(17.4)	(4.6)	(1.8)	(2.5)	(1.8)
72	18	19	17	52	38	12	9	1	4
(40.7)	(10.2)	(10.7)	(9.6)	(29.4)	(21.5)	(6.8)	(5.1)	(0.6)	(2.3)
222	63	41	61	148	84	24	7	6	11
(22.1)	(6.3)	(4.1)	(6.1)	(14.8)	(8.4)	(2.4)	(0.7)	(0.6)	(1.1)
177	43	32	25	103	50	17	13	6	10
(21.4)	(5.2)	(3.9)	(3.0)	(12.5)	(6.1)	(2.1)	(1.6)	(0.7)	(1.2)
380	95	68	84	239	131	40	17	12	21
(22.1)	(5.5)	(4.0)	(4.9)	(13.9)	(7.6)	(2.3)	(1.0)	(0.7)	(1.2)
9	3	2	1	8	1	0	0	0	0
(15.8)	(5.3)	(3.5)	(1.8)	(14.0)	(1.8)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
1	0	0	1	1	0	0	0	0	0
(14.3)	(0.0)	(0.0)	(14.3)	(14.3)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
9	8	3	0	3	2	1	3	0	0
(20.0)	(17.8)	(6.7)	(0.0)	(6.7)	(4.4)	(2.2)	(6.7)	(0.0)	(0.0)
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
1	2	0	0	2	1	0	0	0	0
(16.7)	(33.3)	(0.0)	(0.0)	(33.3)	(16.7)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
14	7	4	3	7	3	0	3	0	0
(51.9)	(25.9)	(14.8)	(11.1)	(25.9)	(11.1)	(0.0)	(11.1)	(0.0)	(0.0)
41	11	12	6	28	13	7	3	2	3
(41.4)	(11.1)	(12.1)	(6.1)	(28.3)	(13.1)	(7.1)	(3.0)	(2.0)	(3.0)
70	26	12	12	51	18	5	0	2	7
(17.3)	(17.6)	(8.1)	(8.1)	(34.5)	(12.2)	(3.4)	(0.0)	(1.4)	(4.7)
95	21	19	23	59	32	11	4	3	3
(19.5)	(10.9)	(9.9)	(12.0)	(30.7)	(16.7)	(5.7)	(2.1)	(1.6)	(1.6)
90	22	11	15	52	34	8	6	1	3
(18.9)	(12.0)	(6.0)	(8.2)	(28.3)	(18.5)	(4.3)	(3.3)	(0.5)	(1.6)
85	15	14	25	49	33	10	4	3	5
(14.0)	(7.8)	(7.3)	(13.0)	(25.1)	(17.1)	(5.2)	(2.1)	(1.6)	(2.6)
0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(50.0)	(0.0)
3	2	1	2	3	0	0	0	0	0
(50.2)	(33.3)	(16.7)	(33.3)	(50.2)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)

問6　最近数年間（リーマンショック以降）にあなたの総労働時間（残業・休日出勤を含む）はどうなりましたか。

		実人数	かなり長くなった	やや長くなった	変わらない	やや短くなった	かなり短くなった	わからない	N・A
合計		1,829	62	224	1,032	234	125	139	13
		(100.0)	(3.4)	(12.2)	(56.4)	(12.8)	(6.8)	(7.6)	(0.7)
男性	男性計	1,525	59	198	832	205	115	104	12
		(100.0)	(3.9)	(13.0)	(54.6)	(13.4)	(7.5)	(6.8)	(0.8)
	29歳以下	291	12	40	136	44	14	43	2
		(100.0)	(4.1)	(13.7)	(46.7)	(15.1)	(4.8)	(14.8)	(0.7)
	30～39歳	574	20	86	324	69	37	32	6
		(100.0)	(3.5)	(15.0)	(56.4)	(12.0)	(6.4)	(5.6)	(1.0)
	40～49歳	448	16	58	254	63	39	17	1
		(100.0)	(3.6)	(12.9)	(56.7)	(14.1)	(8.7)	(3.8)	(0.2)
	50歳以上	212	11	14	118	29	25	12	3
		(100.0)	(5.2)	(6.6)	(55.7)	(13.7)	(11.8)	(5.7)	(1.4)
女性	女性計	304	3	26	200	29	10	35	1
		(100.0)	(1.0)	(8.6)	(65.8)	(9.5)	(3.3)	(11.5)	(0.3)
	29歳以下	68	0	6	37	7	1	17	0
		(100.0)	(0.0)	(8.8)	(54.4)	(10.3)	(1.5)	(25.0)	(0.0)
	30～39歳	82	0	8	59	5	2	8	0
		(100.0)	(0.0)	(9.8)	(72.0)	(6.1)	(2.4)	(9.8)	(0.0)
	40～49歳	104	2	6	68	12	6	9	1
		(100.0)	(1.9)	(5.8)	(65.4)	(11.5)	(5.8)	(8.7)	(1.0)
	50歳以上	50	1	6	36	5	1	1	0
		(100.0)	(2.0)	(12.0)	(72.0)	(10.0)	(2.0)	(2.0)	(0.0)
居住地	東予	812	28	114	440	106	65	51	8
		(100.0)	(3.4)	(14.0)	(54.2)	(13.1)	(8.0)	(6.3)	(1.0)
	中予	860	25	93	486	122	59	71	4
		(100.0)	(2.9)	(10.8)	(56.5)	(14.2)	(6.9)	(8.3)	(0.5)
	南予	157	9	17	106	6	1	17	1
		(100.0)	(5.7)	(10.8)	(67.5)	(3.8)	(0.6)	(10.8)	(0.6)
勤続年数	5年未満	323	8	38	162	39	12	62	2
		(100.0)	(2.5)	(11.8)	(50.2)	(12.1)	(3.7)	(19.2)	(0.6)
	5～15年未満	576	22	73	338	64	35	37	7
		(100.0)	(3.8)	(12.7)	(58.7)	(11.1)	(6.1)	(6.4)	(1.2)
	15～25年未満	564	19	86	324	76	41	17	1
		(100.0)	(3.4)	(15.2)	(57.4)	(13.5)	(7.3)	(3.0)	(0.2)
	25年以上	366	13	27	208	55	37	23	3
		(100.0)	(3.6)	(7.4)	(56.8)	(15.0)	(10.1)	(6.3)	(0.8)
子ども有無	いる	1,003	36	122	574	135	82	46	8
		(100.0)	(3.6)	(12.2)	(57.2)	(13.5)	(8.2)	(4.6)	(0.8)
	いない	826	26	102	458	99	43	93	5
		(100.0)	(3.1)	(12.3)	(55.4)	(12.0)	(5.2)	(11.3)	(0.6)
雇用形態	正社員	1,720	59	214	967	220	121	126	13
		(100.0)	(3.4)	(12.4)	(56.2)	(12.8)	(7.0)	(7.3)	(0.8)
	契約社員	57	2	5	35	5	3	7	0
		(100.0)	(3.5)	(8.8)	(61.4)	(8.8)	(5.3)	(12.3)	(0.0)
	派遣労働者	7	0	0	3	0	0	4	0
		(100.0)	(0.0)	(0.0)	(42.9)	(0.0)	(0.0)	(57.1)	(0.0)
	その他	45	1	5	27	9	1	2	0
		(100.0)	(2.2)	(11.1)	(60.0)	(20.0)	(2.2)	(4.4)	(0.0)
年収（昨年）	収入無し	10	0	0	1	0	0	9	0
		(100.0)	(0.0)	(0.0)	(10.0)	(0.0)	(0.0)	(90.0)	(0.0)
	100万未満	23	0	2	16	2	0	3	0
		(100.0)	(0.0)	(8.7)	(69.6)	(8.7)	(0.0)	(13.0)	(0.0)
	100～200万円未満	71	3	6	38	10	3	10	1
		(100.0)	(4.2)	(8.5)	(53.5)	(14.1)	(4.2)	(14.1)	(1.4)
	200～300万円未満	217	7	24	119	22	10	32	3
		(100.0)	(3.2)	(11.1)	(54.8)	(10.1)	(4.6)	(14.7)	(1.4)
	300～400万円未満	373	10	45	218	36	29	32	3
		(100.0)	(2.7)	(12.1)	(58.4)	(9.7)	(7.8)	(8.6)	(0.8)
	400～500万円未満	406	16	51	234	59	22	23	1
		(100.0)	(3.9)	(12.6)	(57.6)	(14.5)	(5.4)	(5.7)	(0.2)
	500～600万円未満	357	10	47	198	45	36	19	2
		(100.0)	(2.8)	(13.2)	(55.5)	(12.6)	(10.1)	(5.3)	(0.6)
	600～800万円未満	358	16	47	200	58	24	11	2
		(100.0)	(4.5)	(13.1)	(55.9)	(16.2)	(6.7)	(3.1)	(0.6)
	800～1000万円未満	7	0	1	5	0	0	0	1
		(100.0)	(0.0)	(14.3)	(71.4)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(14.3)
	1000万以上	7	0	1	3	2	1	0	0
		(100.0)	(0.0)	(14.3)	(42.9)	(28.6)	(14.3)	(0.0)	(0.0)

問7　最近数年間(リーマンショック以降)にあなたの時間当たりの仕事の量(密度)はどうなりましたか。

		実人数	かなりきつくなった	ややきつくなった	変わらない	やや余裕ができた	かなり余裕ができた	わからない	N・A
合計		1,829	224	545	851	57	20	126	6
		(100.0)	(12.2)	(29.8)	(46.5)	(3.1)	(1.1)	(6.9)	(0.3)
男性	男性計	1,525	198	464	700	49	17	91	6
		(100.0)	(13.0)	(30.4)	(45.9)	(3.2)	(1.1)	(6.0)	(0.4)
	29歳以下	291	29	78	133	9	4	38	0
		(100.0)	(10.0)	(26.8)	(45.7)	(3.1)	(1.4)	(13.1)	(0.0)
	30～39歳	574	66	187	264	20	5	29	3
		(100.0)	(11.5)	(32.6)	(46.0)	(3.5)	(0.9)	(5.1)	(0.5)
	40～49歳	448	68	138	202	17	4	18	1
		(100.0)	(15.2)	(30.8)	(45.1)	(3.8)	(0.9)	(4.0)	(0.2)
	50歳以上	212	35	61	101	3	4	6	2
		(100.0)	(16.5)	(28.8)	(47.6)	(1.4)	(1.9)	(2.8)	(0.9)
女性	女性計	304	26	81	151	8	3	35	0
		(100.0)	(8.6)	(26.6)	(49.7)	(2.6)	(1.0)	(11.5)	(0.0)
	29歳以下	68	1	23	25	2	0	17	0
		(100.0)	(1.5)	(33.8)	(36.8)	(2.9)	(0.0)	(25.0)	(0.0)
	30～39歳	82	2	26	41	4	1	8	0
		(100.0)	(2.4)	(31.7)	(50.0)	(4.9)	(1.2)	(9.8)	(0.0)
	40～49歳	104	16	22	55	2	1	8	0
		(100.0)	(15.4)	(21.2)	(52.9)	(1.9)	(1.0)	(7.7)	(0.0)
	50歳以上	50	7	10	30	0	1	2	0
		(100.0)	(14.0)	(20.0)	(60.0)	(0.0)	(2.0)	(4.0)	(0.0)
居住地	東予	812	101	243	373	28	14	51	2
		(100.0)	(12.4)	(29.9)	(45.9)	(3.4)	(1.7)	(6.3)	(0.2)
	中予	860	104	254	407	27	6	59	3
		(100.0)	(12.1)	(29.5)	(47.3)	(3.1)	(0.7)	(6.9)	(0.3)
	南予	157	19	48	71	2	0	16	1
		(100.0)	(12.1)	(30.6)	(45.2)	(1.3)	(0.0)	(10.2)	(0.6)
勤続年数	5年未満	323	25	77	150	11	1	59	0
		(100.0)	(7.7)	(23.8)	(46.4)	(3.4)	(0.3)	(18.3)	(0.0)
	5～15年未満	576	69	187	259	19	6	31	5
		(100.0)	(12.0)	(32.5)	(45.0)	(3.3)	(1.0)	(5.4)	(0.9)
	15～25年未満	564	78	180	261	19	6	20	0
		(100.0)	(13.8)	(31.9)	(46.3)	(3.4)	(1.1)	(3.5)	(0.0)
	25年以上	366	52	101	181	8	7	16	1
		(100.0)	(14.2)	(27.6)	(49.5)	(2.2)	(1.9)	(4.4)	(0.3)
子どもの有無	いる	1,003	142	304	468	33	12	40	4
		(100.0)	(14.2)	(30.3)	(46.7)	(3.3)	(1.2)	(4.0)	(0.4)
	いない	826	82	241	383	24	8	86	2
		(100.0)	(9.9)	(29.2)	(46.4)	(2.9)	(1.0)	(10.4)	(0.2)
雇用形態	正社員	1,720	201	520	801	56	20	116	6
		(100.0)	(11.7)	(30.2)	(46.6)	(3.3)	(1.2)	(6.7)	(0.3)
	契約社員	57	8	14	29	1	0	5	0
		(100.0)	(14.0)	(24.6)	(50.9)	(1.8)	(0.0)	(8.8)	(0.0)
	派遣労働者	7	1	0	4	0	0	2	0
		(100.0)	(14.3)	(0.0)	(57.1)	(0.0)	(0.0)	(28.6)	(0.0)
	その他	45	14	11	17	0	0	3	0
		(100.0)	(31.1)	(24.4)	(37.8)	(0.0)	(0.0)	(6.7)	(0.0)
年収(昨年)	収入無し	10	0	1	1	0	0	8	0
		(100.0)	(0.0)	(10.0)	(10.0)	(0.0)	(0.0)	(80.0)	(0.0)
	100万未満	23	3	4	11	0	0	5	0
		(100.0)	(13.0)	(17.4)	(47.8)	(0.0)	(0.0)	(21.7)	(0.0)
	100～200万円未満	71	14	12	34	1	1	8	1
		(100.0)	(19.7)	(16.9)	(47.9)	(1.4)	(1.4)	(11.3)	(1.4)
	200～300万円未満	217	18	60	93	12	1	32	1
		(100.0)	(8.3)	(27.6)	(42.9)	(5.5)	(0.5)	(14.7)	(0.5)
	300～400万円未満	373	38	98	189	14	5	27	2
		(100.0)	(10.2)	(26.3)	(50.7)	(3.8)	(1.3)	(7.2)	(0.5)
	400～500万円未満	406	48	136	188	7	5	22	0
		(100.0)	(11.8)	(33.5)	(46.3)	(1.7)	(1.2)	(5.4)	(0.0)
	500～600万円未満	357	43	108	172	14	5	14	1
		(100.0)	(12.0)	(30.3)	(48.2)	(3.9)	(1.4)	(3.9)	(0.3)
	600～800万円未満	358	56	120	159	9	3	10	1
		(100.0)	(15.6)	(33.5)	(44.4)	(2.5)	(0.8)	(2.8)	(0.3)
	800～1000万円未満	7	2	2	3	0	0	0	0
		(100.0)	(28.6)	(28.6)	(42.9)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
	1000万以上	7	2	4	1	0	0	0	0
		(100.0)	(28.6)	(57.1)	(14.3)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)

問8　この数年間に、賃金・雇用・労働条件について、誰かに相談したい悩みや不安を持ったことがありますか。

		実人数	ある	ない
合　計		1,829	731	1,098
		(100.0)	(40.0)	(60.0)
男性	男　性　計	1,525	582	943
		(100.0)	(38.2)	(61.8)
	29歳以下	291	95	196
		(100.0)	(32.6)	(67.4)
	30～39歳	574	220	354
		(100.0)	(38.3)	(61.7)
	40～49歳	448	184	264
		(100.0)	(41.1)	(58.9)
	50歳以上	212	83	129
		(100.0)	(39.2)	(60.8)
女性	女　性　計	304	149	155
		(100.0)	(49.0)	(51.0)
	29歳以下	68	31	37
		(100.0)	(45.6)	(54.4)
	30～39歳	82	43	39
		(100.0)	(52.4)	(47.6)
	40～49歳	104	52	52
		(100.0)	(50.0)	(50.0)
	50歳以上	50	23	27
		(100.0)	(46.0)	(54.0)
居住地	東予	812	310	502
		(100.0)	(38.2)	(61.8)
	中予	860	346	514
		(100.0)	(40.2)	(59.8)
	南予	157	75	82
		(100.0)	(47.8)	(52.2)
勤続年数	5年未満	323	117	206
		(100.0)	(36.2)	(63.8)
	5～15年未満	576	237	339
		(100.0)	(41.1)	(58.9)
	15～25年未満	564	238	326
		(100.0)	(42.2)	(57.8)
	25年以上	366	139	227
		(100.0)	(38.0)	(62.0)
子どもの有無	いる	1,003	436	567
		(100.0)	(43.5)	(56.5)
	いない	826	295	531
		(100.0)	(35.7)	(64.3)
雇用形態	正社員	1,720	668	1,052
		(100.0)	(38.8)	(61.2)
	契約社員	57	31	26
		(100.0)	(54.4)	(45.6)
	派遣労働者	7	3	4
		(100.0)	(42.9)	(57.1)
	その他	45	29	16
		(100.0)	(64.4)	(35.6)
年収（昨年）	収入無し	10	2	8
		(100.0)	(20.0)	(80.0)
	100万未満	23	8	15
		(100.0)	(34.8)	(65.2)
	100～200万円未満	71	42	29
		(100.0)	(59.2)	(40.8)
	200～300万円未満	217	90	127
		(100.0)	(41.5)	(58.5)
	300～400万円未満	373	157	216
		(100.0)	(42.1)	(57.9)
	400～500万円未満	406	160	246
		(100.0)	(39.4)	(60.6)
	500～600万円未満	357	131	226
		(100.0)	(36.7)	(63.3)
	600～800万円未満	358	136	222
		(100.0)	(38.0)	(62.0)
	800～1000万円未満	7	1	6
		(100.0)	(14.3)	(85.7)
	1000万以上	7	4	3
		(100.0)	(57.1)	(42.9)

問10（問8－2）　問9で「誰にも相談していない」を選んだ方にお聞きします。相談しなかった理由について、もっとも当てはまるものを選んでください。

		実人数	身近に相談相手がいなかったから	誰に相談したらよいかわからなかった	相談してもムダだと思った	相談に出かけるのが面倒だった	たいした悩み・不安ではないと思った	相談するとかえって事態や人間関係が悪化すると思った	なんとなく相談しなかった	その他
合計		97	10	10	55	0	4	6	9	3
		(100.0)	(10.3)	(10.3)	(56.7)	(0.0)	(4.1)	(6.2)	(9.3)	(3.1)
男性	男性計	81	10	8	47	0	3	5	5	3
		(100.0)	(12.3)	(9.9)	(58.0)	(0.0)	(3.7)	(6.2)	(6.2)	(3.7)
	29歳以下	10	0	1	6	0	2	0	0	1
		(100.0)	(0.0)	(10.0)	(60.0)	(0.0)	(20.0)	(0.0)	(0.0)	(10.0)
	30～39歳	37	6	3	23	0	0	2	2	1
		(100.0)	(16.2)	(8.1)	(62.2)	(0.0)	(0.0)	(5.4)	(5.4)	(2.7)
	40～49歳	26	3	4	14	0	1	3	1	0
		(100.0)	(11.5)	(15.4)	(53.8)	(0.0)	(3.8)	(11.5)	(3.8)	(0.0)
	50歳以上	8	1	0	4	0	0	0	2	1
		(100.0)	(12.5)	(0.0)	(50.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(25.0)	(12.5)
女性	女性計	16	0	2	8	0	1	1	4	0
		(100.0)	(0.0)	(12.5)	(50.0)	(0.0)	(6.3)	(6.3)	(25.0)	(0.0)
	29歳以下	2	0	0	1	0	1	0	0	0
		(100.0)	(0.0)	(0.0)	(50.0)	(0.0)	(50.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
	30～39歳	7	0	1	3	0	0	1	2	0
		(100.0)	(0.0)	(14.3)	(42.9)	(0.0)	(0.0)	(14.3)	(28.6)	(0.0)
	40～49歳	7	0	1	4	0	0	0	2	0
		(100.0)	(0.0)	(14.3)	(57.1)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(28.6)	(0.0)
	50歳以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		－	－	－	－	－	－	－	－	－
居住地	東予	47	3	3	27	0	3	5	5	1
		(100.0)	(6.4)	(6.4)	(57.4)	(0.0)	(6.4)	(10.6)	(10.6)	(2.1)
	中予	44	7	7	22	0	1	1	4	2
		(100.0)	(15.9)	(15.9)	(50.0)	(0.0)	(2.3)	(2.3)	(9.1)	(4.5)
	南予	6	0	0	6	0	0	0	0	0
		(100.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
勤続年数	5年未満	4	1	0	2	0	1	0	0	0
		(100.0)	(25.0)	(0.0)	(50.0)	(0.0)	(25.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
	5～15年未満	32	1	4	19	0	2	1	3	2
		(100.0)	(3.1)	(12.5)	(59.4)	(0.0)	(6.3)	(3.1)	(9.4)	(6.3)
	15～25年未満	50	6	4	28	0	1	5	6	0
		(100.0)	(12.0)	(8.0)	(56.0)	(0.0)	(2.0)	(10.0)	(12.0)	(0.0)
	25年以上	11	2	2	6	0	0	0	0	1
		(100.0)	(18.2)	(18.2)	(54.5)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(9.1)
子ども有無	いる	1,003	4	7	36	0	1	3	5	1
		(100.0)	(0.4)	(0.7)	(3.6)	(0.0)	(0.1)	(0.3)	(0.5)	(0.1)
	いない	826	6	3	19	0	3	3	4	2
		(100.0)	(0.7)	(0.4)	(2.3)	(0.0)	(0.4)	(0.4)	(0.5)	(0.2)
雇用形態	正社員	1,720	10	9	51	0	4	6	8	3
		(100.0)	(0.6)	(0.5)	(3.0)	(0.0)	(0.2)	(0.3)	(0.5)	(0.2)
	契約社員	57	0	1	4	0	0	0	1	0
		(100.0)	(0.0)	(1.8)	(7.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(1.8)	(0.0)
	派遣労働者	7	0	0	0	0	0	0	0	0
		(100.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
	その他	45	0	0	0	0	0	0	0	0
		(100.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
年収（昨年）	収入無し	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		－	－	－	－	－	－	－	－	－
	100万未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		－	－	－	－	－	－	－	－	－
	100～200万円未満	4	0	1	2	0	1	0	0	0
		(100.0)	(0.0)	(25.0)	(50.0)	(0.0)	(25.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
	200～300万円未満	10	0	1	5	0	1	1	2	0
		(100.0)	(0.0)	(10.0)	(50.0)	(0.0)	(10.0)	(10.0)	(20.0)	(0.0)
	300～400万円未満	15	1	3	8	0	1	0	2	0
		(100.0)	(6.7)	(20.0)	(53.3)	(0.0)	(6.7)	(0.0)	(13.3)	(0.0)
	400～500万円未満	23	5	2	12	0	0	1	2	1
		(100.0)	(21.7)	(8.7)	(52.2)	(0.0)	(0.0)	(4.3)	(8.7)	(4.3)
	500～600万円未満	22	1	1	16	0	0	2	2	0
		(100.0)	(4.5)	(4.5)	(72.7)	(0.0)	(0.0)	(9.1)	(9.1)	(0.0)
	600～800万円未満	23	3	2	12	0	1	2	1	2
		(100.0)	(13.0)	(8.7)	(52.2)	(0.0)	(4.3)	(8.7)	(4.3)	(8.7)
	800～1000万円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		－	－	－	－	－	－	－	－	－
	1000万以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		－	－	－	－	－	－	－	－	－

問11　法律で使用者の義務とされ、また労働者の権利として認められるそれぞれの項目についてどの程度知っていましたか。

①使用者が労働者を雇用する時、労働条件を明示することが義務づけられており、
特に5つの項目については書面で明示しなければならない。(労働契約)

		実人数	よく知っていた	ある程度知っていた	あまり知らなかった	まったく知らなかった	NA
合計		1,829	115	835	671	195	13
		(100.0)	(6.3)	(45.7)	(36.7)	(10.7)	(0.7)
男性	男性計	1,525	102	688	563	163	9
		(100.0)	(6.7)	(45.1)	(36.9)	(10.7)	(0.6)
	29歳以下	291	15	112	120	44	0
		(100.0)	(5.2)	(38.5)	(41.2)	(15.1)	(0.0)
	30～39歳	574	33	249	231	59	2
		(100.0)	(5.7)	(43.4)	(40.2)	(10.3)	(0.3)
	40～49歳	448	27	220	149	48	4
		(100.0)	(6.0)	(49.1)	(33.3)	(10.7)	(0.9)
	50歳以上	212	27	107	63	12	3
		(100.0)	(12.7)	(50.5)	(29.7)	(5.7)	(1.4)
女性	女性計	304	13	147	108	32	4
		(100.0)	(4.3)	(48.4)	(35.5)	(10.5)	(1.3)
	29歳以下	68	4	34	21	9	0
		(100.0)	(5.9)	(50.0)	(30.9)	(13.2)	(0.0)
	30～39歳	82	3	38	32	9	0
		(100.0)	(3.7)	(46.3)	(39.0)	(11.0)	(0.0)
	40～49歳	104	3	57	35	8	1
		(100.0)	(2.9)	(54.8)	(33.7)	(7.7)	(1.0)
	50歳以上	50	3	18	20	6	3
		(100.0)	(6.0)	(36.0)	(40.0)	(12.0)	(6.0)
居住地	東予	812	40	355	318	97	2
		(100.0)	(4.9)	(43.7)	(39.2)	(11.9)	(0.2)
	中予	860	65	404	302	84	5
		(100.0)	(7.6)	(47.0)	(35.1)	(9.8)	(0.6)
	南予	157	10	76	51	14	6
		(100.0)	(6.4)	(48.4)	(32.5)	(8.9)	(3.8)
勤続年数	5年未満	323	22	135	122	44	0
		(100.0)	(6.8)	(41.8)	(37.8)	(13.6)	(0.0)
	5～15年未満	576	32	262	216	63	3
		(100.0)	(5.6)	(45.5)	(37.5)	(10.9)	(0.5)
	15～25年未満	564	27	248	221	62	6
		(100.0)	(4.8)	(44.0)	(39.2)	(11.0)	(1.1)
	25年以上	366	34	190	112	26	4
		(100.0)	(9.3)	(51.9)	(30.6)	(7.1)	(1.1)
子どもの有無	いる	1,003	59	460	370	108	6
		(100.0)	(5.9)	(45.9)	(36.9)	(10.8)	(0.6)
	いない	826	56	375	301	87	7
		(100.0)	(6.8)	(45.4)	(36.4)	(10.5)	(0.8)
雇用形態	正社員	1,720	101	786	636	184	13
		(100.0)	(5.9)	(45.7)	(37.0)	(10.7)	(0.8)
	契約社員	57	8	30	14	5	0
		(100.0)	(14.0)	(52.6)	(24.6)	(8.8)	(0.0)
	派遣労働者	7	0	3	4	0	0
		(100.0)	(0.0)	(42.9)	(57.1)	(0.0)	(0.0)
	その他	45	6	16	17	6	0
		(100.0)	(13.3)	(35.6)	(37.8)	(13.3)	(0.0)
年収(昨年)	収入無し	10	0	3	3	4	0
		(100.0)	(0.0)	(30.0)	(30.0)	(40.0)	(0.0)
	100万未満	23	1	12	9	1	0
		(100.0)	(4.3)	(52.2)	(39.1)	(4.3)	(0.0)
	100～200万円未満	71	8	37	16	10	0
		(100.0)	(11.3)	(52.1)	(22.5)	(14.1)	(0.0)
	200～300万円未満	217	13	73	100	28	3
		(100.0)	(6.0)	(33.6)	(46.1)	(12.9)	(1.4)
	300～400万円未満	373	19	166	137	47	4
		(100.0)	(5.1)	(44.5)	(36.7)	(12.6)	(1.1)
	400～500万円未満	406	18	197	148	40	3
		(100.0)	(4.4)	(48.5)	(36.5)	(9.9)	(0.7)
	500～600万円未満	357	22	162	134	38	1
		(100.0)	(6.2)	(45.4)	(37.5)	(10.6)	(0.3)
	600～800万円未満	358	31	181	118	26	2
		(100.0)	(8.7)	(50.6)	(33.0)	(7.3)	(0.6)
	800～1000万円未満	7	2	3	2	0	0
		(100.0)	(28.6)	(42.9)	(28.6)	(0.0)	(0.0)
	1000万以上	7	1	1	4	1	0
		(100.0)	(14.3)	(14.3)	(57.1)	(14.3)	(0.0)

問11　法律で使用者の義務とされ、また労働者の権利として認められるそれぞれの項目についてどの程度知っていましたか。

②常時10名以上（パート、アルバイト含む）の労働者を使用している使用者（事業所）は、必ず就業規則を作成しなければならない。またその内容は書面交付、掲示などで労働者に周知しなければならない。（就業規則）

		実人数	よく知っていた	ある程度知っていた	あまり知らなかった	まったく知らなかった	NA
合計		1,829	207	797	607	205	13
		(100.0)	(11.3)	(43.6)	(33.2)	(11.2)	(0.7)
男性	男性計	1,525	180	645	510	180	10
		(100.0)	(11.8)	(42.3)	(33.4)	(11.8)	(0.7)
	29歳以下	291	31	111	94	55	0
		(100.0)	(10.7)	(38.1)	(32.3)	(18.9)	(0.0)
	30～39歳	574	67	233	205	67	2
		(100.0)	(11.7)	(40.6)	(35.7)	(11.7)	(0.3)
	40～49歳	448	48	194	160	41	5
		(100.0)	(10.7)	(43.3)	(35.7)	(9.2)	(1.1)
	50歳以上	212	34	107	51	17	3
		(100.0)	(16.0)	(50.5)	(24.1)	(8.0)	(1.4)
女性	女性計	304	27	152	97	25	3
		(100.0)	(8.9)	(50.0)	(31.9)	(8.2)	(1.0)
	29歳以下	68	4	36	19	9	0
		(100.0)	(5.9)	(52.9)	(27.9)	(13.2)	(0.0)
	30～39歳	82	8	41	30	3	0
		(100.0)	(9.8)	(50.0)	(36.6)	(3.7)	(0.0)
	40～49歳	104	10	54	33	6	1
		(100.0)	(9.6)	(51.9)	(31.7)	(5.8)	(1.0)
	50歳以上	50	5	21	15	7	2
		(100.0)	(10.0)	(42.0)	(30.0)	(14.0)	(4.0)
居住地	東予	812	72	363	271	103	3
		(100.0)	(8.9)	(44.7)	(33.4)	(12.7)	(0.4)
	中予	860	117	375	278	86	4
		(100.0)	(13.6)	(43.6)	(32.3)	(10.0)	(0.5)
	南予	157	18	59	58	16	6
		(100.0)	(11.5)	(37.6)	(36.9)	(10.2)	(3.8)
勤続年数	5年未満	323	39	134	102	48	0
		(100.0)	(12.1)	(41.5)	(31.6)	(14.9)	(0.0)
	5～15年未満	576	69	240	191	73	3
		(100.0)	(12.0)	(41.7)	(33.2)	(12.7)	(0.5)
	15～25年未満	564	51	239	210	57	7
		(100.0)	(9.0)	(42.4)	(37.2)	(10.1)	(1.2)
	25年以上	366	48	184	104	27	3
		(100.0)	(13.1)	(50.3)	(28.4)	(7.4)	(0.8)
子どもの有無	いる	1,003	119	429	344	105	6
		(100.0)	(11.9)	(42.8)	(34.3)	(10.5)	(0.6)
	いない	826	88	368	263	100	7
		(100.0)	(10.7)	(44.6)	(31.8)	(12.1)	(0.8)
雇用形態	正社員	1,720	186	753	577	191	13
		(100.0)	(10.8)	(43.8)	(33.5)	(11.1)	(0.8)
	契約社員	57	10	23	15	9	0
		(100.0)	(17.5)	(40.4)	(26.3)	(15.8)	(0.0)
	派遣労働者	7	0	4	3	0	0
		(100.0)	(0.0)	(57.1)	(42.9)	(0.0)	(0.0)
	その他	45	11	17	12	5	0
		(100.0)	(24.4)	(37.8)	(26.7)	(11.1)	(0.0)
年収（昨年）	収入無し	10	0	6	2	2	0
		(100.0)	(0.0)	(60.0)	(20.0)	(20.0)	(0.0)
	100万未満	23	4	11	8	0	0
		(100.0)	(17.4)	(47.8)	(34.8)	(0.0)	(0.0)
	100～200万円未満	71	11	29	18	13	0
		(100.0)	(15.5)	(40.8)	(25.4)	(18.3)	(0.0)
	200～300万円未満	217	23	87	72	33	2
		(100.0)	(10.6)	(40.1)	(33.2)	(15.2)	(0.9)
	300～400万円未満	373	35	152	133	49	4
		(100.0)	(9.4)	(40.8)	(35.7)	(13.1)	(1.1)
	400～500万円未満	406	43	172	141	47	3
		(100.0)	(10.6)	(42.4)	(34.7)	(11.6)	(0.7)
	500～600万円未満	357	36	163	118	38	2
		(100.0)	(10.1)	(45.7)	(33.1)	(10.6)	(0.6)
	600～800万円未満	358	53	171	110	22	2
		(100.0)	(14.8)	(47.8)	(30.7)	(6.1)	(0.6)
	800～1000万円未満	7	1	4	2	0	0
		(100.0)	(14.3)	(57.1)	(28.6)	(0.0)	(0.0)
	1000万以上	7	1	2	3	1	0
		(100.0)	(14.3)	(28.6)	(42.9)	(14.3)	(0.0)

問11　法律で使用者の義務とされ、また労働者の権利として認められるそれぞれの項目についてどの程度知っていましたか。

③法定労働時間は原則1日8時間1週40時間であり、使用者が時間外労働、深夜労働、休日労働を行わせる場合は、労働基準法第36条に基づいた労使協定の締結と労基署への届け出が必要である。また厚生労働大臣は「時間外労働の限度に関する基準」（厚生労働省告示）で時間外労働の限度を示している。

		実人数	よく知っていた	ある程度知っていた	あまり知らなかった	まったく知らなかった	NA
合計		1,829	358	1,040	341	78	12
		(100.0)	(19.6)	(56.9)	(18.6)	(4.3)	(0.7)
男性	男性計	1,525	314	856	278	68	9
		(100.0)	(20.6)	(56.1)	(18.2)	(4.5)	(0.6)
	29歳以下	291	40	177	55	19	0
		(100.0)	(13.7)	(60.8)	(18.9)	(6.5)	(0.0)
	30～39歳	574	120	310	118	24	2
		(100.0)	(20.9)	(54.0)	(20.6)	(4.2)	(0.3)
	40～49歳	448	96	254	75	19	4
		(100.0)	(21.4)	(56.7)	(16.7)	(4.2)	(0.9)
	50歳以上	212	58	115	30	6	3
		(100.0)	(27.4)	(54.2)	(14.2)	(2.8)	(1.4)
女性	女性計	304	44	184	63	10	3
		(100.0)	(14.5)	(60.5)	(20.7)	(3.3)	(1.0)
	29歳以下	68	9	40	15	4	0
		(100.0)	(13.2)	(58.8)	(22.1)	(5.9)	(0.0)
	30～39歳	82	18	48	13	3	0
		(100.0)	(22.0)	(58.5)	(15.9)	(3.7)	(0.0)
	40～49歳	104	11	68	23	1	1
		(100.0)	(10.6)	(65.4)	(22.1)	(1.0)	(1.0)
	50歳以上	50	6	28	12	2	2
		(100.0)	(12.0)	(56.0)	(24.0)	(4.0)	(4.0)
居住地	東予	812	142	483	153	32	2
		(100.0)	(17.5)	(59.5)	(18.8)	(3.9)	(0.2)
	中予	860	191	485	149	31	4
		(100.0)	(22.2)	(56.4)	(17.3)	(3.6)	(0.5)
	南予	157	25	72	39	15	6
		(100.0)	(15.9)	(45.9)	(24.8)	(9.6)	(3.8)
勤続年数	5年未満	323	48	178	77	20	0
		(100.0)	(14.9)	(55.1)	(23.8)	(6.2)	(0.0)
	5～15年未満	576	116	330	101	26	3
		(100.0)	(20.1)	(57.3)	(17.5)	(4.5)	(0.5)
	15～25年未満	564	105	319	106	28	6
		(100.0)	(18.6)	(56.6)	(18.8)	(5.0)	(1.1)
	25年以上	366	89	213	57	4	3
		(100.0)	(24.3)	(58.2)	(15.6)	(1.1)	(0.8)
子どもの有無	いる	1,003	197	555	203	43	5
		(100.0)	(19.6)	(55.3)	(20.2)	(4.3)	(0.5)
	いない	826	161	485	138	35	7
		(100.0)	(19.5)	(58.7)	(16.7)	(4.2)	(0.8)
雇用形態	正社員	1,720	341	991	306	70	12
		(100.0)	(19.8)	(57.6)	(17.8)	(4.1)	(0.7)
	契約社員	57	11	26	14	6	0
		(100.0)	(19.3)	(45.6)	(24.6)	(10.5)	(0.0)
	派遣労働者	7	0	3	4	0	0
		(100.0)	(0.0)	(42.9)	(57.1)	(0.0)	(0.0)
	その他	45	6	20	17	2	0
		(100.0)	(13.3)	(44.4)	(37.8)	(4.4)	(0.0)
年収（昨年）	収入無し	10	0	5	1	4	0
		(100.0)	(0.0)	(50.0)	(10.0)	(40.0)	(0.0)
	100万未満	23	1	15	6	1	0
		(100.0)	(4.3)	(65.2)	(26.1)	(4.3)	(0.0)
	100～200万円未満	71	11	41	12	7	0
		(100.0)	(15.5)	(57.7)	(16.9)	(9.9)	(0.0)
	200～300万円未満	217	30	118	55	12	2
		(100.0)	(13.8)	(54.4)	(25.3)	(5.5)	(0.9)
	300～400万円未満	373	50	216	87	16	4
		(100.0)	(13.4)	(57.9)	(23.3)	(4.3)	(1.1)
	400～500万円未満	406	74	235	77	17	3
		(100.0)	(18.2)	(57.9)	(19.0)	(4.2)	(0.7)
	500～600万円未満	357	74	209	59	14	1
		(100.0)	(20.7)	(58.5)	(16.5)	(3.9)	(0.3)
	600～800万円未満	358	111	197	41	7	2
		(100.0)	(31.0)	(55.0)	(11.5)	(2.0)	(0.6)
	800～1000万円未満	7	4	3	0	0	0
		(100.0)	(57.1)	(42.9)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
	1000万以上	7	3	1	3	0	0
		(100.0)	(42.9)	(14.3)	(42.9)	(0.0)	(0.0)

問11　法律で使用者の義務とされ、また労働者の権利として認められるそれぞれの項目についてどの程度知っていましたか。

④使用者は、雇い入れ後6ヶ月以上働いて出勤率が8割以上であれば、最低10日以上の有給休暇を与えなければならない。
またパートやアルバイトにも一定の条件を満たせば有給休暇を与えなければならない。

		実人数	よく知っていた	ある程度知っていた	あまり知らなかった	まったく知らなかった	NA
合計		1,829	217	687	698	215	12
		(100.0)	(11.9)	(37.6)	(38.2)	(11.8)	(0.7)
男性	男性計	1,525	173	558	599	186	9
		(100.0)	(11.3)	(36.6)	(39.3)	(12.2)	(0.6)
	29歳以下	291	31	87	122	51	0
		(100.0)	(10.7)	(29.9)	(41.9)	(17.5)	(0.0)
	30～39歳	574	65	208	221	78	2
		(100.0)	(11.3)	(36.2)	(38.5)	(13.6)	(0.3)
	40～49歳	448	42	167	194	41	4
		(100.0)	(9.4)	(37.3)	(43.3)	(9.2)	(0.9)
	50歳以上	212	35	96	62	16	3
		(100.0)	(16.5)	(45.3)	(29.2)	(7.5)	(1.4)
女性	女性計	304	44	129	99	29	3
		(100.0)	(14.5)	(42.4)	(32.6)	(9.5)	(1.0)
	29歳以下	68	10	24	22	12	0
		(100.0)	(14.7)	(35.3)	(32.4)	(17.6)	(0.0)
	30～39歳	82	16	33	29	4	0
		(100.0)	(19.5)	(40.2)	(35.4)	(4.9)	(0.0)
	40～49歳	104	11	52	34	6	1
		(100.0)	(10.6)	(50.0)	(32.7)	(5.8)	(1.0)
	50歳以上	50	7	20	14	7	2
		(100.0)	(14.0)	(40.0)	(28.0)	(14.0)	(4.0)
居住地	東予	812	82	289	331	108	2
		(100.0)	(10.1)	(35.6)	(40.8)	(13.3)	(0.2)
	中予	860	118	344	313	81	4
		(100.0)	(13.7)	(40.0)	(36.4)	(9.4)	(0.5)
	南予	157	17	54	54	26	6
		(100.0)	(10.8)	(34.4)	(34.4)	(16.6)	(3.8)
勤続年数	5年未満	323	42	115	113	53	0
		(100.0)	(13.0)	(35.6)	(35.0)	(16.4)	(0.0)
	5～15年未満	576	70	220	211	72	3
		(100.0)	(12.2)	(38.2)	(36.6)	(12.5)	(0.5)
	15～25年未満	564	58	198	234	68	6
		(100.0)	(10.3)	(35.1)	(41.5)	(12.1)	(1.1)
	25年以上	366	47	154	140	22	3
		(100.0)	(12.8)	(42.1)	(38.3)	(6.0)	(0.8)
子ども有無	いる	1,003	112	370	407	109	5
		(100.0)	(11.2)	(36.9)	(40.6)	(10.9)	(0.5)
	いない	826	105	317	291	106	7
		(100.0)	(12.7)	(38.4)	(35.2)	(12.8)	(0.8)
雇用形態	正社員	1,720	195	643	668	202	12
		(100.0)	(11.3)	(37.4)	(38.8)	(11.7)	(0.7)
	契約社員	57	15	19	14	9	0
		(100.0)	(26.3)	(33.3)	(24.6)	(15.8)	(0.0)
	派遣労働者	7	1	3	3	0	0
		(100.0)	(14.3)	(42.9)	(42.9)	(0.0)	(0.0)
	その他	45	6	22	13	4	0
		(100.0)	(13.3)	(48.9)	(28.9)	(8.9)	(0.0)
年収（昨年）	収入無し	10	0	4	2	4	0
		(100.0)	(0.0)	(40.0)	(20.0)	(40.0)	(0.0)
	100万未満	23	4	9	8	2	0
		(100.0)	(17.4)	(39.1)	(34.8)	(8.7)	(0.0)
	100～200万円未満	71	10	35	14	12	0
		(100.0)	(14.1)	(49.3)	(19.7)	(16.9)	(0.0)
	200～300万円未満	217	26	81	79	29	2
		(100.0)	(12.0)	(37.3)	(36.4)	(13.4)	(0.9)
	300～400万円未満	373	44	134	141	50	4
		(100.0)	(11.8)	(35.9)	(37.8)	(13.4)	(1.1)
	400～500万円未満	406	48	137	162	56	3
		(100.0)	(11.8)	(33.7)	(39.9)	(13.8)	(0.7)
	500～600万円未満	357	36	131	147	42	1
		(100.0)	(10.1)	(36.7)	(41.2)	(11.8)	(0.3)
	600～800万円未満	358	48	148	140	20	2
		(100.0)	(13.4)	(41.3)	(39.1)	(5.6)	(0.6)
	800～1000万円未満	7	0	6	1	0	0
		(100.0)	(0.0)	(85.7)	(14.3)	(0.0)	(0.0)
	1000万以上	7	1	2	4	0	0
		(100.0)	(14.3)	(28.6)	(57.1)	(0.0)	(0.0)

問11　法律で使用者の義務とされ、また労働者の権利として認められるそれぞれの項目についてどの程度知っていましたか。

⑤使用者は労働者に時間外労働をさせた場合、25%以上の割り増し賃金を支払わなければならない。また月60時間を超えた部分については、50%以上の割り増し賃金を1週1回または4週4回の休日における労働については35%以上の割り増し賃金を支払わなければならない。

		実人数	よく知っていた	ある程度知っていた	あまり知らなかった	まったく知らなかった	NA
合計		1,829	219	712	690	196	12
		(100.0)	(12.0)	(38.9)	(37.7)	(10.7)	(0.7)
男性	男性計	1,525	192	619	552	153	9
		(100.0)	(12.6)	(40.6)	(36.2)	(10.0)	(0.6)
	29歳以下	291	24	116	111	40	0
		(100.0)	(8.2)	(39.9)	(38.1)	(13.7)	(0.0)
	30～39歳	574	78	214	221	59	2
		(100.0)	(13.6)	(37.3)	(38.5)	(10.3)	(0.3)
	40～49歳	448	53	192	157	42	4
		(100.0)	(11.8)	(42.9)	(35.0)	(9.4)	(0.9)
	50歳以上	212	37	97	63	12	3
		(100.0)	(17.5)	(45.8)	(29.7)	(5.7)	(1.4)
女性	女性計	304	27	93	138	43	3
		(100.0)	(8.9)	(30.6)	(45.4)	(14.1)	(1.0)
	29歳以下	68	6	21	31	10	0
		(100.0)	(8.8)	(30.9)	(45.6)	(14.7)	(0.0)
	30～39歳	82	9	26	34	13	0
		(100.0)	(11.0)	(31.7)	(41.5)	(15.9)	(0.0)
	40～49歳	104	9	33	49	12	1
		(100.0)	(8.7)	(31.7)	(47.1)	(11.5)	(1.0)
	50歳以上	50	3	13	24	8	2
		(100.0)	(6.0)	(26.0)	(48.0)	(16.0)	(4.0)
居住地	東予	812	89	330	297	94	2
		(100.0)	(11.0)	(40.6)	(36.6)	(11.6)	(0.2)
	中予	860	115	330	333	78	4
		(100.0)	(13.4)	(38.4)	(38.7)	(9.1)	(0.5)
	南予	157	15	52	60	24	6
		(100.0)	(9.6)	(33.1)	(38.2)	(15.3)	(3.8)
勤続年数	5年未満	323	28	121	128	46	0
		(100.0)	(8.7)	(37.5)	(39.6)	(14.2)	(0.0)
	5～15年未満	576	64	220	221	68	3
		(100.0)	(11.1)	(38.2)	(38.4)	(11.8)	(0.5)
	15～25年未満	564	71	215	214	58	6
		(100.0)	(12.6)	(38.1)	(37.9)	(10.3)	(1.1)
	25年以上	366	56	156	127	24	3
		(100.0)	(15.3)	(42.6)	(34.7)	(6.6)	(0.8)
子どもの有無	いる	1,003	121	397	372	108	5
		(100.0)	(12.1)	(39.6)	(37.1)	(10.8)	(0.5)
	いない	826	98	315	318	88	7
		(100.0)	(11.9)	(38.1)	(38.5)	(10.7)	(0.8)
雇用形態	正社員	1,720	209	678	646	175	12
		(100.0)	(12.2)	(39.4)	(37.6)	(10.2)	(0.7)
	契約社員	57	7	21	20	9	0
		(100.0)	(12.3)	(36.8)	(35.1)	(15.8)	(0.0)
	派遣労働者	7	0	2	4	1	0
		(100.0)	(0.0)	(28.6)	(57.1)	(14.3)	(0.0)
	その他	45	3	11	20	11	0
		(100.0)	(6.7)	(24.4)	(44.4)	(24.4)	(0.0)
年収（昨年）	収入無し	10	0	2	3	5	0
		(100.0)	(0.0)	(20.0)	(30.0)	(50.0)	(0.0)
	100万未満	23	1	7	11	4	0
		(100.0)	(4.3)	(30.4)	(47.8)	(17.4)	(0.0)
	100～200万円未満	71	5	25	26	15	0
		(100.0)	(7.0)	(35.2)	(36.6)	(21.1)	(0.0)
	200～300万円未満	217	15	65	104	31	2
		(100.0)	(6.9)	(30.0)	(47.9)	(14.3)	(0.9)
	300～400万円未満	373	31	144	155	39	4
		(100.0)	(8.3)	(38.6)	(41.6)	(10.5)	(1.1)
	400～500万円未満	406	48	157	151	47	3
		(100.0)	(11.8)	(38.7)	(37.2)	(11.6)	(0.7)
	500～600万円未満	357	47	153	122	34	1
		(100.0)	(13.2)	(42.9)	(34.2)	(9.5)	(0.3)
	600～800万円未満	358	67	153	115	21	2
		(100.0)	(18.7)	(42.7)	(32.1)	(5.9)	(0.6)
	800～1000万円未満	7	4	3	0	0	0
		(100.0)	(57.1)	(42.9)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
	1000万以上	7	1	3	3	0	0
		(100.0)	(14.3)	(42.9)	(42.9)	(0.0)	(0.0)

問11　法律で使用者の義務とされ、また労働者の権利として認められるそれぞれの項目についてどの程度知っていましたか。

⑥使用者は最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならない。愛媛の地域別最低賃金は（H22.10.27～）一時間あたり644円である。

		実人数	よく知っていた	ある程度知っていた	あまり知らなかった	まったく知らなかった	NA
合計		1,829	248	787	561	222	11
		(100.0)	(13.6)	(43.0)	(30.7)	(12.1)	(0.6)
男性	男性計	1,525	200	665	466	186	8
		(100.0)	(13.1)	(43.6)	(30.6)	(12.2)	(0.5)
	29歳以下	291	37	109	94	51	0
		(100.0)	(12.7)	(37.5)	(32.3)	(17.5)	(0.0)
	30～39歳	574	79	245	174	75	1
		(100.0)	(13.8)	(42.7)	(30.3)	(13.1)	(0.2)
	40～49歳	448	50	206	145	43	4
		(100.0)	(11.2)	(46.0)	(32.4)	(9.6)	(0.9)
	50歳以上	212	34	105	53	17	3
		(100.0)	(16.0)	(49.5)	(25.0)	(8.0)	(1.4)
女性	女性計	304	48	122	95	36	3
		(100.0)	(15.8)	(40.1)	(31.3)	(11.8)	(1.0)
	29歳以下	68	13	31	13	11	0
		(100.0)	(19.1)	(45.6)	(19.1)	(16.2)	(0.0)
	30～39歳	82	14	28	31	9	0
		(100.0)	(17.1)	(34.1)	(37.8)	(11.0)	(0.0)
	40～49歳	104	12	44	39	8	1
		(100.0)	(11.5)	(42.3)	(37.5)	(7.7)	(1.0)
	50歳以上	50	9	19	12	8	2
		(100.0)	(18.0)	(38.0)	(24.0)	(16.0)	(4.0)
居住地	東予	812	82	328	278	122	2
		(100.0)	(10.1)	(40.4)	(34.2)	(15.0)	(0.2)
	中予	860	143	397	237	79	4
		(100.0)	(16.6)	(46.2)	(27.6)	(9.2)	(0.5)
	南予	157	23	62	46	21	5
		(100.0)	(14.6)	(39.5)	(29.3)	(13.4)	(3.2)
勤続年数	5年未満	323	50	129	93	51	0
		(100.0)	(15.5)	(39.9)	(28.8)	(15.8)	(0.0)
	5～15年未満	576	77	266	162	69	2
		(100.0)	(13.4)	(46.2)	(28.1)	(12.0)	(0.3)
	15～25年未満	564	71	230	187	70	6
		(100.0)	(12.6)	(40.8)	(33.2)	(12.4)	(1.1)
	25年以上	366	50	162	119	32	3
		(100.0)	(13.7)	(44.3)	(32.5)	(8.7)	(0.8)
子ども有無	いる	1,003	129	443	317	109	5
		(100.0)	(12.9)	(44.2)	(31.6)	(10.9)	(0.5)
	いない	826	119	344	244	113	6
		(100.0)	(14.4)	(41.6)	(29.5)	(13.7)	(0.7)
雇用形態	正社員	1,720	223	745	531	210	11
		(100.0)	(13.0)	(43.3)	(30.9)	(12.2)	(0.6)
	契約社員	57	15	21	13	8	0
		(100.0)	(26.3)	(36.8)	(22.8)	(14.0)	(0.0)
	派遣労働者	7	2	3	2	0	0
		(100.0)	(28.6)	(42.9)	(28.6)	(0.0)	(0.0)
	その他	45	8	18	15	4	0
		(100.0)	(17.8)	(40.0)	(33.3)	(8.9)	(0.0)
年収（昨年）	収入無し	10	1	2	3	4	0
		(100.0)	(10.0)	(20.0)	(30.0)	(40.0)	(0.0)
	100万未満	23	5	10	6	2	0
		(100.0)	(21.7)	(43.5)	(26.1)	(8.7)	(0.0)
	100～200万円未満	71	12	35	14	10	0
		(100.0)	(16.9)	(49.3)	(19.7)	(14.1)	(0.0)
	200～300万円未満	217	31	86	68	31	1
		(100.0)	(14.3)	(39.6)	(31.3)	(14.3)	(0.5)
	300～400万円未満	373	50	153	119	47	4
		(100.0)	(13.4)	(41.0)	(31.9)	(12.6)	(1.1)
	400～500万円未満	406	52	164	129	58	3
		(100.0)	(12.8)	(40.4)	(31.8)	(14.3)	(0.7)
	500～600万円未満	357	43	164	104	45	1
		(100.0)	(12.0)	(45.9)	(29.1)	(12.6)	(0.3)
	600～800万円未満	358	51	166	114	25	2
		(100.0)	(14.2)	(46.4)	(31.8)	(7.0)	(0.6)
	800～1000万円未満	7	1	5	1	0	0
		(100.0)	(14.3)	(71.4)	(14.3)	(0.0)	(0.0)
	1000万以上	7	2	2	3	0	0
		(100.0)	(28.6)	(28.6)	(42.9)	(0.0)	(0.0)

問11　法律で使用者の義務とされ、また労働者の権利として認められるそれぞれの項目についてどの程度知っていましたか。

⑦労働災害にあった場合には、労災保険が適用され、治療費と働けない間の給料の約8割が保障される。
使用者は「労災隠し（労災が起きたこと自体を隠匿すること）」「労災飛ばし（労災事故が起こった場所を偽ること）」をしてはならない。

		実人数	よく知っていた	ある程度知っていた	あまり知らなかった	まったく知らなかった	NA
合計		1,829	294	964	458	102	11
		(100.0)	(16.1)	(52.7)	(25.0)	(5.6)	(0.6)
男性	男性計	1,525	249	795	386	87	8
		(100.0)	(16.3)	(52.1)	(25.3)	(5.7)	(0.5)
	29歳以下	291	34	140	87	30	0
		(100.0)	(11.7)	(48.1)	(29.9)	(10.3)	(0.0)
	30～39歳	574	93	296	154	30	1
		(100.0)	(16.2)	(51.6)	(26.8)	(5.2)	(0.2)
	40～49歳	448	73	248	101	22	4
		(100.0)	(16.3)	(55.4)	(22.5)	(4.9)	(0.9)
	50歳以上	212	49	111	44	5	3
		(100.0)	(23.1)	(52.4)	(20.8)	(2.4)	(1.4)
女性	女性計	304	45	169	72	15	3
		(100.0)	(14.8)	(55.6)	(23.7)	(4.9)	(1.0)
	29歳以下	68	12	31	17	8	0
		(100.0)	(17.6)	(45.6)	(25.0)	(11.8)	(0.0)
	30～39歳	82	14	45	19	4	0
		(100.0)	(17.1)	(54.9)	(23.2)	(4.9)	(0.0)
	40～49歳	104	13	63	26	1	1
		(100.0)	(12.5)	(60.6)	(25.0)	(1.0)	(1.0)
	50歳以上	50	6	30	10	2	2
		(100.0)	(12.0)	(60.0)	(20.0)	(4.0)	(4.0)
居住地	東予	812	139	435	191	45	2
		(100.0)	(17.1)	(53.6)	(23.5)	(5.5)	(0.2)
	中予	860	139	452	221	44	4
		(100.0)	(16.2)	(52.6)	(25.7)	(5.1)	(0.5)
	南予	157	16	77	46	13	5
		(100.0)	(10.2)	(49.0)	(29.3)	(8.3)	(3.2)
勤続年数	5年未満	323	41	162	92	28	0
		(100.0)	(12.7)	(50.2)	(28.5)	(8.7)	(0.0)
	5～15年未満	576	95	294	144	41	2
		(100.0)	(16.5)	(51.0)	(25.0)	(7.1)	(0.3)
	15～25年未満	564	83	310	141	24	6
		(100.0)	(14.7)	(55.0)	(25.0)	(4.3)	(1.1)
	25年以上	366	75	198	81	9	3
		(100.0)	(20.5)	(54.1)	(22.1)	(2.5)	(0.8)
子どもの有無	いる	1,003	161	540	246	51	5
		(100.0)	(16.1)	(53.8)	(24.5)	(5.1)	(0.5)
	いない	826	133	424	212	51	6
		(100.0)	(16.1)	(51.3)	(25.7)	(6.2)	(0.7)
雇用形態	正社員	1,720	274	916	426	93	11
		(100.0)	(15.9)	(53.3)	(24.8)	(5.4)	(0.6)
	契約社員	57	12	22	17	6	0
		(100.0)	(21.1)	(38.6)	(29.8)	(10.5)	(0.0)
	派遣労働者	7	2	2	3	0	0
		(100.0)	(28.6)	(28.6)	(42.9)	(0.0)	(0.0)
	その他	45	6	24	12	3	0
		(100.0)	(13.3)	(53.3)	(26.7)	(6.7)	(0.0)
年収（昨年）	収入無し	10	0	5	1	4	0
		(100.0)	(0.0)	(50.0)	(10.0)	(40.0)	(0.0)
	100万未満	23	3	13	5	2	0
		(100.0)	(13.0)	(56.5)	(21.7)	(8.7)	(0.0)
	100～200万円未満	71	11	34	19	7	0
		(100.0)	(15.5)	(47.9)	(26.8)	(9.9)	(0.0)
	200～300万円未満	217	34	96	69	17	1
		(100.0)	(15.7)	(44.2)	(31.8)	(7.8)	(0.5)
	300～400万円未満	373	44	195	104	26	4
		(100.0)	(11.8)	(52.3)	(27.9)	(7.0)	(1.1)
	400～500万円未満	406	60	220	99	24	3
		(100.0)	(14.8)	(54.2)	(24.4)	(5.9)	(0.7)
	500～600万円未満	357	54	202	85	15	1
		(100.0)	(15.1)	(56.6)	(23.8)	(4.2)	(0.3)
	600～800万円未満	358	83	193	73	7	2
		(100.0)	(23.2)	(53.9)	(20.4)	(2.0)	(0.6)
	800～1000万円未満	7	3	2	2	0	0
		(100.0)	(42.9)	(28.6)	(28.6)	(0.0)	(0.0)
	1000万以上	7	2	4	1	0	0
		(100.0)	(28.6)	(57.1)	(14.3)	(0.0)	(0.0)

問11　法律で使用者の義務とされ、また労働者の権利として認められるそれぞれの項目についてどの程度知っていましたか。

⑧解雇は自由にできるものではなく、法律で「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして無効とする」と定められている。具体的には使用者の解雇理由の正当性について4つの判断基準が明確にされている。

		実人数	よく知っていた	ある程度知っていた	あまり知らなかった	まったく知らなかった	NA
合計		1,829	144	821	697	155	12
		(100.0)	(7.9)	(44.9)	(38.1)	(8.5)	(0.7)
男性	男性計	1,525	130	703	562	121	9
		(100.0)	(8.5)	(46.1)	(36.9)	(7.9)	(0.6)
	29歳以下	291	22	114	117	38	0
		(100.0)	(7.6)	(39.2)	(40.2)	(13.1)	(0.0)
	30～39歳	574	55	243	234	40	2
		(100.0)	(9.6)	(42.3)	(40.8)	(7.0)	(0.3)
	40～49歳	448	30	232	145	37	4
		(100.0)	(6.7)	(51.8)	(32.4)	(8.3)	(0.9)
	50歳以上	212	23	114	66	6	3
		(100.0)	(10.8)	(53.8)	(31.1)	(2.8)	(1.4)
女性	女性計	304	14	118	135	34	3
		(100.0)	(4.6)	(38.8)	(44.4)	(11.2)	(1.0)
	29歳以下	68	1	21	33	13	0
		(100.0)	(1.5)	(30.9)	(48.5)	(19.1)	(0.0)
	30～39歳	82	6	37	33	6	0
		(100.0)	(7.3)	(45.1)	(40.2)	(7.3)	(0.0)
	40～49歳	104	3	46	48	6	1
		(100.0)	(2.9)	(44.2)	(46.2)	(5.8)	(1.0)
	50歳以上	50	4	14	21	9	2
		(100.0)	(8.0)	(28.0)	(42.0)	(18.0)	(4.0)
居住地	東予	812	54	360	317	78	3
		(100.0)	(6.7)	(44.3)	(39.0)	(9.6)	(0.4)
	中予	860	79	396	319	62	4
		(100.0)	(9.2)	(46.0)	(37.1)	(7.2)	(0.5)
	南予	157	11	65	61	15	5
		(100.0)	(7.0)	(41.4)	(38.9)	(9.6)	(3.2)
勤続年数	5年未満	323	27	130	126	40	0
		(100.0)	(8.4)	(40.2)	(39.0)	(12.4)	(0.0)
	5～15年未満	576	45	252	222	54	3
		(100.0)	(7.8)	(43.8)	(38.5)	(9.4)	(0.5)
	15～25年未満	564	37	256	222	43	6
		(100.0)	(6.6)	(45.4)	(39.4)	(7.6)	(1.1)
	25年以上	366	35	183	127	18	3
		(100.0)	(9.6)	(50.0)	(34.7)	(4.9)	(0.8)
子どもの有無	いる	1,003	77	447	390	83	6
		(100.0)	(7.7)	(44.6)	(38.9)	(8.3)	(0.6)
	いない	826	67	374	307	72	6
		(100.0)	(8.1)	(45.3)	(37.2)	(8.7)	(0.7)
雇用形態	正社員	1,720	135	774	659	140	12
		(100.0)	(7.8)	(45.0)	(38.3)	(8.1)	(0.7)
	契約社員	57	5	25	18	9	0
		(100.0)	(8.8)	(43.9)	(31.6)	(15.8)	(0.0)
	派遣労働者	7	1	4	2	0	0
		(100.0)	(14.3)	(57.1)	(28.6)	(0.0)	(0.0)
	その他	45	3	18	18	6	0
		(100.0)	(6.7)	(40.0)	(40.0)	(13.3)	(0.0)
年収（昨年）	収入無し	10	0	3	3	4	0
		(100.0)	(0.0)	(30.0)	(30.0)	(40.0)	(0.0)
	100万未満	23	2	10	10	1	0
		(100.0)	(8.7)	(43.5)	(43.5)	(4.3)	(0.0)
	100～200万円未満	71	5	33	21	12	0
		(100.0)	(7.0)	(46.5)	(29.6)	(16.9)	(0.0)
	200～300万円未満	217	17	80	90	29	1
		(100.0)	(7.8)	(36.9)	(41.5)	(13.4)	(0.5)
	300～400万円未満	373	21	158	159	31	4
		(100.0)	(5.6)	(42.4)	(42.6)	(8.3)	(1.1)
	400～500万円未満	406	31	179	155	38	3
		(100.0)	(7.6)	(44.1)	(38.2)	(9.4)	(0.7)
	500～600万円未満	357	26	166	141	23	1
		(100.0)	(7.3)	(46.5)	(39.5)	(6.4)	(0.3)
	600～800万円未満	358	39	185	114	17	3
		(100.0)	(10.9)	(51.7)	(31.8)	(4.7)	(0.8)
	800～1000万円未満	7	2	5	0	0	0
		(100.0)	(28.6)	(71.4)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
	1000万以上	7	1	2	4	0	0
		(100.0)	(14.3)	(28.6)	(57.1)	(0.0)	(0.0)

問11　法律で使用者の義務とされ、また労働者の権利として認められるそれぞれの項目についてどの程度知っていましたか。

⑨退職には、労働者が自らの意思で辞める自己都合退職と、「勤務先の経営悪化による人員整理、経営破たん」「退職勧奨、いじめ・嫌がらせ、セクハラなどがあり、それにより労働者自ら退職を申し出た場合」などの会社都合退職がある。
会社都合退職では、雇用保険の失業給付についての開始機関や給付期間の優遇があり、場合によっては退職金の割増支給が適用される

		実人数	よく知っていた	ある程度知っていた	あまり知らなかった	まったく知らなかった	NA
合計		1,829	170	786	697	165	11
		(100.0)	(9.3)	(43.0)	(38.1)	(9.0)	(0.6)
男性	男性計	1,525	135	661	590	131	8
		(100.0)	(8.9)	(43.3)	(38.7)	(8.6)	(0.5)
	29歳以下	291	17	107	126	41	0
		(100.0)	(5.8)	(36.8)	(43.3)	(14.1)	(0.0)
	30～39歳	574	54	238	233	48	1
		(100.0)	(9.4)	(41.5)	(40.6)	(8.4)	(0.2)
	40～49歳	448	32	207	170	35	4
		(100.0)	(7.1)	(46.2)	(37.9)	(7.8)	(0.9)
	50歳以上	212	32	109	61	7	3
		(100.0)	(15.1)	(51.4)	(28.8)	(3.3)	(1.4)
女性	女性計	304	35	125	107	34	3
		(100.0)	(11.5)	(41.1)	(35.2)	(11.2)	(1.0)
	29歳以下	68	5	24	25	14	0
		(100.0)	(7.4)	(35.3)	(36.8)	(20.6)	(0.0)
	30～39歳	82	12	32	32	6	0
		(100.0)	(14.6)	(39.0)	(39.0)	(7.3)	(0.0)
	40～49歳	104	12	49	37	5	1
		(100.0)	(11.5)	(47.1)	(35.6)	(4.8)	(1.0)
	50歳以上	50	6	20	13	9	2
		(100.0)	(12.0)	(40.0)	(26.0)	(18.0)	(4.0)
居住地	東予	812	58	373	299	80	2
		(100.0)	(7.1)	(45.9)	(36.8)	(9.9)	(0.2)
	中予	860	103	350	337	66	4
		(100.0)	(12.0)	(40.7)	(39.2)	(7.7)	(0.5)
	南予	157	9	63	61	19	5
		(100.0)	(5.7)	(40.1)	(38.9)	(12.1)	(3.2)
勤続年数	5年未満	323	30	109	141	43	0
		(100.0)	(9.3)	(33.7)	(43.7)	(13.3)	(0.0)
	5～15年未満	576	55	247	214	58	2
		(100.0)	(9.5)	(42.9)	(37.2)	(10.1)	(0.3)
	15～25年未満	564	41	260	212	45	6
		(100.0)	(7.3)	(46.1)	(37.6)	(8.0)	(1.1)
	25年以上	366	44	170	130	19	3
		(100.0)	(12.0)	(46.4)	(35.5)	(5.2)	(0.8)
子どもの有無	いる	1,003	88	442	380	88	5
		(100.0)	(8.8)	(44.1)	(37.9)	(8.8)	(0.5)
	いない	826	82	344	317	77	6
		(100.0)	(9.9)	(41.6)	(38.4)	(9.3)	(0.7)
雇用形態	正社員	1,720	151	754	652	152	11
		(100.0)	(8.8)	(43.8)	(37.9)	(8.8)	(0.6)
	契約社員	57	10	18	23	6	0
		(100.0)	(17.5)	(31.6)	(40.4)	(10.5)	(0.0)
	派遣労働者	7	1	3	3	0	0
		(100.0)	(14.3)	(42.9)	(42.9)	(0.0)	(0.0)
	その他	45	8	11	19	7	0
		(100.0)	(17.8)	(24.4)	(42.2)	(15.6)	(0.0)
年収（昨年）	収入無し	10	0	1	5	4	0
		(100.0)	(0.0)	(10.0)	(50.0)	(40.0)	(0.0)
	100万未満	23	3	6	13	1	0
		(100.0)	(13.0)	(26.1)	(56.5)	(4.3)	(0.0)
	100～200万円未満	71	12	22	23	14	0
		(100.0)	(16.9)	(31.0)	(32.4)	(19.7)	(0.0)
	200～300万円未満	217	22	78	99	17	1
		(100.0)	(10.1)	(35.9)	(45.6)	(7.8)	(0.5)
	300～400万円未満	373	31	162	135	41	4
		(100.0)	(8.3)	(43.4)	(36.2)	(11.0)	(1.1)
	400～500万円未満	406	38	168	152	45	3
		(100.0)	(9.4)	(41.4)	(37.4)	(11.1)	(0.7)
	500～600万円未満	357	31	161	143	21	1
		(100.0)	(8.7)	(45.1)	(40.1)	(5.9)	(0.3)
	600～800万円未満	358	32	180	122	22	2
		(100.0)	(8.9)	(50.3)	(34.1)	(6.1)	(0.6)
	800～1000万円未満	7	1	4	2	0	0
		(100.0)	(14.3)	(57.1)	(28.6)	(0.0)	(0.0)
	1000万以上	7	0	4	3	0	0
		(100.0)	(0.0)	(57.1)	(42.9)	(0.0)	(0.0)

問11　法律で使用者の義務とされ、また労働者の権利として認められるそれぞれの項目についてどの程度知っていましたか。

⑩憲法において働く者の権利として「労働三権」が定められている。労働組合員であることなどによる不利益な取扱いを受けること、労働組合に加入しないことや脱退を雇用条件にすること、団体交渉を拒否したり組合に支配介入したりすることなどは「不当労働行為」として禁止されている。

		実人数	よく知っていた	ある程度知っていた	あまり知らなかった	まったく知らなかった	NA
合計		1,829	242	844	606	126	11
		(100.0)	(13.2)	(46.1)	(33.1)	(6.9)	(0.6)
男性	男性計	1,525	206	729	482	100	8
		(100.0)	(13.5)	(47.8)	(31.6)	(6.6)	(0.5)
	29歳以下	291	29	108	123	31	0
		(100.0)	(10.0)	(37.1)	(42.3)	(10.7)	(0.0)
	30～39歳	574	78	266	191	38	1
		(100.0)	(13.6)	(46.3)	(33.3)	(6.6)	(0.2)
	40～49歳	448	59	242	119	24	4
		(100.0)	(13.2)	(54.0)	(26.6)	(5.4)	(0.9)
	50歳以上	212	40	113	49	7	3
		(100.0)	(18.9)	(53.3)	(23.1)	(3.3)	(1.4)
女性	女性計	304	36	115	124	26	3
		(100.0)	(11.8)	(37.8)	(40.8)	(8.6)	(1.0)
	29歳以下	68	4	32	23	9	0
		(100.0)	(5.9)	(47.1)	(33.8)	(13.2)	(0.0)
	30～39歳	82	14	31	34	3	0
		(100.0)	(17.1)	(37.8)	(41.5)	(3.7)	(0.0)
	40～49歳	104	11	39	48	5	1
		(100.0)	(10.6)	(37.5)	(46.2)	(4.8)	(1.0)
	50歳以上	50	7	13	19	9	2
		(100.0)	(14.0)	(26.0)	(38.0)	(18.0)	(4.0)
居住地	東予	812	91	373	278	68	2
		(100.0)	(11.2)	(45.9)	(34.2)	(8.4)	(0.2)
	中予	860	129	407	277	43	4
		(100.0)	(15.0)	(47.3)	(32.2)	(5.0)	(0.5)
	南予	157	22	64	51	15	5
		(100.0)	(14.0)	(40.8)	(32.5)	(9.6)	(3.2)
勤続年数	5年未満	323	33	137	122	31	0
		(100.0)	(10.2)	(42.4)	(37.8)	(9.6)	(0.0)
	5～15年未満	576	72	251	202	49	2
		(100.0)	(12.5)	(43.6)	(35.1)	(8.5)	(0.3)
	15～25年未満	564	73	266	186	33	6
		(100.0)	(12.9)	(47.2)	(33.0)	(5.9)	(1.1)
	25年以上	366	64	190	96	13	3
		(100.0)	(17.5)	(51.9)	(26.2)	(3.6)	(0.8)
子どもの有無	いる	1,003	122	480	330	66	5
		(100.0)	(12.2)	(47.9)	(32.9)	(6.6)	(0.5)
	いない	826	120	364	276	60	6
		(100.0)	(14.5)	(44.1)	(33.4)	(7.3)	(0.7)
雇用形態	正社員	1,720	230	809	558	112	11
		(100.0)	(13.4)	(47.0)	(32.4)	(6.5)	(0.6)
	契約社員	57	8	21	23	5	0
		(100.0)	(14.0)	(36.8)	(40.4)	(8.8)	(0.0)
	派遣労働者	7	1	2	3	1	0
		(100.0)	(14.3)	(28.6)	(42.9)	(14.3)	(0.0)
	その他	45	3	12	22	8	0
		(100.0)	(6.7)	(26.7)	(48.9)	(17.8)	(0.0)
年収（昨年）	収入無し	10	0	4	3	3	0
		(100.0)	(0.0)	(40.0)	(30.0)	(30.0)	(0.0)
	100万未満	23	2	10	10	1	0
		(100.0)	(8.7)	(43.5)	(43.5)	(4.3)	(0.0)
	100～200万円未満	71	8	25	27	11	0
		(100.0)	(11.3)	(35.2)	(38.0)	(15.5)	(0.0)
	200～300万円未満	217	19	84	97	16	1
		(100.0)	(8.8)	(38.7)	(44.7)	(7.4)	(0.5)
	300～400万円未満	373	44	158	135	32	4
		(100.0)	(11.8)	(42.4)	(36.2)	(8.6)	(1.1)
	400～500万円未満	406	52	174	143	34	3
		(100.0)	(12.8)	(42.9)	(35.2)	(8.4)	(0.7)
	500～600万円未満	357	42	193	102	19	1
		(100.0)	(11.8)	(54.1)	(28.6)	(5.3)	(0.3)
	600～800万円未満	358	70	192	84	10	2
		(100.0)	(19.6)	(53.6)	(23.5)	(2.8)	(0.6)
	800～1000万円未満	7	4	2	1	0	0
		(100.0)	(57.1)	(28.6)	(14.3)	(0.0)	(0.0)
	1000万以上	7	1	2	4	0	0
		(100.0)	(14.3)	(28.6)	(57.1)	(0.0)	(0.0)

愛媛における勤労者の生活不安の背景

～リーマンショック後の家計と雇用・労働条件～

社団法人 愛媛県労働者福祉協議会

えひめ勤労者生活情報センター
松山市宮田町１２５番地
愛媛労福協会館内
電話（０８９）９３３－２８７１
FAX（０８９）９４７－５６１６

～はじめに（昨年の調査より）～

昨年、２００９年に実施した「県内勤労者の生活と働く環境についての意識」調査では、回答者の８割（79.2%）にのぼる多くの人が「現在および将来の家庭生活に“不安”を抱えている」ことがわかりました。

今回の調査では、「家計・消費」「賃金・雇用・労働条件」「職場の悩み・不安の相談相手」「労働者の権利意識」についてお聞きすることで、昨年調査で明らかになった「勤労者の不安感」の背景にあるものについてより詳しく探り、勤労者福祉の推進のための基礎資料とすることを目的にしています。

記入いただきました調査票は、個人情報保護法に基づき厳正に管理し、記入内容が特定の形で第三者に提供されることはありません。ご協力をお願いします。

記入上の注意

① １頁から 10 頁までの各問にお答えください。
② 回答は該当する番号に○を記入してください。
③ ことわりのない場合は１つだけ選んでください。２つ以上選ぶ場合、あるいは数値を記入する場合は質問ごとに注記しています。
④ 回答で「その他」を選んだ場合は、（　　）の中に内容を具体的に記述してください。
⑤ 回答は 2010 年 11 月１日現在で記述してください。

■ 最初に、この調査を統計的に処理するため、あなた自身のことについてお聞きします。次の事項について、それぞれあてはまる番号に○をつけるか、数値を記入してください。

F1 あなたの性別はどちらですか。

1 男性　　*2* 女性

F2 あなたの年齢は何歳ですか。　　満（　　）歳

F3 あなたは結婚されていますか。

1 未婚　　*2* 既婚（配偶者あり）　　*3* 既婚（離別・死別）

F4 あなたに生計を共にする子どもがいますか。

1 いる　　*2* いない

F4-1 F4 で「*1* いる」を選んだ人にお聞きします。お子さんは以下のどれにあたりますか。当てはまるものをすべて選んでください。

1 未就学児　　*2* 小・中学生　　*3* 高校生　　*4* 大学生　　*5* その他

F5 あなたの現在の就業形態をお答えください。

1 正社員　　*2* 契約社員　　*3* 派遣労働者　　*4* その他（　　）

F6 あなたの職種をお答えください。

1 管理職　　*2* 専門職　　*3* 事務職　　*4* 営業・販売職　　*5* サービス職

6 保安・警備　　*7* 運輸・通信　　*8* 生産技能・建設作業・労務職　　*9* その他

F7 あなたの現在の勤め先での勤続年数は何年ですか。　　勤続年数は（　　）年

※端数は四捨五入してください

F8 あなたの一週間当たりの平均的な実労働時間（残業時間を含む）をお答えください。

1 20 時間未満　　*2* 20 時間以上 30 時間未満　　*3* 30 時間以上 40 時間未満

4 40 時間　　*5* 40 時間超 50 時間未満　　*6* 50 時間以上 60 時間未満

7 60 時間以上

F9 あなたの昨年の賃金収入(年収 税金込)をお答えください。

1 賃金収入はない　　2 100 万円未満

3 100 万円以上 200 万円未満　　4 200 万円以上 300 万円未満

5 300 万円以上 400 万円未満　　6 400 万円以上 500 万円未満

7 500 万円以上 600 万円未満　　8 600 万円以上 800 万円未満

8 800 万円以上 1,000 万円未満　　9 1,000 万円以上

F10 あなたの世帯全体(配偶者等の収入を含む)の昨年の収入(税金込)をお答えください。
退職金や土地の売却代金など一時的な収入は除き、年金・家賃収入などの経常的な収入は含めてください。

1 300 万円未満　　2 300 万円以上 400 万円未満

3 400 万円以上 500 万円未満　　4 500 万円以上 600 万円未満

5 600 万円以上 800 万円未満　　6 800 万円以上 1,000 万円未満

7 1,000 万円以上 1,500 万円未満　　8 1,500 万円以上

9 よく把握していない

F11 あなたの世帯の生計を支えているのは、主にどなたですか。

1 あなたご自身　　2 あなたの配偶者　　3 あなたの親　　4 その他 (　　)

F12 あなたの世帯で、現在、あなた以外に賃金収入を得ている人はいますか。

1 いる　　2 いない

F12-1 F12 で「1 いる」を選んだ人にお聞きします。
それは以下のうち、どなたにあたりますか。あてはまるものをすべて選んでください。

1 あなたの配偶者　　2 あなたの親

3 あなたの子ども　　4 その他 (　　)

《F12-1 で「1 あなたの配偶者」を選んだ人のみ、次ページの F12-1(1)～(3)についてお答えください。それ以外の方は、F13 へお進みください。》

《 F12－1で、「配偶者に賃金収入がある」とお答えの方にうかがいます 》

F12-1(1) あなたの配偶者の就業形態についてお答えください。
※勤務先で産前・産後の休暇、育児休業、介護休業などで仕事を一時的に休んでいる方は、休業・休暇前の就業形態をお答えください。

1 正社員　*2* 契約社員　*3* 派遣労働者　*4* パートタイマー

5 アルバイト　*6* 自営業・内職　*7* その他（　　）

F12-1(2) あなたの配偶者の一週間あたりの平均的な実労働時間（残業時間を含む）についてお答えください。

1 20 時間未満　*2* 20 時間以上 30 時間未満　*3* 30 時間以上 40 時間未満

4 40 時間　*5* 40 時間超 50 時間未満　*6* 50 時間以上 60 時間未満

7 60 時間以上

F12-1(3) あなたの配偶者のおおよその年収をお答えください。

1 103 万円未満　*2* 103 万円以上 130 万円未満　*3* 130 万円以上 200 万円未満

4 200 万円以上 300 万円未満　*5* 300 万円以上 400 万円未満

6 400 万円以上 600 万円未満　*7* 600 万円以上 800 万円未満

8 800 万円以上 1,000 万円未満　*9* 1,000 万円以上

10 よく把握していない

《 ここからは全員の方がお答えください 》

F13 あなたの世帯における貯蓄（預貯金、保険、有価証券など）は、合計してどの程度ですか。

1 100 万円未満　*2* 100 万円以上 300 万円未満

3 300 万円以上 500 万円未満　*4* 500 万円以上 700 万円未満

5 700 万円以上 1,000 万円未満　*6* 1,000 万円以上 1,500 万円未満

7 1,500 万円以上 2,000 万円未満　*8* 2,000 万円以上

9 よく把握していない

F14 あなたの世帯における負債（住宅ローン、マイカーローン、教育ローンなど）は、合計してどの程度ですか。

1 負債はない　　*2* 100 万円未満

3 100 万円以上 300 万円未満　　*4* 300 万円以上 500 万円未満

5 500 万円以上 700 万円未満　　*6* 700 万円以上 1,000 万円未満

7 1,000 万円以上 1,500 万円未満　　*8* 1,500 万円以上 2,000 万円未満

9 2,000 万円以上　　*10* よく把握していない

F15 あなたの居住地はどちらですか。

1 東予　　*2* 中予　　*3* 南予

■ ここから、本題に入ります。以下の各設問について、それぞれあてはまる番号に○を記入してください。その他を選んだ場合はカッコ内に具体的に記入してください。

《ＰＡＲＴ１　家計・消費について》

問1 過去 1 年間のあなたの世帯全体の家計状況（家計収支）について、当てはまるものを選んでください。

1 かなり黒字（収入が支出をかなり上回った）

2 やや黒字（収入が支出をやや上回った）

3 収支トントン

4 やや赤字（支出が収入をやや上回った）

5 かなり赤字（支出が収入をかなり上回った）

6 わからない

問2 過去 1 年間に、あなたは家計が苦しいと感じたことがありますか。

1 感じたことがある　　*2* 感じたことはない　　*3* わからない

《問2で「1　感じたことがある」を選んだ方のみ、次の問2－1、問2－2についてお答えください。それ以外の方は、問３へお進みください。》

《問2で、「家計が苦しいと感じたことがある」とお答えの方にうかがいます 》

問2－1 問2で「1 感じたことがある」と答えた方にうかがいます。それはどんな時でしたか。自由に記述してください。

問2－2 あなたの世帯では、生活が苦しいと感じた時どのような支出を切り詰めたりあきらめたりしていますか。当てはまるもののうち、主要なものを5つまで選んでください。

1 外食費	*2* 家での食費	*3* 嗜好品（酒、たばこ、菓子など）
4 水道・光熱費	*5* 衣料費	*6* 理容・美容にかかる費用
7 おこづかい	*8* 交際費	*9* 医療費（医薬品購入を含む）
10 趣味・レジャー・遊興費	*11* 電気製品の購入	
12 子どもの塾やおけいこごとの費用	*13* 子どもの進学の見直し（特に大学）	
14 ガソリン代	*15* 自動車の購入	*16* 通信費（電話・インターネットなど）
17 住宅の購入	*18* 家賃	*19* 生命保険などの契約見直し
20 預貯金や資産投資の見直し		*21* 家具の購入
22 その他（　　）	*23* 切り詰めたり、あきらめたりしない	

《 ここからは全員の方がお答えください 》

問3 あなたの世帯では、どのような場合に消費を増やせるとおもいますか。当てはまるもののうち、主要なものを4つまで選んでください。

1 世帯収入の増加
2 増税不安の減少
3 将来の雇用不安の解消
4 将来の賃金減少不安の解消
5 育児にかかる費用負担の軽減
6 子どもの教育費負担の軽減
7 公的年金制度に対する不安の減少
8 医療にかかる費用負担の軽減
9 介護にかかる費用負担の軽減
10 住宅に関わる費用負担の軽減
11 魅力的な商品・サービスの出現
12 お金を使うための時間の増加
13 その他（ ）
14 どのような場合でも消費は増やさない
15 わからない

《ＰＡＲＴ２　賃金・雇用・労働条件について》

問4 5年後のあなたの賃金は、現在と比べて高くなっていると思いますか、低くなっていると思いますか。（※ 職場や仕事が現在と異なる場合も含みます。）

1 かなり高くなると思う
2 やや高くなると思う
3 変わらないと思う
4 やや低くなると思う
5 かなり低くなると思う
6 わからない

問4－1 <u>問4で3～5を選んだ方にお聞きします。</u>その理由は次のうちどれですか。もっとも当てはまると思うものを選んでください。

1 景気や会社の業績の回復が望めないから
2 自分の能力・業績が上昇しないと思うから
3 出向・転籍、転職、失業などで自分が今の仕事や地位を保てないと思うから
4 会社が年功的な処遇をやめようとしているから
5 一定の年齢になると給与が上がらなかったり、または下がることになっているから
6 その他（ ）

問5　あなたが現在働いている職場では、最近数年間（リーマンショック以降）に不況対策として、解雇・希望退職などの人員削減、事業部門の縮小、採用抑制、残業抑制、出向・配置転換、賃金カットなどが行われましたか。

1　行われた　　*2*　行われなかった　　*3*　わからない

《問5で「1　行われた」を選んだ方のみ、問5－1、問5－2についてお答えください。それ以外の方は問6へお進みください。》

《問5で、「不況対策が行われた」とお答えの方にうかがいます》

問5－1　問5で、「*1*　行われた」を選んだ方にお聞きします。それはいつごろ行われましたか。行われた時すべてを選んでください。

1　2008年秋から冬にかけて　　*2*　2009年（平成21年）春から夏にかけて

3　2009年秋から冬にかけて　　*4*　2010年（平成22年）春から夏にかけて

5　つい最近　　*6*　わからない

問5－2　問5で、「1　行われた」を選んだ方にお聞きします。それはどのような内容でしたか。該当するものをすべて選んでください。

1　正社員の解雇や希望退職の募集による人員削減

2　契約社員、臨時・季節社員、パートタイマーの人員削減

3　派遣・請負労働者の人員削減

4　採用抑制　　*5*　出向・転籍　　*6*　不採算部門の縮小・廃止

7　配置転換　　*8*　残業抑制　　*9*　労働時間の短縮・労働日数の削減

10　一時休業（一時帰休）　　*11*　定期昇給の抑制・停止　　*12*　賞与のカット

13　基本給のカット　　*14*　一定年齢以上の賃金カット

15　雇用身分の変更　　*16*　その他（　　）　　*17*よくわからない

問6　最近数年間（リーマンショック以降）にあなたの総労働時間（残業・休日出勤を含む）はどうなりましたか。

1　かなり長くなった　　*2*　やや長くなった　　*3*　変わらない

4　やや短くなった　　*5*　かなり短くなった　　*6*　わからない

問7　最近数年間（リーマンショック以降）にあなたの時間当たりの仕事の量（密度）はどうなりましたか。

1　かなりきつくなった　　*2*　ややきつくなった　　*3*　変わらない

4　やや余裕ができた　　*5*　かなり余裕ができた　　*6*　わからない

《ＰＡＲＴ３　職場の悩み・不安の相談相手について》

問8　この数年間に、賃金・雇用・労働条件について、誰かに相談したい悩みや不安を持ったことがありますか。

1　ある　　*2*　ない

問9　問8で、「*1*　ある」を選んだ方にお聞きします。
悩み・不安の相談相手として実際に相談したことがあるのは誰ですか。当てはまるもののうち、主要なものを5つまで選んでください。

1　配偶者やパートナー　　*2*　親　　*3*　その他の親族

4　職場の上司　　*5*　会社の人事部門・経営陣　　*6*　職場の同僚

7　仕事上の友人・知人　　*8*　学生時代からの友人・知人　　*9*　その他の友人・知人

10　職場の労働組合・従業員会　　*11*　職場以外の労働組合　　*12*　行政の相談窓口

13　NPO などの相談窓口　　*14*　弁護士などの法律の専門家

15　その他（　　）　　*16*　誰にも相談していない

問10　問9で、「16　誰にも相談していない」を選んだ方にお聞きします。
相談しなかった理由について、もっとも当てはまるものを選んでください。

1　身近に相談相手がいなかったから　　*2*　誰に相談したらよいかわからなかった

3　相談してもムダだと思った　　*4*　相談に出かけるのが面倒だった

5　たいした悩み・不安ではないと思った

6　相談するとかえって事態や人間関係が悪化すると思った

7　なんとなく相談しなかった　　*8*　その他（　　）

《労働者の権利意識について》

問11　次の項目は、法律で使用者の義務とされ、また労働者の権利として認められているものです。それぞれの項目についてどの程度知っていたか、4段階のうちから選んでください。

① 使用者が労働者を雇用する時、労働条件を明示することが義務付けられており、特に5つの項目については書面で明示しなければならない（労働契約）

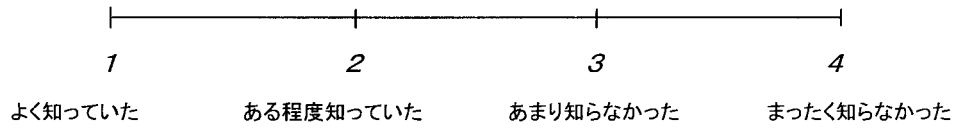

② 常時10名以上（パートやアルバイトも含む）の労働者を使用している使用者（事業場）は、必ず就業規則を作成しなければならない。またその内容は書面交付、掲示などで労働者に周知しなければならない（就業規則）

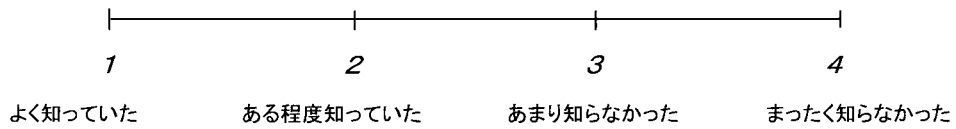

③ 法定労働時間は原則1日8時間1週40時間であり、使用者が時間外労働、深夜労働、休日労働を行わせる場合は、労働基準法第36条に基づいた労使協定の締結と労基署への届け出が必要である。また厚生労働大臣は「時間外労働の限度に関する基準」（厚生労働省告示）で時間外労働の限度を示している。

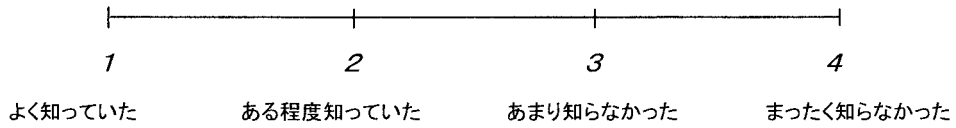

④ 使用者は、雇い入れ後6カ月以上働いて出勤率が8割以上であれば、最低10日以上の有給休暇をあたえなければならない。またパートやアルバイトにも一定の要件を満たせば有給休暇を与えなければならない。

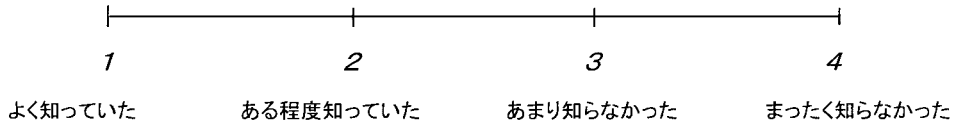

⑤ 使用者は労働者に時間外労働をさせた場合、25%以上の割増賃金を支払わなければならない。また月60時間を超えた部分については50%以上の割増賃金を、1週1回または4週4回の休日における労働については35%以上の割増賃金を支払わなければならない。

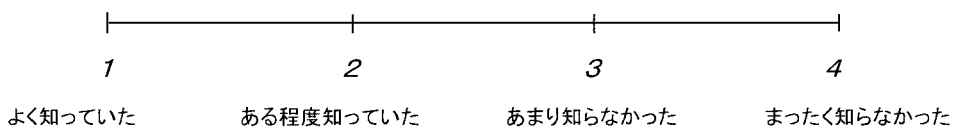

⑥ 使用者は最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならない。愛媛の地域別最低賃金は（平成22年10月27日～）、1時間あたり644円である。

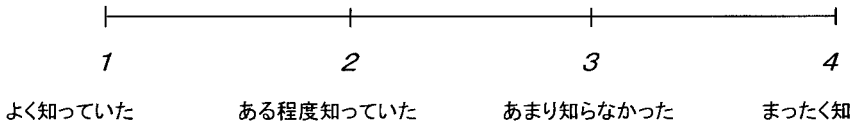

⑦ 労働災害にあった場合には、労災保険が適用され、治療費と働けない間の給料の約8割が保障される。使用者は「労災隠し（労災が起きたこと自体を隠匿すること）」「労災飛ばし（労災事故が起こった場所を偽ること）」をしてはならない。

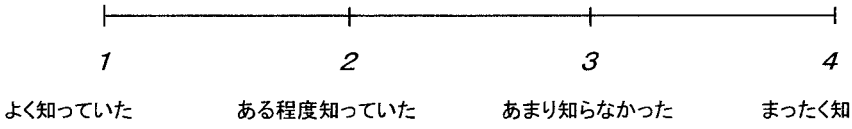

⑧ 解雇は自由にできるものではなく、法律で「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして無効とする」と定められている。具体的には使用者の解雇理由の正当性について4つの判断基準が明確にされている。

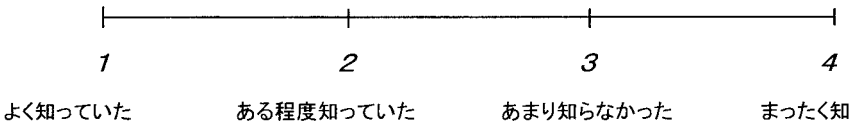

⑨ 退職には、労働者が自らの意思で辞める自己都合退職と、「勤務先の経営悪化による人員整理、経営破たん」「退職勧奨、いじめ・嫌がらせ、セクハラなどがあり、それにより労働者が自ら退職を申し出た場合」などの会社都合退職がある。会社都合退職では、雇用保険の失業給付についての開始期間や給付期間の優遇があり、場合によっては退職金の割増支給が適用される。

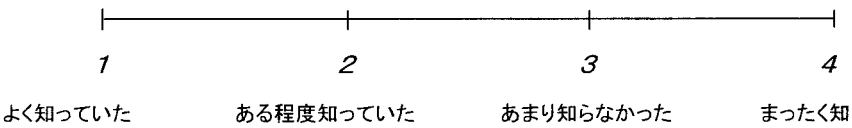

⑩ 憲法において働く者の権利として「労働三権」が定められている。労働組合員であることなどによる不利益な取り扱いを受けること、労働組合に加入しないことや脱退を雇用条件にすること、団体交渉を拒否したり組合に支配介入するなどは「不当労働行為」として禁止されている。

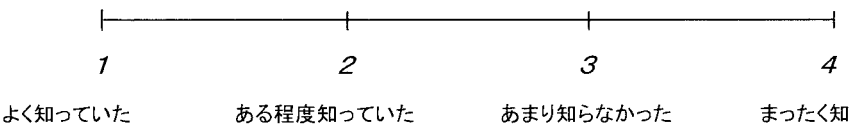

－ご協力ありがとうございました－